

第 82 回 横浜市廃棄物減量化・資源化等推進審議会

日時 令和 7 年 3 月 24 日 (月)
10 時 00 分から 12 時 00 分まで
会場 横浜市役所 18 階会議室
※オンライン併用

次 第

1 開会

2 議題・報告事項

- (1) 事業系食品ロス削減の取組について…………… 【資料 1】
- (2) 令和 7 年度横浜市一般廃棄物処理実施計画について… 【資料 2・3】
- (3) 記者発表資料…………… 【資料 4】

3 閉会

横浜市廃棄物減量化・資源化等推進審議会委員名簿

(五十音順、敬称略)

令和7年3月24日現在

氏名	役職
おおいし みなこ 大石 美奈子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・ コンサルタント・相談員協会
おおさこ まさひろ 大迫 政浩	国立環境研究所 フェロー
おおもり のぞむ 大森 望	神奈川県弁護士会 弁護士
おのだ ひろし 小野田 弘士	早稲田大学理工学術院 大学院環境・エネルギー研究科 教授
さきた ゆうこ 崎田 裕子	ジャーナリスト・環境カウンセラー
さとう あけみ 佐藤 明美	南区環境事業推進委員連絡協議会 副会長
しのき みきこ 篠木 幹子	中央大学 総合政策学部 教授
たざわ かつひこ 田沢 克彦	日本チェーンストア協会関東支部事務局代行
はやし しげかつ 林 重克	横浜市町内会連合会 (旭区連合自治会町内会連絡協議会会長)
ほんだ ひろと 本多 寛人	消費生活推進員戸塚区副代表
もらい とみこ 桃井 富子	元港北区3R夢サポーター会長
もり けんじ 森 健二	横浜商工会議所 専務理事
もり ともこ 森 朋子	東京都市大学 環境学部環境経営システム学科 准教授

事業系食品ロス削減の取組について

1 事業系食品ロス削減に向けた取組の全体像

2 食品製造業

3 食品小売業

4 外食産業

方針 1 国・市のデータ活用

国の公表データと市への報告データの集計・分析を行い、対策を検討

方針 2 排出量が多い事業者・業態へ

排出量が多い事業者や業態を対象として、優先して働きかけ

方針 3 4業種別の対策

食品リサイクル法対象の4業種別(食品製造業、食品小売業、外食産業、食品卸売業)に対策を検討

方針 4 食品ロス削減と食品リサイクル

「食品ロス削減」に併せて「食品リサイクル」も推進

方針 5 民間事業者との連携

民間事業者とのコミュニケーションを積極的に重ね、事業者のアイデアを引き込み

方針 6 取組の発信

食品ロス削減に取り組む市内事業者や優良事例の発信

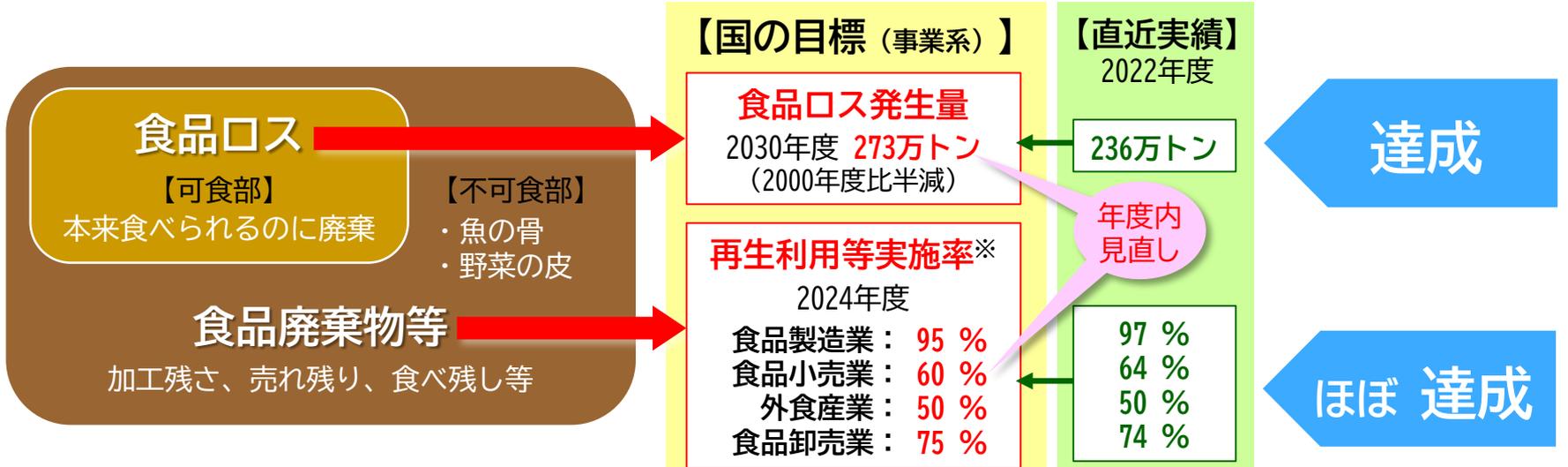
食品ロス削減推進法・食品リサイクル法の国目標と直近実績

食品ロス削減
食品リサイクル

方針 1	国・市のデータ活用	方針 4	食品ロス削減と食品リサイクル
方針 2	排出量が多い事業者・業態へ	方針 5	民間事業者との連携
方針 3	4業種別の対策	方針 6	取組の発信

状況

- 食品ロス削減推進法及び食品リサイクル法に基づく国目標は、「食品ロス発生量」と「再生利用等実施率」で設定。「再生利用等実施率」は4業種別。
- 「食品ロス発生量」は2022年度に8年前倒しで目標達成したが、年度内に見直しがある見込み。



※ 再生利用等実施率 = 対象年度の（発生抑制量 + 再生利用量 + 熱回収量 × 0.95 + 減量量） ÷ 対象年度の（発生抑制量 + 発生量）

国公表データにおける4業種別の発生割合

食品ロス削減

食品リサイクル

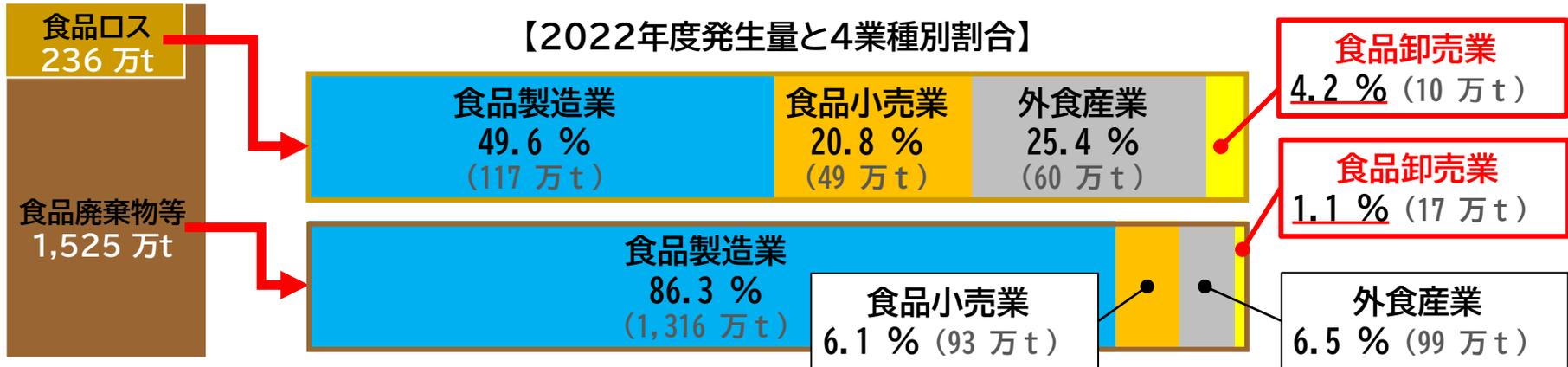
方針 1	国・市のデータ活用	方針 4	食品ロス削減と食品リサイクル
方針 2	排出量が多い事業者・業態へ	方針 5	民間事業者との連携
方針 3	4業種別の対策	方針 6	取組の発信

状況

- ・ 国は、4業種別に「食品ロス」と「食品廃棄物等」に関する集計・推計結果を公表。
- ・ 4業種別の発生量については、「食品ロス」「食品廃棄物等」ともに同一傾向。
食品製造業が圧倒的最上位、食品小売業・外食産業が中位、食品卸売業が圧倒的最下位。

方針

- ・ 排出量が多い業種から優先し、業種別の対策を検討。
- ・ 圧倒的最下位の食品卸売業を対象とした取組は劣後。



国公表データにおける業種別の取組状況

食品ロス削減

食品リサイクル

方針 1	国・市のデータ活用	方針 4	食品ロス削減と食品リサイクル
方針 2	排出量が多い事業者・業態へ	方針 5	民間事業者との連携
方針 3	4業種別の対策	方針 6	取組の発信

状況

- ・ 国は、4業種別に「食品ロス」と「食品廃棄物等」に関する集計・推計結果を公表。【再掲】
- ・ 4業種別の「食品ロスの発生割合」「食品廃棄物等の再生利用等利用率」は同一傾向。食品製造業は取組状況が良好、残り3業種は取組状況に課題あり。

	食品製造業	食品小売業	外食産業	食品卸売業
食品ロス発生割合※	9 %	52 %	61 %	59 %
再生利用等実施率	97 %	64 %	50 %	74 %

※ 食品廃棄物等に含まれる食品ロスの重量割合

食品ロス削減・リサイクルともに良好

食品ロス削減・リサイクルともに改善の余地あり

横浜市の状況（国公表データからの推計）

食品ロス削減
食品リサイクル

方針 1	国・市のデータ活用	方針 4	食品ロス削減と食品リサイクル
方針 2	排出量が多い事業者・業態へ	方針 5	民間事業者との連携
方針 3	4業種別の対策	方針 6	取組の発信

状況

- 国は、本市のデータとして「食品廃棄物等多量発生事業者による食品廃棄物等の発生量」を公表。その結果をもとに市域全体の発生量の推計を実施。

方針

- 市域全体における「食品ロス」「食品廃棄物等」の発生量を年度ごとに推計し、次年度以降の施策検討における目安としていく。

データ種類	発生量100t以上の食品産業事業者（実績値）				食品産業全体（推計値）					
	全国		神奈川県		横浜市		全国	横浜市		
対象エリア	食品廃棄物等の発生量		食品廃棄物等の発生量		食品廃棄物等の発生量		食品廃棄物等の発生量	食品ロスの発生量		
データ種類	令和4年度		令和4年度		令和4年度		令和4年度	令和4年度		
年度	令和4年度		令和4年度		令和4年度		令和4年度	令和4年度		
数式等	A	占有率		占有率	B	占有率	C	D=C×(B/A)	E	D×E
食品製造業	12,959,388 (t)	90.5%	1,025,067 (t)	90.9%	742,311 (t)	95.0%	13,149,000 (t)	753,172 (t)	8.9%	67,033 (t)
食品卸売業	100,306 (t)	0.7%	8,834 (t)	0.8%	3,055 (t)	0.4%	171,000 (t)	5,209 (t)	58.6%	3,053 (t)
食品小売業	827,645 (t)	5.8%	57,180 (t)	5.1%	21,362 (t)	2.7%	934,000 (t)	24,107 (t)	52.0%	12,536 (t)
外食産業	425,797 (t)	3.0%	36,827 (t)	3.3%	14,974 (t)	1.9%	991,000 (t)	34,849 (t)	60.7%	21,154 (t)
食品産業計	14,313,136 (t)		1,127,908 (t)		781,701 (t)		15,245,000 (t)	817,336 (t)	—	103,776 (t)

本市が把握するデータ

食品ロス削減

食品リサイクル

方針 1 国・市のデータ活用

方針 2 排出量が多い事業者・業態へ

方針 3 4業種別の対策

方針 4 食品ロス削減と食品リサイクル

方針 5 民間事業者との連携

方針 6 取組の発信

状況

- ・国のデータは総発生量のみで、事業者名や事業者ごとの発生量等は不明。
- ・法や条例に基づく報告により、市内事業所の一部について発生量や資源化量などを把握。

方針

- ・本市への報告をもとに、発生量が多い事業所、資源化の状況が良い・悪い事業所などを抽出。
- ・本市への報告によるデータを集計し、発生量が多い業種や業態などを把握。
- ・抽出した事業所や発生量が多い業種などを対象として、ヒアリングや現地訪問等による実態調査を実施。

	食品製造業	食品小売業	外食産業
食品廃棄物の種類	産業廃棄物（動植物性残渣）		一般廃棄物（食品残さ）
本市への発生量の報告	産業廃棄物管理票交付等状況報告書 （電子マニフェストのデータを含む）	産業廃棄物処理計画書 産業廃棄物処理計画実績報告書	事業用大規模建築物の減量化・資源化等計画書
根拠	廃棄物の処理及び清掃に関する法律		横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例
対象	産業廃棄物の処理を委託している事業者	前年度の産業廃棄物の発生量（総量）が1,000トン以上の事業者 ※ 計画書を提出した翌年度に実績報告書を提出	事業用大規模建築物の所有者 ・大規模小売店舗【大規模小売店舗立地法】（延床面積1,000㎡以上） ・店舗部分の延床面積が500～1,000㎡の小売店舗 ・事業部分の延床面積が3,000㎡の建築物
データの特徴	×資源化の状況が報告されていない ×再生利用等実施率（食り法）は計算不可 ×有償で売却された物は含まれない ×液状物や泥状物は別の産業廃棄物種類で集計（食品廃棄物としての抽出が困難）		○資源化の状況が報告されている

食品廃棄物等

産業廃棄物

【業種限定がない産業廃棄物】

「廃酸・廃アルカリ」「廃油」「汚泥」

【業種限定がある産業廃棄物】

食品製造業 から生じる「動植物性残渣※」

※ 原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物

一般廃棄物

事業活動に伴って生じる廃棄物のうち
産業廃棄物に該当しないもの

食品小売業

外食産業 から生じる「動植物性残渣※」

食品卸売業

と同等のもの

- ・ 排出事業者自らに処理責任
- ・ 処理の委託は許可業者へ
- ・ 法に基づき、市内事業所は、処理委託の年度実績を本市に報告

- ・ 市町村に処理責任
- ・ 本市焼却工場における焼却処理が可能
- ・ 市条例に基づき、市内事業所の一部は、廃棄物の発生量や資源化量を本市に報告

民間事業者との連携（テーマ型共創フロントの活用）

食品ロス削減

食品リサイクル

方針 1	国・市のデータ活用	方針 4	食品ロス削減と食品リサイクル
方針 2	排出量が多い事業者・業態へ	方針 5	民間事業者との連携
方針 3	4業種別の対策	方針 6	取組の発信

状況

- ・テーマ型共創フロントにおいて、令和6年7月より「事業系食品ロスの削減に向けた取組についての提案」を募集開始。

方針

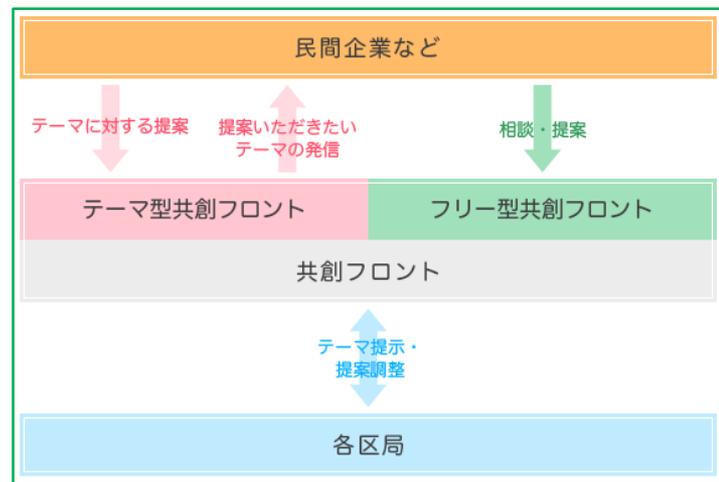
- ・テーマ型共創フロントを通じた提案においては、事業者側の採算性や費用対効果に配慮し、持続性のある取組を目指していく。また、事業者と協力関係を構築しながら取組を推進。

「共創フロント」とは、横浜市と民間の皆様とが互いに**対話**を進め、民間の皆様からの**社会・地域の課題の解決**や**イノベーションの創出**等につながる**連携**を進めるため**相談・提案を受け付ける窓口**

【テーマ型共創フロント】

- ・横浜市の各部署から、さまざまなテーマについて民間の皆様からの提案を募集。
- ・令和6年7月より「事業系食品ロスの削減に向けた取組についての提案」を募集開始。

株式会社えだまめ
後述の食べきり協力店での「**Clean Plate Yokohama**」の原案となる企画の提案を受け、協働を開始。令和6年10月から事業化。



市内事業者の取組発信

食品ロス削減
食品リサイクル

方針 1	国・市のデータ活用	方針 4	食品ロス削減と食品リサイクル
方針 2	排出量が多い事業者・業態へ	方針 5	民間事業者との連携
方針 3	4業種別の対策	方針 6	取組の発信

方針

・既存の取組により、先進的なアイデアやノウハウを発信。



【啓発用立入調査結果通知制度】

令和6年度より、排出指導にかかる立入調査において、従業員教育などに活用できる啓発用立入結果通知制度を導入。優良な取組を市ホームページで公表。

【食の3Rきら星活動賞】

平成29年度から表彰を開始。令和6年度までに23事業者等を表彰。令和6年度は、次の2者を表彰

- ・麒麟ビール株式会社 氷結チーム
- ・株式会社アルファロッカーシステム

方針まとめ

方針 1 国・市のデータ活用

国の公表データと市への報告データの集計・分析を行い、対策を検討

方針 2 排出量が多い事業者・業態へ

排出量が多い事業者や業態を対象として、優先して働きかけ

方針 3 4業種別の対策

食品リサイクル法対象の4業種別(食品製造業、食品小売業、外食産業、食品卸売業)に対策を検討

方針 4 食品ロス削減と食品リサイクル

「食品ロス削減」に併せて「食品リサイクル」も推進

方針 5 民間事業者との連携

民間事業者とのコミュニケーションを積極的に重ね、事業者のアイデアを引き込み

方針 6 取組の発信

食品ロス削減に取り組む市内事業者や優良事例の発信

- ・ 排出量が多い業種から優先し、業種別の対策を検討。
- ・ 圧倒的最下位の食品卸売業を対象とした取組は劣後。
- ・ 市域全体における「食品ロス」「食品廃棄物等」の発生量を年度ごとに推計し、次年度以降の施策検討における目安としていく。
- ・ 本市への報告をもとに、発生量が多い事業所、資源化の状況が良い・悪い事業所などを抽出。
- ・ 本市への報告によるデータを集計し、発生量が多い業種や業態などを把握。
- ・ 抽出した事業所や発生量が多い業種などを対象として、ヒアリングや現地訪問等による実態調査を実施。
- ・ テーマ型共創フロントを通じた提案においては、事業者側の採算性や費用対効果に配慮し、持続性のある取組を目指していく。また、事業者と協力関係を構築しながら取組を推進。
- ・ 既存の取組により、先進的なアイデアやノウハウを発信。

1 事業系食品ロス削減に向けた取組の全体像

2 食品製造業

3 食品小売業

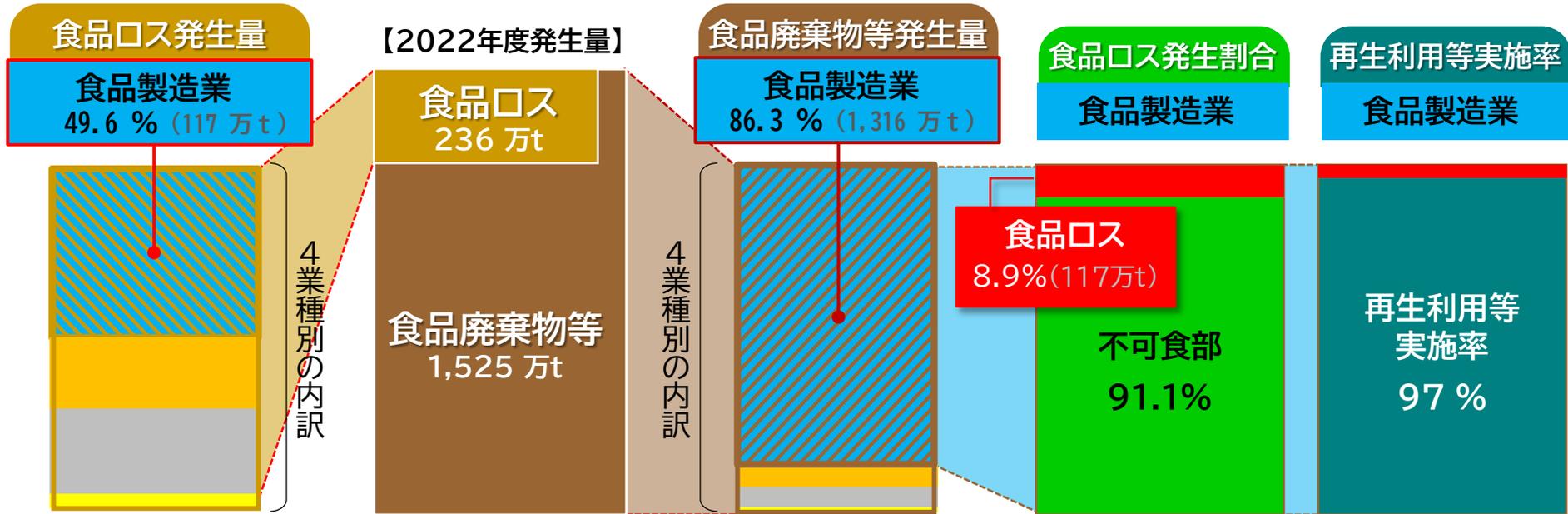
4 外食産業

食品ロス削減
食品リサイクル

方針 1	国・市のデータ活用	方針 4	食品ロス削減と食品リサイクル
方針 2	排出量が多い事業者・業態へ	方針 5	民間事業者との連携
方針 3	4業種別の対策	方針 6	取組の発信

状況

- ・ 4業種の比較において、「食品ロス」「食品廃棄物等」ともに、食品製造業は発生量が最上位。
- ・ 「食品ロス削減」「食品リサイクル」ともに、取組状況は良好。





国公表データ（食品廃棄物等多量発生事業者による発生割合等）

食品ロス削減
食品リサイクル

方針 1	国・市のデータ活用	方針 4	食品ロス削減と食品リサイクル
方針 2	排出量が多い事業者・業態へ	方針 5	民間事業者との連携
方針 3	4業種別の対策	方針 6	取組の発信

状況

- 食品製造業からの食品廃棄物等の発生量のうち、多量発生事業者による発生割合が 99%。
- 本市の特徴として、食品製造業からの食品廃棄物等の発生量が多め。

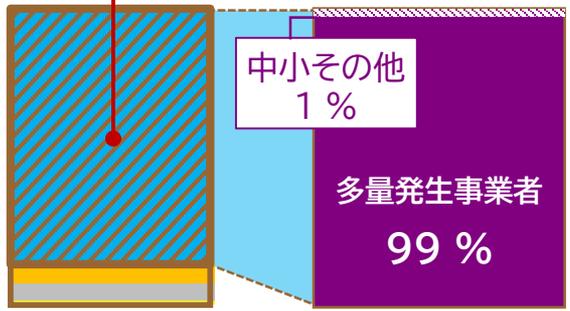
方針

- 多量発生事業者を優先して働きかけていくことで、効率的かつ効果的に取組を推進。
- 地域特性を踏まえ、食品ロス削減等の取組を求めていく対象として、食品製造業は重要。

食品廃棄物等発生量
食品製造業
(1,316 万 t)

多量発生事業者
による発生割合
食品製造業
99 %

4業種別の内訳



全国値の90.5%に対し、
横浜市は95.0%

データ種類	100t以上の食品産業事業者（実績値）					
	神奈川県		横浜市			
発生量	業種別占有率	発生量	業種別占有率	発生量	業種別占有率	
食品製造業	12,959,388 (t)	90.5%	1,025,067 (t)	90.9%	742,311 (t)	95.0%
食品卸売業	100,306 (t)	0.7%	8,834 (t)	0.8%	3,055 (t)	0.4%
食品小売業	827,645 (t)	5.8%	57,180 (t)	5.1%	21,362 (t)	2.7%
外食産業	425,707 (t)	3.0%	36,827 (t)	3.3%	14,974 (t)	1.9%
食品産業計	14,213,046 (t)		1,128,908 (t)		781,701 (t)	

神奈川県が発生量のうち
72%が横浜市から発生



本市把握データ（産業廃棄物管理票交付状況等報告書）

食品ロス削減
食品リサイクル

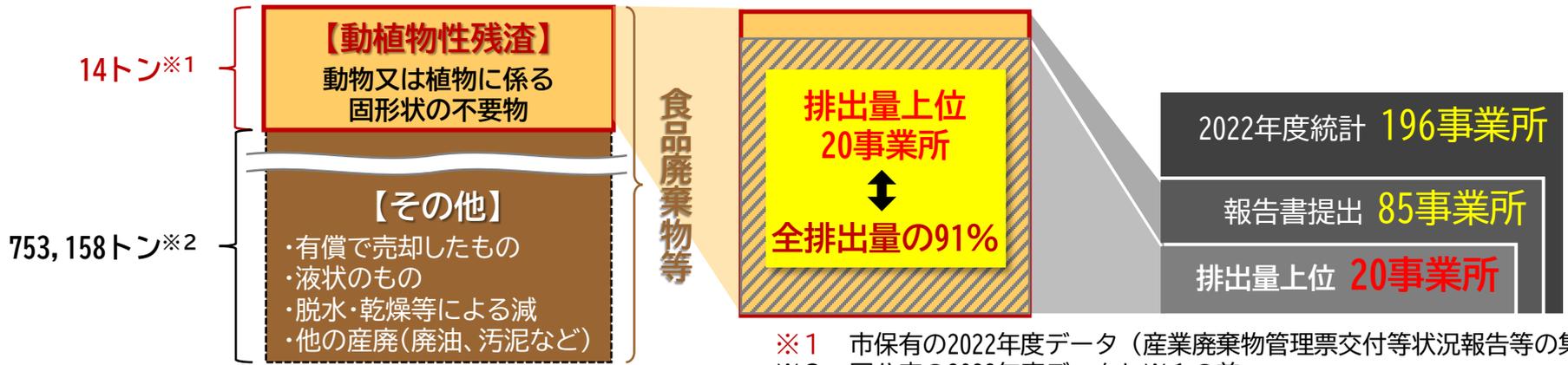
方針 1	国・市のデータ活用	方針 4	食品ロス削減と食品リサイクル
方針 2	排出量が多い事業者・業態へ	方針 5	民間事業者との連携
方針 3	4業種別の対策	方針 6	取組の発信

状況

- ・ 産業廃棄物管理票交付状況等報告書における食品製造業「動植物性残渣」の報告値を集計。
- ・ 食品製造業196事業所（統計値）のうち85事業所が報告。
- ・ 報告書提出85事業所のうち排出量上位20事業所で全排出量の91%を占める。

方針

- ・ 報告書未提出の事業所（111事業所）への提出指導。
- ・ 排出量上位20事業所を対象とした実態調査を実施し、効率的・効果的に状況把握・働きかけ。



※1 市保有の2022年度データ（産業廃棄物管理票交付等状況報告等の集計値）
 ※2 国公表の2022年度データと※1の差

食品ロス削減
食品リサイクル

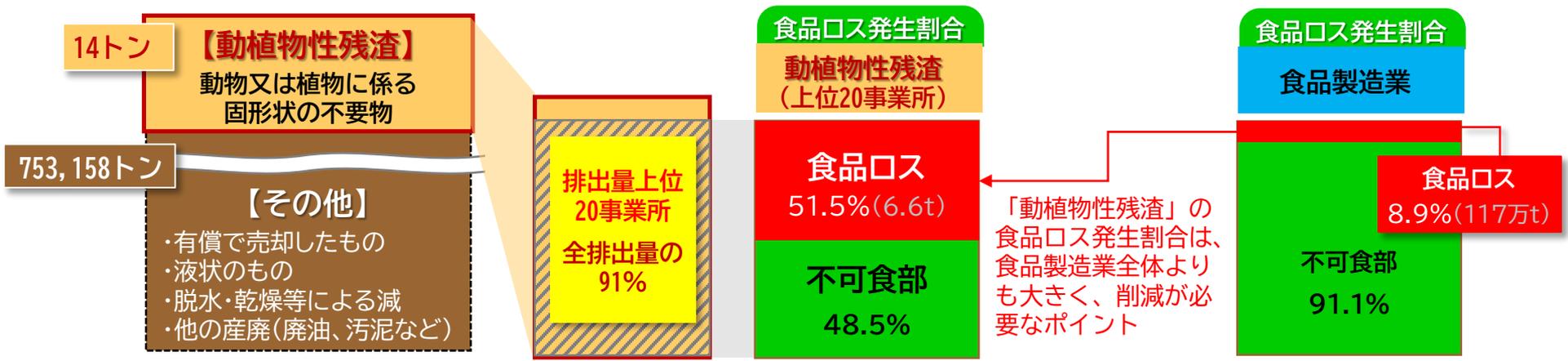
方針 1	国・市のデータ活用	方針 4	食品ロス削減と食品リサイクル
方針 2	排出量が多い事業者・業態へ	方針 5	民間事業者との連携
方針 3	4業種別の対策	方針 6	取組の発信

状況

- 産業廃棄物管理票交付状況等報告書で食品製造業「動植物性残渣」の報告をした85事業所のうち、排出量上位20事業所で全排出量の91%を占める。【再掲】
- 排出量上位20事業所への実態調査の結果、「動植物性残渣」発生量のうち、51.5%が食品ロス。

方針

- 「動植物性残渣」排出量が上位の事業所を対象とした実態調査を定期的に行い、「食品ロス」の発生量や割合を集計し、市内の食品製造業における取組状況を確認。



食品ロス削減

食品リサイクル

方針 1	国・市のデータ活用	方針 4	食品ロス削減と食品リサイクル
方針 2	排出量が多い事業者・業態へ	方針 5	民間事業者との連携
方針 3	4業種別の対策	方針 6	取組の発信

状況

- 食品製造業「動植物性残渣」の排出量上位20事業所への実態調査の結果、「動植物性残渣」発生量のうち51.5%が食品ロス。【再掲】
- 「動植物性残渣」における食品ロスは、「衛生上」「経済合理性」「契約上」の理由により、譲渡や売却が不可又は困難。

方針

- 「動植物性残渣」排出量上位の事業所を対象とした実態調査を定期的に行い、「食品ロス」の発生理由をヒアリングし、状況に応じた対策を検討。

食品ロス発生割合

動植物性残渣
(上位20事業所)

食品ロス
51.5%(6.6t)

不可食部
48.5%

動植物性残渣

排出量上位
20事業所
全排出量の
91%

衛生上
の理由で譲渡不可

製造ラインの故障等で発生したもの／規格外品、品質検査用／消費期限の短い惣菜・弁当／パン粉など調理・加工後の残り

経済合理性
の理由で売却困難

端材、原材料半製品（食用にするには調理・加工が必要）
業務用の製品（小売にするには多すぎ、小分けが必要）

契約上
の理由で譲渡不可

大手チェーンの受託生産品（納品数確保のため余分に製造）

食品ロス削減
食品リサイクル

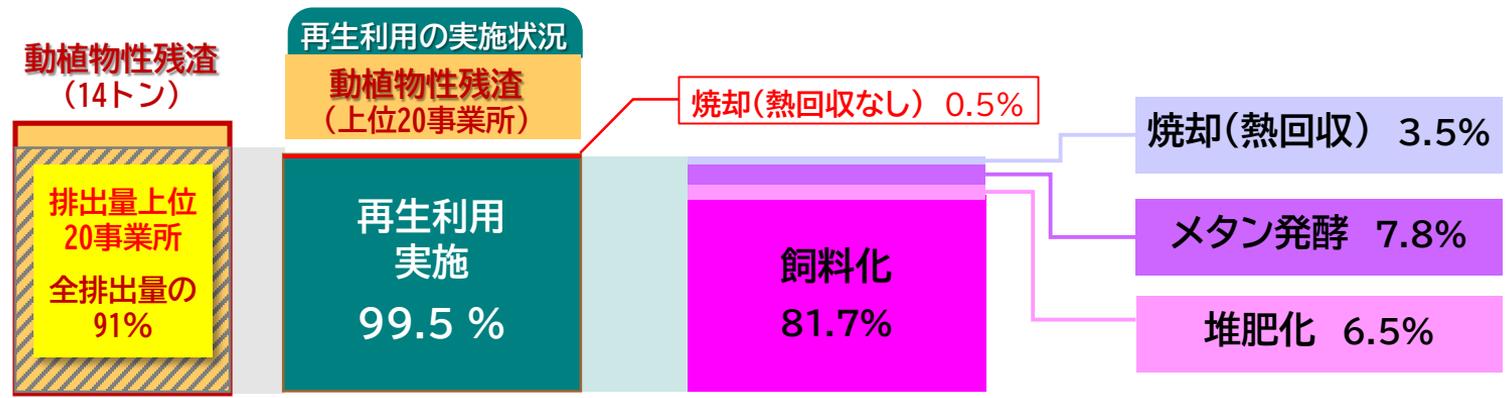
方針 1	国・市のデータ活用	方針 4	食品ロス削減と食品リサイクル
方針 2	排出量が多い事業者・業態へ	方針 5	民間事業者との連携
方針 3	4業種別の対策	方針 6	取組の発信

状況

- 産業廃棄物管理票交付状況等報告書で食品製造業「動植物性残渣」の報告をした85事業所のうち、排出量上位20事業所で全排出量の91%を占める。【再掲】
- 排出量上位20事業所への実態調査の結果、「動植物性残渣」の再生利用（飼料化、肥料化、メタン発酵）の割合は 96.0 %。熱回収を含めれば 99.5 %。取組状況は非常に良好。

方針

- 「動植物性残渣」排出量が上位の事業所を対象とした実態調査を定期的に行い、「再生利用の実施状況」を集計し、市内の食品製造業における取組状況を確認。



国公表データ（食品廃棄物等多量発生事業者による発生割合等）

方針

- ・ 多量発生事業者を優先して働きかけていくことで、効率的かつ効果的に取組を推進。
- ・ 地域特性を踏まえ、食品ロス削減等の取組を求めていく対象として、食品製造業は重要。

本市把握データ（産業廃棄物管理票交付状況等報告書）

方針

- ・ 報告書未提出の事業所（111事業所）への提出指導。
- ・ 排出量上位20事業所を対象とした実態調査を実施し、効率的・効果的に状況把握・働きかけ。

「動植物性残渣」排出量上位20事業所の実態調査

方針

- ・ 「動植物性残渣」排出量が上位の事業所を対象とした実態調査を定期的に行い、「食品ロス」の発生量や割合を集計し、市内の食品製造業における取組状況を確認。
- ・ 「動植物性残渣」排出量が上位の事業所を対象とした実態調査を定期的に行い、「食品ロス」の発生理由をヒアリングし、状況に応じた対策を検討。
- ・ 「動植物性残渣」排出量が上位の事業所を対象とした実態調査を定期的に行い、「再生利用の実施状況」を集計し、市内の食品製造業における取組状況を確認。

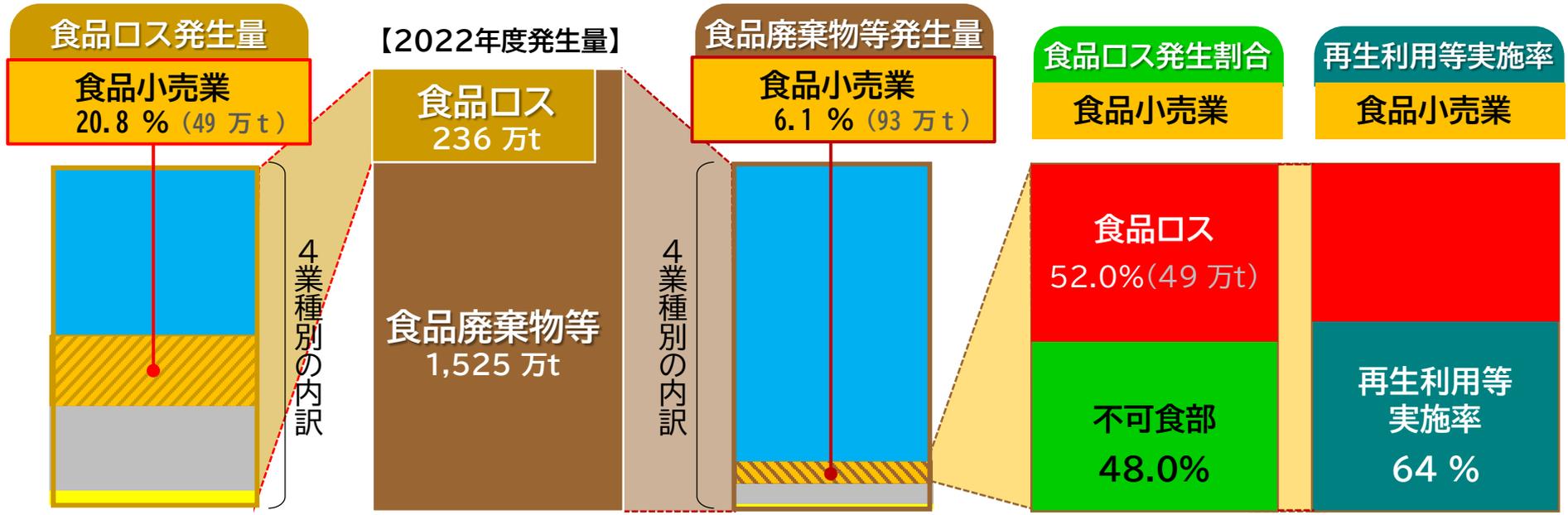
- 1 事業系食品ロス削減に向けた取組の全体像
- 2 食品製造業
- 3 食品小売業**
- 4 外食産業

食品ロス削減
食品リサイクル

方針 1	国・市のデータ活用	方針 4	食品ロス削減と食品リサイクル
方針 2	排出量が多い事業者・業態へ	方針 5	民間事業者との連携
方針 3	4業種別の対策	方針 6	取組の発信

状況

- ・ 4業種別の発生量については、「食品ロス」「食品廃棄物等」ともに、食品小売業は中位。
- ・ 「食品ロス削減」「食品リサイクル」ともに、食品小売業の取組状況は改善の余地あり。



食品ロス削減
食品リサイクル

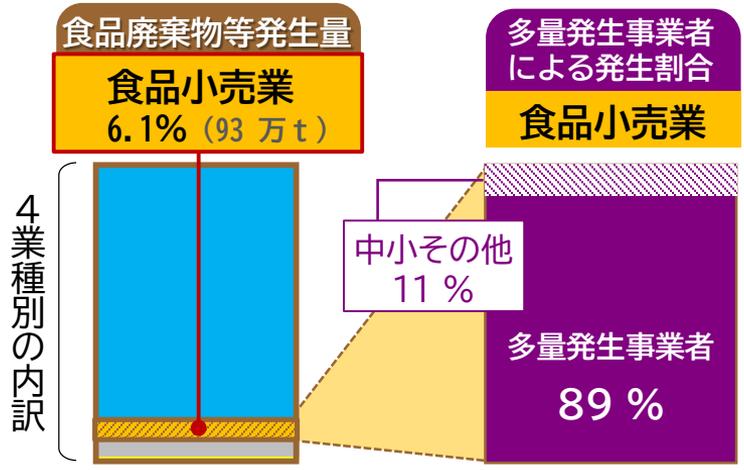
方針 1	国・市のデータ活用	方針 4	食品ロス削減と食品リサイクル
方針 2	排出量が多い事業者・業態へ	方針 5	民間事業者との連携
方針 3	4業種別の対策	方針 6	取組の発信

状況

- 食品小売業からの食品廃棄物等の発生量のうち、多量発生事業者による発生割合が 89%。
- 統計調査による市内事業所数は、飲食料品小売業が 4,475事業所、各種商品小売業が52事業所。

方針

- 多量発生事業者に優先して働きかけていくことで、効率的かつ効果的に取組を推進。
- 発生量が多い業種・業態等を特定し、親会社や事業者団体を通じて一括した働きかけ。



発生量が多い業種・業態等

チェーンスーパー等の親会社や事業者団体を通じて一括した働きかけ



食品ロス削減
食品リサイクル

方針 1	国・市のデータ活用	方針 4	食品ロス削減と食品リサイクル
方針 2	排出量が多い事業者・業態へ	方針 5	民間事業者との連携
方針 3	4業種別の対策	方針 6	取組の発信

状況

- 横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例により、事業用大規模建築物の所有者は「減量化・資源化等計画書」の提出により、前年度の廃棄物排出量や資源化量を報告。
- 事業用大規模建築物の「減量化・資源化等計画書」における「食品残さ」の報告値を「事業用途」ごとに集計。
- 2024年度の報告件数 2,680施設のうち、1,136施設から「食品残さ」の報告あり。

< 事業用大規模建築物 >

- 大規模小売店舗【大規模小売店舗立地法】（延床面積1,000㎡以上）
- 店舗部分の延床面積が500～1,000㎡の小売店舗
- 事業部分の延床面積が3,000㎡の建築物

減量化・資源化等計画書

- 事業用途
- 廃棄物種類別※の発生量・資源化量
- ※廃棄物種類に「食品残さ」あり

【2024年度】

報告数 2,680件

「食品残さ」

報告数 1,136件

一般廃棄物であり、本市焼却工場での処理可能



食品小売業 本市把握データ（事業用大規模建築物）「食品残さ」

食品ロス削減
食品リサイクル

方針 1	国・市のデータ活用	方針 4	食品ロス削減と食品リサイクル
方針 2	排出量が多い事業者・業態へ	方針 5	民間事業者との連携
方針 3	4業種別の対策	方針 6	取組の発信

状況

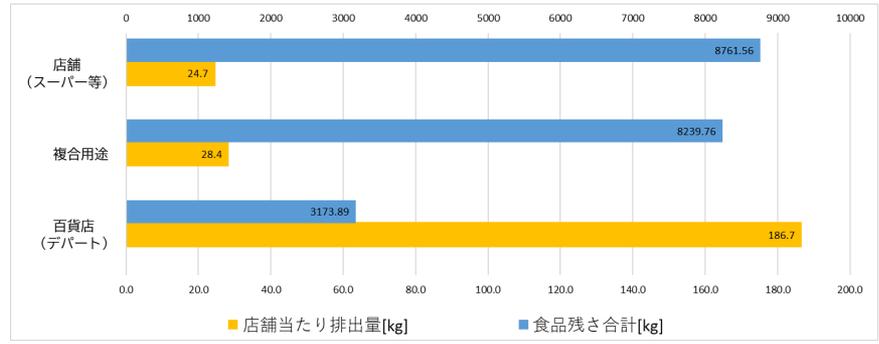
- ・事業用大規模建築物の「減量化・資源化等計画書」における「食品残さ」の報告値を「事業用途」ごとに集計。【再掲】
- ・「食品残さ」の発生量合計が多い「事業用途」は、上から「店舗（スーパー等）」「複合用途」「百貨店（デパート）」。
- ・1店舗あたりの発生量は「百貨店（デパート）」が多い傾向。

方針

- ・「店舗（スーパー等）」「複合用途」「百貨店（デパート）」について、施設別で「食品残さ」の発生量や資源化量などを比較し、ヒアリングや現地訪問等による実態調査の対象を抽出。

事業所用途	施設数	食品残さ合計[kg]	資源化率[%]
店舗（スーパー等）	355	8761.56	39.2%
複合用途	290	8239.76	31.4%
百貨店（デパート）	17	3173.89	45.1%

※資源化…飼料化、肥料化、メタン化等。本市焼却工場は単純焼却扱い





食品ロス削減
食品リサイクル

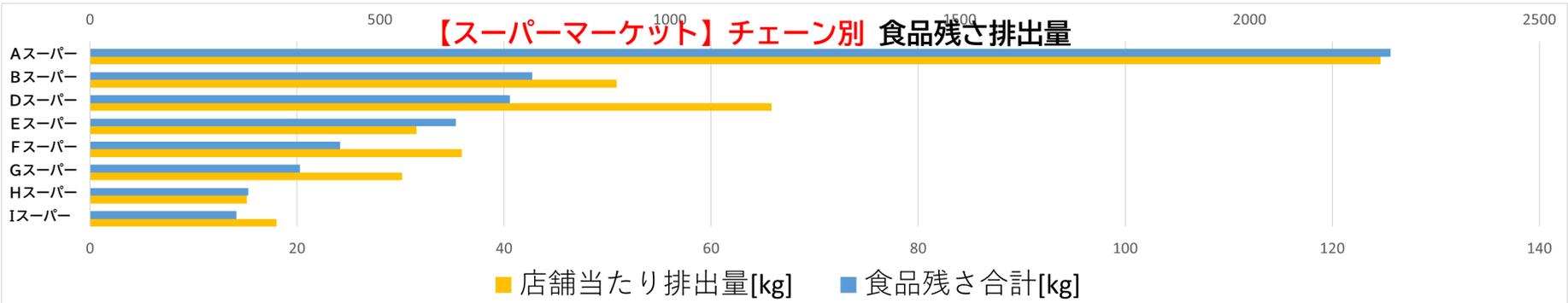
方針 1	国・市のデータ活用	方針 4	食品ロス削減と食品リサイクル
方針 2	排出量が多い事業者・業態へ	方針 5	民間事業者との連携
方針 3	4業種別の対策	方針 6	取組の発信

状況

- 「店舗（スーパー等）」のうち、10施設以上の報告があるチェーンスーパー8社を対象として、食品残さの「発生量合計」と「1施設あたりの発生量」を集計・比較。
- 「1施設あたりの発生量」は、チェーンスーパーごとにまちまち。

方針

- 集計・比較の結果をもとに、チェーンスーパー本社ごとに実態調査を実施し、「食品ロス削減」の取組状況を把握。優良な取組事例を把握し、取組状況に課題があるチェーンスーパーに展開。
- 「発生量合計」「1施設あたりの発生量」の順位をチェーンスーパーごとに開示することを検討。（自主的な取組を促す）





食品ロス削減
食品リサイクル

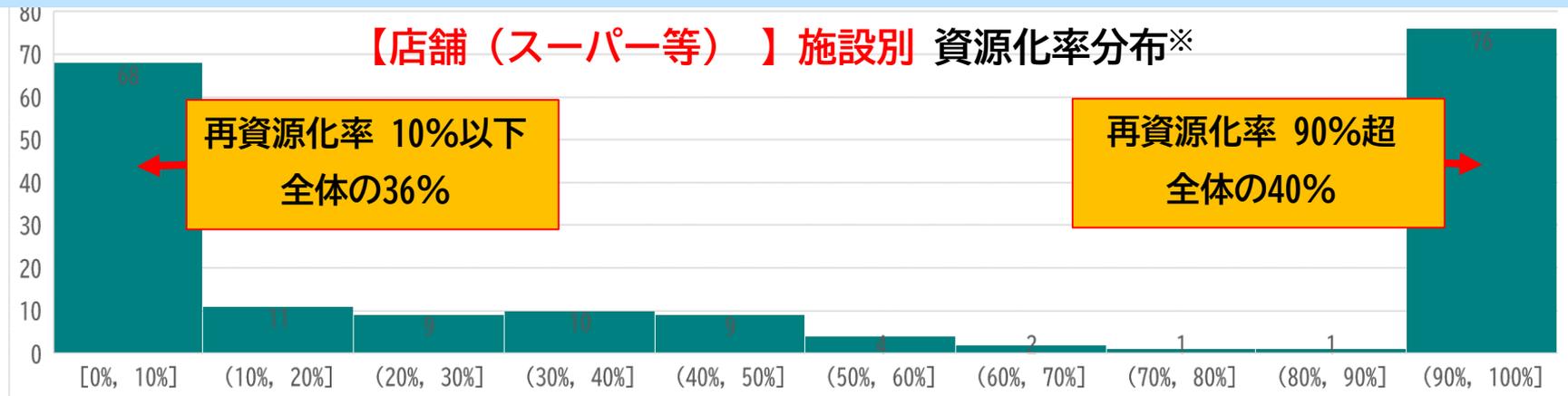
方針 1	国・市のデータ活用	方針 4	食品ロス削減と食品リサイクル
方針 2	排出量が多い事業者・業態へ	方針 5	民間事業者との連携
方針 3	4業種別の対策	方針 6	取組の発信

状況

・「店舗（スーパー等）」の各施設における資源化率の分布状況は、「資源化率10%以下」が全体の36%、「資源化率90%超」が全体の40%であり、取組状況が二極化している。

方針

- ・分布状況の結果をもとに、チェーンスーパー本社ごとに実態調査を実施し、「食品リサイクル」の取組状況を把握。優良な取組事例を把握し、取組状況に課題があるチェーンスーパーに展開。
- ・「資源化率10%以下」から発生量が多い施設を抽出し、実態調査を実施・対策検討。



※2024年度に減量化・資源化計画書を提出した355事業所のうち、2023年度の食品残さ排出量がある191店舗の集計。

食品ロス削減

食品リサイクル

方針 1 国・市のデータ活用

方針 2 排出量が多い事業者・業態へ

方針 3 4業種別の対策

方針 4 食品ロス削減と食品リサイクル

方針 5 民間事業者との連携

方針 6 取組の発信

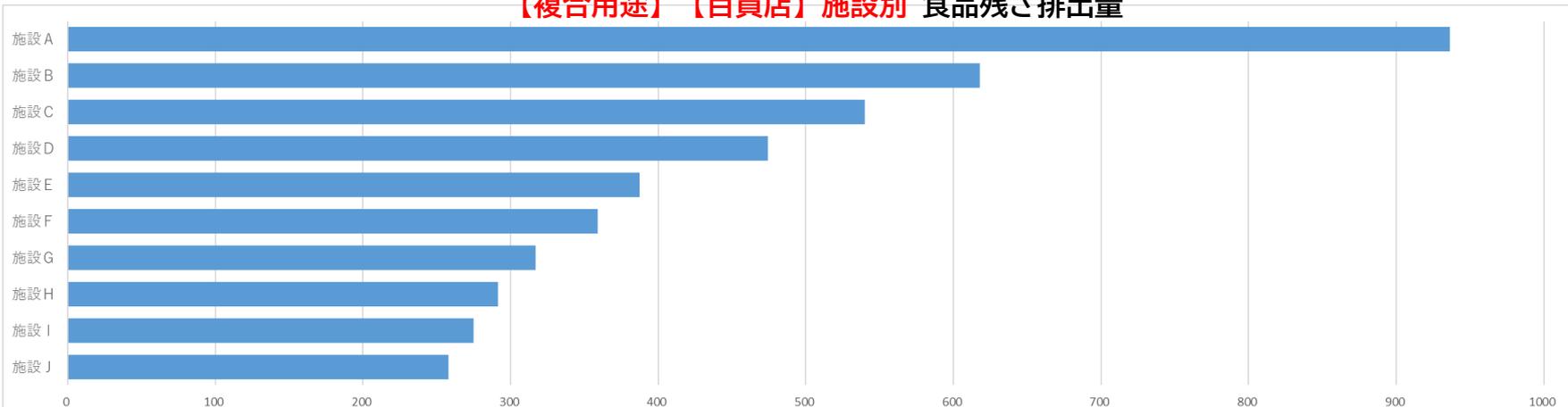
状況

- 「複合用途」「百貨店」における「食品残さ」の発生量合計のうち、発生量上位10施設で36%を占める。

方針

- 発生量が多い施設から優先して働きかけていくことで、効率的かつ効果的に取組を推進。

【複合用途】 【百貨店】施設別 食品残さ排出量



※ 排出量上位10事業所（/167事業所）

■ 排出量 [kg]



食品小売業 本市把握データ（事業用大規模建築物） 「複合用途」 「百貨店」

食品ロス削減
食品リサイクル

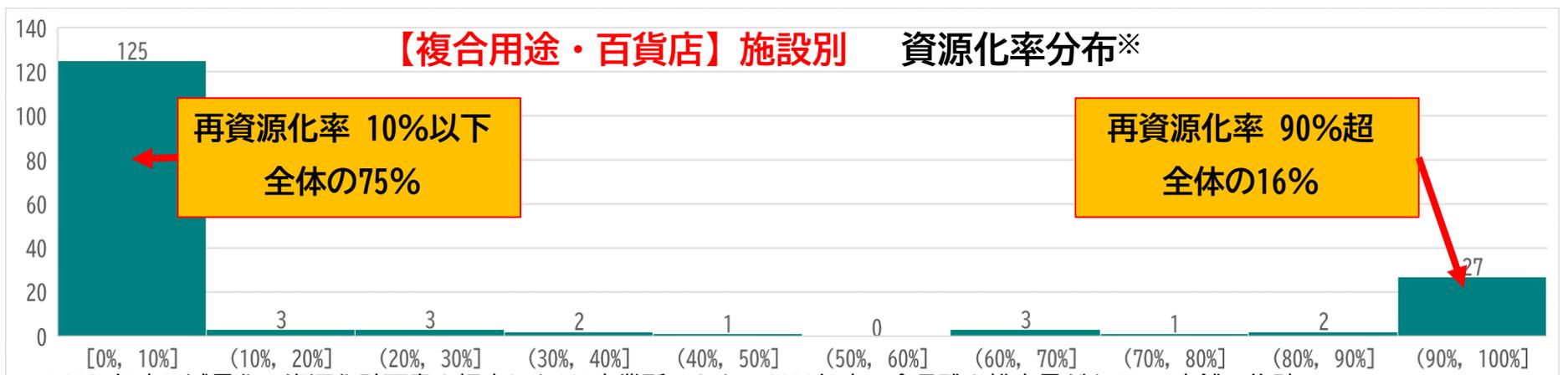
方針 1	国・市のデータ活用	方針 4	食品ロス削減と食品リサイクル
方針 2	排出量が多い事業者・業態へ	方針 5	民間事業者との連携
方針 3	4業種別の対策	方針 6	取組の発信

状況

- 「複合用途」「百貨店」の各施設における資源化率の分布状況は、「資源化率10%以下」が全体の75%、「資源化率90%超」が全体の16%。取組状況が二極化している上、課題がある施設（資源化率10%以下）のほうが多い。

方針

- 「資源化率10%以下」から発生量が多い施設を抽出し、実態調査を実施・対策検討。



国公表データ（食品廃棄物等多量発生事業者による発生割合等）

方針

- ・ 多量発生事業者に優先して働きかけていくことで、効率的かつ効果的に取組を推進。
- ・ 発生量が多い業種・業態等を特定し、親会社や事業者団体を通じて一括した働きかけ。

本市把握データ（事業用大規模建築物）「食品残さ」

方針

- ・ 「店舗（スーパー等）」「複合用途」「百貨店（デパート）」について、施設別で「食品残さ」の発生量や資源化量などを比較し、ヒアリングや現地訪問等による実態調査の対象を抽出。

本市把握データ（事業用大規模建築物）「食品残さ」「店舗（スーパー等）」

方針

- ・ 集計・比較の結果をもとに、チェーンスーパー本社ごとに実態調査を実施し、「食品ロス削減」の取組状況を把握。優良な取組事例を把握し、取組状況に課題があるチェーンスーパーに展開。
- ・ 「発生量合計」「1施設あたりの発生量」の順位をチェーンスーパーごとに開示することを検討。（自主的な取組を促す）
- ・ 資源化率の分布状況の結果をもとに、チェーンスーパー本社ごとに実態調査を実施し、「食品リサイクル」の取組状況を把握。優良な取組事例を把握し、取組状況に課題があるチェーンスーパーに展開。
- ・ 「資源化率10%以下」から発生量が多い施設を抽出し、実態調査を実施・対策検討。

「複合用途」「百貨店」への実態調査

方針

- ・ 発生量が多い施設から優先して働きかけていくことで、効率的かつ効果的に取組を推進。
- ・ 「資源化率10%以下」から発生量が多い施設を抽出し、実態調査を実施・対策検討。

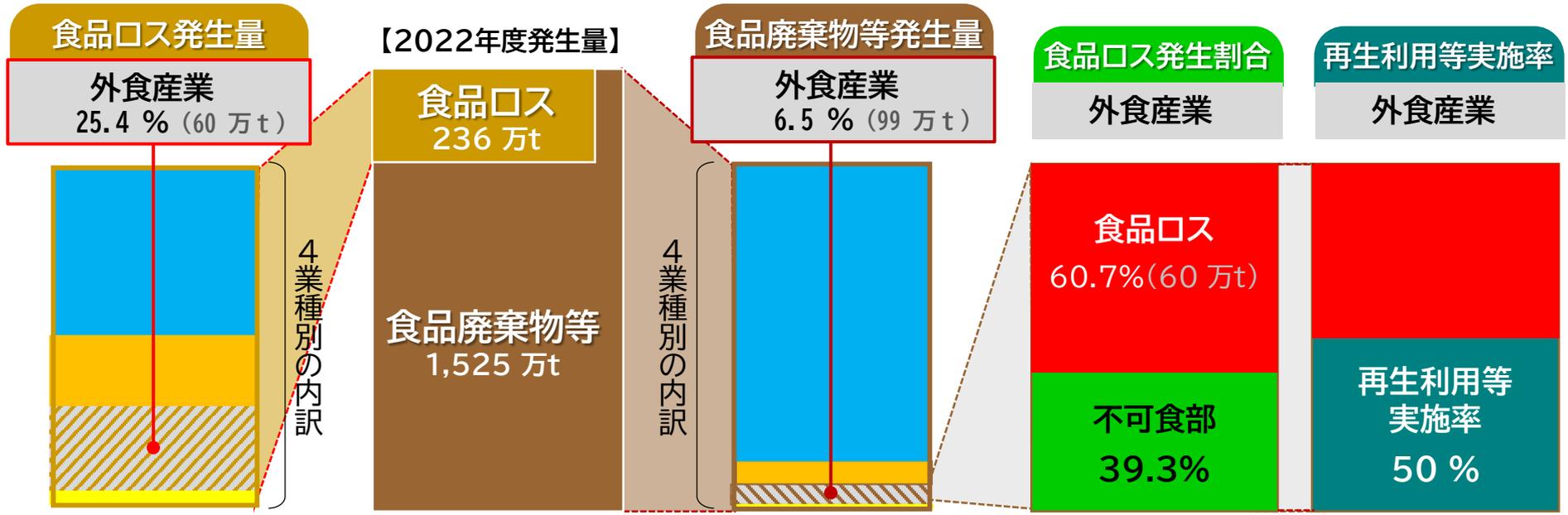
- 1 事業系食品ロス削減に向けた取組の全体像
- 2 食品製造業
- 3 食品小売業
- 4 外食産業**

食品ロス削減
食品リサイクル

方針 1	国・市のデータ活用	方針 4	食品ロス削減と食品リサイクル
方針 2	排出量が多い事業者・業態へ	方針 5	民間事業者との連携
方針 3	4業種別の対策	方針 6	取組の発信

状況

- ・ 4業種別の発生量については、「食品ロス」「食品廃棄物等」とともに、外食産業は中位。
- ・ 「食品ロス削減」「食品リサイクル」とともに、外食産業の取組状況は改善の余地あり。



食品ロス削減
食品リサイクル

方針 1	国・市のデータ活用	方針 4	食品ロス削減と食品リサイクル
方針 2	排出量が多い事業者・業態へ	方針 5	民間事業者との連携
方針 3	4業種別の対策	方針 6	取組の発信

状況

- 食品小売業からの食品廃棄物等の発生量のうち、多量発生事業者による発生割合が 43%。
- 統計調査による市内事業所数は、宿泊業が 401事業所、飲食サービス業が 12,252事業所。

方針

- 宿泊業は、大規模ホテルを対象とした調査を実施し、調査結果を踏まえて取組検討。
- 飲食サービス業は、チェーン店等の親会社や事業者団体を通じて一括した働きかけ。





食品ロス削減
食品リサイクル

方針 1	国・市のデータ活用	方針 4	食品ロス削減と食品リサイクル
方針 2	排出量が多い事業者・業態へ	方針 5	民間事業者との連携
方針 3	4業種別の対策	方針 6	取組の発信

状況

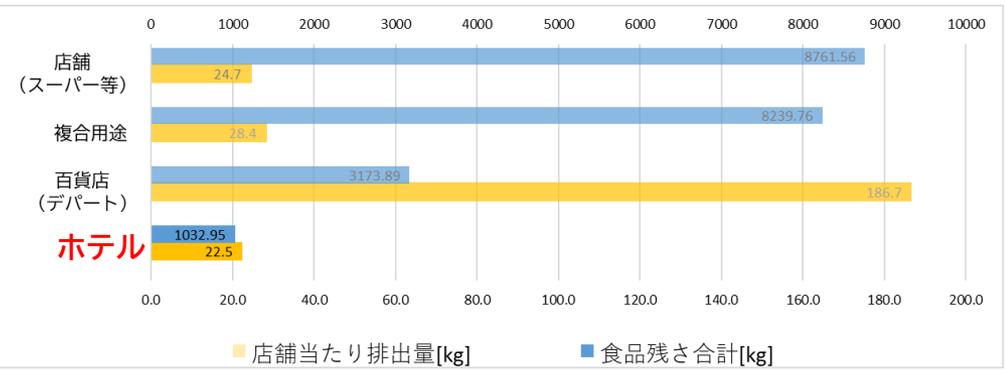
- ・事業用大規模建築物の「減量化・資源化等計画書」における事業用途「ホテル」の「食品残さ」の報告値を集計。
- ・「1施設あたりの発生量」は、食品小売業の「店舗（スーパー等）」「複合用途」と同等。

方針

- ・ホテル別で「食品残さ」の発生量や資源化量などを比較し、ヒアリングや現地訪問等による実態調査の対象を抽出。

事業所用途	施設数	食品残さ合計[kg]	資源化率[%]
店舗（スーパー等）	355	8761.56	39.2%
複合用途	290	8239.76	31.4%
百貨店（デパート）	17	3173.89	45.1%
ホテル	46	1032.95	67.6%

※資源化…飼料化、肥料化、メタン化等。本市焼却工場は単純焼却扱い





食品ロス削減
食品リサイクル

方針 1	国・市のデータ活用	方針 4	食品ロス削減と食品リサイクル
方針 2	排出量が多い事業者・業態へ	方針 5	民間事業者との連携
方針 3	4業種別の対策	方針 6	取組の発信

状況

- 「ホテル」における「食品残さ」の発生量合計のうち、発生量上位10施設で90%を占める。
- 「ホテルの客室数」と「食品残さの発生量」の分布状況は、おおむね比例的に大きくなる傾向は見られたが、特段の相関性は確認されなかった。

方針

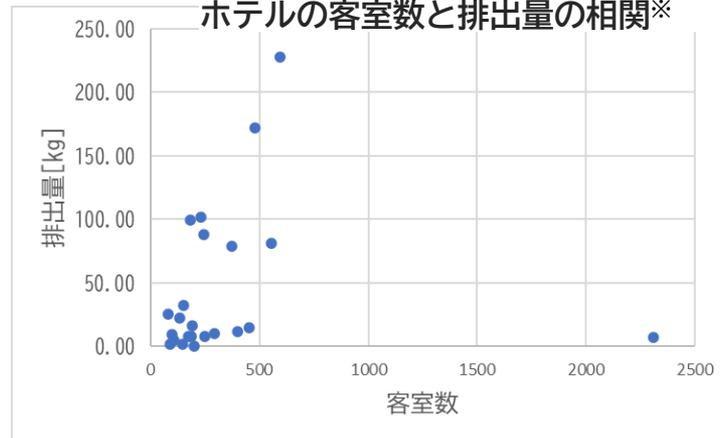
- 発生量上位10施設に実態調査を実施し、「食品ロス削減」の取組状況を把握。優良な取組事例を把握し、取組状況に課題があるホテルに展開。

【ホテル】施設別 食品残さ排出量



※排出量上位10事業所（/23事業所）

ホテルの客室数と排出量の相関※





食品ロス削減
食品リサイクル

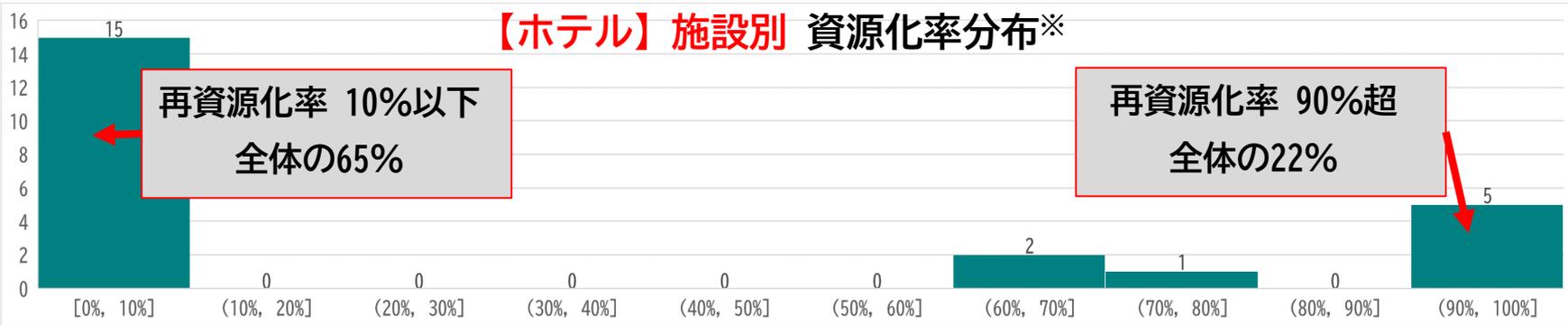
方針 1	国・市のデータ活用	方針 4	食品ロス削減と食品リサイクル
方針 2	排出量が多い事業者・業態へ	方針 5	民間事業者との連携
方針 3	4業種別の対策	方針 6	取組の発信

状況

・「ホテル」の各施設における資源化率の分布状況は、「資源化率10%以下」が全体の65%、「資源化率90%超」が全体の22%。取組状況が二極化している上、課題がある施設（資源化率10%以下）のほうが多い。

方針

- ・「資源化率90%超」の施設について実態調査。優良な取組事例を把握。
- ・「資源化率10%以下」から発生量が多い施設を抽出し、実態調査を実施・対策検討。
- ・「発生量」の順位を施設別に開示することを検討。（自主的な取組を促す）



※2024年度に減量化・資源化計画書を提出した46事業所のうち、2023年度の食品残さ排出量がある23件の集計。

食品ロス削減
食品リサイクル

方針 1	国・市のデータ活用	方針 4	食品ロス削減と食品リサイクル
方針 2	排出量が多い事業者・業態へ	方針 5	民間事業者との連携
方針 3	4業種別の対策	方針 6	取組の発信

状況

- 既存の取組として「食べきり協力店」の登録制度を運用（令和7年2月末で967店舗の登録）。「食べきり協力店」では、「小盛りメニュー等の導入」「持ち帰り希望者への対応」などを実施。
- 「食べきり協力店」専用webページによる情報発信。

方針

- 「食べきり協力店」の登録拡大のため、チェーン店等の親会社、事業者団体、食品衛生責任者養成講習会などを通じて一括した働きかけ。
- 「食べきり協力店」専用webページを用いた効果的な情報発信を検討。



【食べきり協力店】登録数：967店舗※令和7年2月時点
次の取組項目を、1つ以上実践する店舗を協力店として登録

- ① 小盛りメニュー等の導入
- ② 持ち帰り希望者への対応
- ③ 食べ残しを減らすための呼びかけ実践
- ④ ポスター等の掲示による、食べ残し削減に向けた啓発活動の実施
- ⑤ 上記以外の食べ残しを減らすための工夫

食品ロス削減

食品リサイクル

方針 1	国・市のデータ活用	方針 4	食品ロス削減と食品リサイクル
方針 2	排出量が多い事業者・業態へ	方針 5	民間事業者との連携
方針 3	4業種別の対策	方針 6	取組の発信

状況

- ・テーマ型共創フロントへの事業者からの応募をきっかけとして、「食べきり協力店」における新たな取組として、令和6年10月から「Clean Plate Yokohama(クリーン・プレート・ヨコハマ)」を開始。
- ・来店者が料理を食べきることで、店側から次回割引券などのサービス提供。店側には、再来店や片付けのオペレーション向上などの効果あり。現時点で12店舗にて実施。

方針

- ・「Clean Plate Yokohama」の実施店舗を増やし、「食べきり協力店」の利用や店舗での取組(食べきり)を促進。
- ・来店者によるSNS発信を増やしていくための手法を検討。

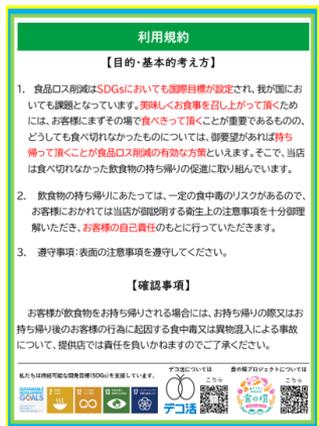


食品ロス削減
食品リサイクル

方針 1	国・市のデータ活用	方針 4	食品ロス削減と食品リサイクル
方針 2	排出量が多い事業者・業態へ	方針 5	民間事業者との連携
方針 3	4業種別の対策	方針 6	取組の発信

状況
方針

- ・ 国は食品ロスの削減の取組として、事業者が消費者による食べ残し持ち帰りについて合意する際に、民事上及び食品衛生法等の行政法規上留意すべき事項を整理。
- ・ 「食べ残し持ち帰り促進ガイドライン～SDGs目標達成に向けて～」を2024年12月に公表。
- ・ 「食べ残し持ち帰り促進ガイドライン」を「食べきり協力店」に周知し、店舗での取組（持ち帰り）を促進。



食べ残し持ち帰り促進ガイドライン ～SDGs目標達成に向けて～

➡ **事業者**としてあらかじめ対応しておくべき事項

➡ 食べ残し持ち帰りの申出を行う**消費者**に求められる行動

国の公表データ等（食品廃棄物等多量発生事業者による発生割合等）

方針

- ・ 宿泊業は、大規模ホテルを対象とした調査を実施し、調査結果を踏まえて取組検討。
- ・ 飲食サービス業は、チェーン店等の親会社や事業者団体を通じて一括した働きかけ。

本市把握データ（事業用大規模建築物）「ホテル」

方針

- ・ ホテル別で「食品残さの発生量や資源化量などを比較し、ヒアリングや現地訪問等による実態調査の対象を抽出。
- ・ 発生量上位10施設に実態調査を実施し、「食品ロス削減」の取組状況を把握。優良な取組事例を把握し、取組状況に課題があるホテルに展開。
- ・ 「資源化率90%超」の施設について実態調査。優良な取組事例を把握。
- ・ 「資源化率10%以下」から発生量が多い施設を抽出し、実態調査を実施・対策検討。
- ・ 「発生量」の順位を施設別に開示することを検討。（自主的な取組を促す）

食べきり協力店

方針

- ・ 「食べきり協力店」の登録拡大のため、チェーン店等の親会社、事業者団体、食品衛生責任者養成講習会などを通じて一括した働きかけ。
- ・ 「食べきり協力店」専用webページを用いた効果的な情報発信を検討。
- ・ 「Clean Plate Yokohama」の実施店舗を増やし、「食べきり協力店」の利用や店舗での取組（食べきり）を促進。
- ・ 来店者によるSNS発信を増やしていくための手法を検討。
- ・ 「食べ残し持ち帰り促進ガイドライン」を「食べきり協力店」に周知し、店舗での取組（持ち帰り）を促進。

令和 7 年度
横浜市一般廃棄物処理実施計画
(案)

一般廃棄物処理実施計画

1 目的

一般廃棄物処理実施計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）及び横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例（平成4年9月横浜市条例第44号。以下「条例」という。）に基づき、横浜市の一般廃棄物の処理に関する事業計画を単年度ごとに定めるものである。

2 計画期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

3 一般廃棄物処理計画

(1) 処理計画量

ア ごみと資源の処理計画量（家庭系のごみ量と資源化量及び事業系のごみ量）

約 104.3 万トン

イ し尿等処理計画量（し尿及び浄化槽等汚泥）

約 33,271 キロリットル

(2) 重点的な取組

ア 2050年カーボンニュートラルの達成に向けた施策の推進～「GREEN×EXPO 2027」を目指して～

「ヨコハマ プラ5.3計画」において重点施策に掲げているプラスチック対策に向け、プラスチックごみの分別・リサイクル拡大の全市域での実施や、新たなリサイクルに向けた実証実験の実施など取組を拡大する。加えて、SDGsの目標達成にもつながる食品ロスの削減など、多様な施策を推進することで、市民の皆様の行動変容に向けたムーブメントを広げ、「GREEN×EXPO 2027」の機運醸成を進める。

また、焼却工場において環境にやさしいエネルギーを最大限創出するとともに、所管施設のLED化や太陽光発電設備の設置などを進め、施設の脱炭素化を推進する。

イ 持続可能な廃棄物処理の実現

市民生活と市内経済の安心・安全を支えるごみの収集・運搬・処理・処分をいかなるときも着実にを行うとともに、保土ヶ谷工場の再整備や金沢工場の長寿命化対策を進めるなど、安定的なごみ処理の継続と将来にわたり持続可能な廃棄物処理の実現を目指す。

ウ 市民の皆様のニーズに応える「市民目線」の取組の推進

誰もが暮らしやすいまちづくりに向け、分煙環境の整備等による受動喫煙対策の強化や高齢化に伴うごみ出し支援を着実に実施するとともに、頻発する大規模災害に備えるため、地域防災拠点等における避難所トイレ環境の充実を図るなど、社会状況の変化に伴う課題に対し、市民の皆様のニーズを踏まえた取組を推進する。

(3) 主な事業内容

ア 廃棄物分野における脱炭素化に向けた施策の推進

プラスチックは燃やすと多くの温室効果ガスを排出し、地球温暖化の一因となっている。ごみ処理に伴い発生する温室効果ガスのうち約9割がプラスチックの焼却によるものであり、その削減に取り組む必要がある。

プラスチックごみの発生抑制・リサイクルに向け、市民の皆様の行動変容に向けた広報・啓発、新たなリサイクルの実証実験、事業者の皆様への働きかけ・支援を行うなど、プラスチック削減に重点的に取り組む。

また、カーボンニュートラルの達成に向け、環境にやさしいエネルギーの創出や利活用に加え、施設の省エネや脱炭素化技術の導入の検討などを進める。

(7) **プラスチックごみの分別・リサイクルの拡大**

a **「プラスチック資源」の全市域への拡大**

これまでのプラスチック製容器包装に、新たにプラスチックのみでできた製品を加え「プラスチック資源」として収集を、令和6年10月の先行9区（※1）に引き続き、令和7年4月から全市域で実施する。

目標（※2）達成に向けて、燃やすごみに誤って入っているプラスチックごみが適切に分別され、新たな分別である「プラスチック資源」が定着するよう、丁寧な周知を続ける。

※1 旭区、泉区、磯子区、金沢区、港南区、栄区、瀬谷区、戸塚区、中区

※2 ヨコハマ プラ 5.3計画の目標「燃やすごみに含まれるプラスチックごみを2万トン（市民1人あたり5.3kg）削減

b **プラスチック資源のリサイクル**

収集したプラスチック資源は、市内の中間処理施設（民間施設）において異物を除去して圧縮・梱包し、容器包装リサイクル法に基づく指定法人（以下「指定法人」という。）を通じて再商品化事業者に引き渡してリサイクルする。

(4) **プラスチックごみの発生抑制・リサイクルに向けた取組**

a **新たなリサイクルに向けた取組**

粗大ごみとして収集したプラスチック製衣装ケースは、これまで焼却処理をしていたが、リサイクルにおいて重要な単一素材であり、かつ一定量の確保ができることから、衣装ケースをリサイクルする実証実験を行う。

家庭から収集した缶・びん・ペットボトルを排出する際のごみ袋は、汚れや異物の混入があることから、現在、残渣として焼却処理している。令和6年度に実施した実証実験で化学原料（アンモニア、炭酸ガス）などにリサイクルが可能であったことから、令和7年度から本格的にリサイクルする（一部施設で実施）。

b **地域コミュニティでのボトルtoボトル実証実験の実施**

みなとみらい21地区で実施したボトルtoボトル（ペットボトル水平リサイクル）に係る実証実験を参考に、令和7年度は、地域や商店街等にペットボトル回収機を設置し、地域コミュニティにおけるボトルtoボトルの持続可能性を検証する実証実験を市内5か所で実施する。

c **使い捨てプラスチックの削減に向けた取組**

スプーンやフォーク、使い捨て容器等の使い捨てプラスチックを削減するため、市職員の率先行動や市庁舎商業施設での取組をさらに進める。

小売店等と連携して啓発キャンペーンを実施するとともに、マイボトルの利用を促進するため、マイボトルスポットを拡充するほか、広報紙やSNS等で広く市民の皆様へ呼びかける。

d **事業系プラスチックごみの削減に向けた取組**

プラスチックごみを排出する事業者への立入調査や各種セミナー等の機会を捉え、プラスチックの排出抑制、適切な分別及び再資源化に向けた取組を働きかける。

脱炭素化やサーキュラーエコノミーの取組として、プラスチック製品の製造・販売事業者等が使用済の自社製品等を自主的に回収し、リサイクルする事業を実施しようとする動きがある。このような取組では廃棄物処理法の規制が支障となることがあるため、一定の条件を満たした場合に規制を免除する。

プラスチックの資源循環を促進するためには、新たなリサイクル技術の開発やビジネスモデルの創出が必要となるが、上記と同様に、試験研究等の実施にあたり、事前に計画書を提出することで規制を一部免除する。

(4) **施設における脱炭素化に向けた取組**

a **脱炭素化に向けた市役所率先行動の加速化**

LED等高効率照明の100%化に向け、令和6年度はESCO事業により約11,000台のLED化を図り、LED化率70%以上を達成し、さらに7年度も大規模なLED化工事を実施することで、LED化率概ね100%を達成する見込み。

太陽光発電設備については、令和6年度にPPA事業を活用し、5施設に設置した。今後、さらに太陽光発電設備を設置できるように、令和7年度は施設屋上の防水工事等を6施設にて実施する。

b **環境にやさしいエネルギーの創出と地域貢献**

化石燃料による蒸気を使用している事業者へ、ごみの焼却に伴い発生する蒸気（環境にやさしいエネルギー（熱））を供給することで、鶴見区末広地区全体のCO₂排出量の削減に取り組む。

令和8年度からの蒸気供給を目指し、令和7年度は、蒸気を送るための配管等を設置する工事を引き続き実施する。

イ 食品ロス削減の推進

市民・事業者の皆様「食」を大切にする価値観が醸成され、食品ロスの削減に向けた具体的な行動の実践につながる取組を進める。

また、製造業の事業者への働きかけや飲食店・小売店等における取組の推進、事業者による先進的な取組を後押しすることで、市域全体での食品ロス削減につなげる。

取組を進めてもお残る生ごみについては、堆肥化等の有効利用を促す。

(7) 価値観の醸成ときっかけづくり・場面に応じた実践行動の推進

a イベントや出前教室の実施

10月の食品ロス削減月間に、集中的な広報・啓発、小売店などでのイベントを実施する。

未就学児や小学生を中心に、ゲーム要素を取り入れた学びや野菜の栽培・収穫体験など、楽しみながら学べる出前教室(※3)を実施する。

※3 出前教室：職員が幼稚園や保育園、学校等に出向いて、3Rの推進などを分かりやすく説明する取組

b フードドライブ活動の推進

公共施設(区役所、地区センター、資源循環局収集事務所)でのフードドライブを引き続き実施するとともに、企業や団体の方が気軽にフードドライブを実施できるよう必要な物品の貸し出しやフードドライブ実施情報の発信を行う。

c 具体的な取組につながる働きかけ

適量購入の呼びかけや冷蔵庫の整理、学生が考案した余りがちな食材を用いたレシピの活用など、日常生活の中で手軽に取り組める行動を働きかける。

d 土壌混合法(※4)の普及啓発

生ごみの減量につながる土壌混合法に取り組む方々を増やすために、講習会の実施、スターターキットや花の苗などを配布する。

保育園や学校、地域などの敷地を使って、生ごみを堆肥化し、花や野菜を育てるスリム農園の普及に取り組む。

※4 土壌混合法：電気等のエネルギーを使わず、生ごみと土を混ぜ合わせ、微生物の力で生ごみを分解する方法

(4) 事業者等との連携・共有、働きかけ

a 事業者から出される食品ロスの削減等

食品リサイクル法(食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律)に基づく国目標や公表データを踏まえ、対象となる業種(食品製造業、食品小売業、外食産業、食品卸売業)の状況に応じた取組を進める。

食品製造業及び食品小売業では、市内事業者の具体的な取組状況を現地訪問等により把握するとともに、引き続き食品ロス削減等を働きかける。外食産業においては、食べきり協力店(※5)の登録拡大や利用促進を図り、食品ロス削減を推進する。

食品ロス削減に意欲的な事業者の取組の発信や先駆的に取り組む事業者の皆様等を表彰する。

食品ロス削減とともに、調理くずなど食べられないものも含め、どうしても生じてしまう食品廃棄物のリサイクルによる有効利用を促す。

※5 食べきり協力店：小盛メニューの導入による適量注文や食べきれなかった料理の持ち帰りなどに取り組む飲食店等

b 家庭から出される食品ロスの削減

食品ロス削減を支援するデジタル技術等を共創フロントを通じて募集し、その効果などを調査する。

国際機関等と連携し、若い世代を対象に食をテーマとした取組を行う。

ウ 環境学習・普及啓発の推進

誰もが快適に暮らし、将来の子どもたちに良好な環境を引き継いでいくため、市民・事業者の皆様「環境意識の向上と行動変容の促進を図る。

併せて、2027年に開催する環境をテーマとした「GREEN×EXPO 2027」の機運醸成につなげるため、関係部署と連携した環境学習や普及啓発の取組を進める。

(7) 子どもたちへの環境学習

市内の小学4年生を対象に授業の学習補助教材として副読本を配布するとともに、ごみ焼却工場などにおいて社会科見学を受け入れを行う。

保育園・幼稚園・小学校で、ごみの分別・リサイクルのゆくえを学ぶ出前教室や収集車を使った収集体験などを行う。環境への意識を大人になっても持ち続けていくために、継続的に学ぶ機会を提供する。

分別や3R、まちの美化につながる行動へのきっかけとするため、小・中学生を対象としたポスターコンクールを実施する。

(4) 普及啓発の取組

a 説明会・イベント実施などによる普及啓発

市民の皆様には正しい分別ルールや3R行動をご理解いただき、実践につなげていくため、子育て世代や高齢者など様々な対象者に合わせた普及啓発を行う。

地域での説明会や、小売店の店頭、区民まつり、ごみ焼却工場での啓発イベント等を活用し、対面による啓発を実施する。

b 市外からの転入者への情報提供

区役所での転入手続時に、ごみの分け方・出し方を案内するパンフレットなどを配布する。

c 外国籍の方へのごみ出しルールの周知

外国語版リーフレット（10言語）の配布、ごみ分別検索システム（3言語）の運用を行う。

多文化共生ラウンジなどの関係機関と連携し、日本語教室や外国人コミュニティでの説明会、インターナショナルスクールでの出前教室を実施する。

エ 安定したごみの収集・運搬・処理・処分

ごみ処理は市民生活にとって欠くことができない重要な行政サービスであり、市民の皆様が日常生活を安心して送ることができるよう、ごみの収集・運搬・処理・処分を実施する。

また、老朽化している廃棄物処理施設の適切な維持管理・補修を実施する。

(7) 家庭ごみの安定的な収集運搬の推進

a 家庭ごみの収集運搬

集積場所に分別して出された家庭ごみの収集運搬を安定的かつ効率的に実施する。

b 粗大ごみの受付・収集

デジタルツールの活用により、市民の皆様にご24時間いつでも粗大ごみの収集の申込みや粗大ごみ処理手数料の支払いができる環境を提供する。

自己搬入する市民の皆様のご利便性向上のため、栄ストックヤードにおいて、事前申込み不要かつ現地電子決済での手数料支払いによる粗大ごみ受け入れを行う。また、長坂谷ストックヤードにおいては、敷地の舗装工事等を実施する。

(4) リサイクルの推進

a 資源物のリサイクル

缶・びん・ペットボトルは、市内4か所の選別施設（鶴見、金沢、緑、戸塚）において、品目別に選別・圧縮・梱包し、売却又は指定法人へ引き渡してリサイクルする。

プラスチック資源は、市内3か所の中間処理施設（民間施設）において、異物を除去して圧縮・梱包し、指定法人を通じて再商品化事業者へ引き渡してリサイクルする。令和7年4月から、全市域で排出されたプラスチック資源の中間処理・リサイクルを実施する。

b 資源集団回収の実施

古紙・古布等は、自治会町内会等の登録団体と回収事業者が契約して行う資源集団回収を通じ、リサイクルする。また、資源集団回収の安定的な実施のため、登録団体と回収事業者に奨励金を交付する。

(ウ) 環境に配慮した安全で安定的なごみ処理の推進

a 廃棄物処理施設の適正な維持管理

安全で安定的なごみの処理体制を確保していくため、ごみ焼却工場や資源選別施設等の廃棄物処理施設について、定期的な法定点検等の実施に加え、施設及び設備機器の劣化状況を詳細に把握し、計画的に補修・更新を行うことで施設の安定稼働を図る。

b 最終処分場の維持管理

現在稼働中の南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場では、護岸等の定期点検や補修を計画的に実施し、安定稼働を継続していく。また、将来にわたって長く大切に使うため、焼却灰の資源化を実施する。

埋立てが終了した最終処分場では施設の適正な維持管理を行い、周辺住民の安全で安心な暮らしを確保する。

c ごみ焼却工場・最終処分場の環境測定

ごみ焼却工場からの排ガスや最終処分場からの排水等を測定し、環境法令の基準を遵守していることを確認する。また、市民の皆様に安心して暮らしていただけるよう、測定結果をウェブサイトで公表し、これらの施設が適正に維持管理されていることのお知らせする。

(イ) 事業系ごみの適正処理

a 不適正処理の未然防止のための周知・啓発

廃棄物の保管や処理に関する届出の審査に加え、事業者が集まる講習会や関係団体等を通じた周知・啓発を行うことにより、事業系ごみの不適正処理を未然に防止する。

b 適正処理に向けた検査・指導

ごみ焼却工場における搬入物検査や市内事業所への法令に基づく立入検査、市民からの通報に基づく現地調査等を適切に行うとともに、不適正事案に対しては違反者への行政指導・処分を行い、事業系ごみの適正処理の推進に取り組む。

オ 将来を見据えた施設整備

将来にわたって安全で安定的なごみ処理体制を確保していくため、保土ヶ谷工場の再整備や金沢工場の長寿命化工事を進めていくとともに、老朽化が進むその他のごみ焼却工場や資源選別施設等の廃棄物処理施設の計画的な更新に向けた検討を行う。

施設整備に際しては、施設規模や配置の適正化、AI・IoT等の最新技術活用による処理の効率化のほか、発電能力の向上を併せて進める。

(7) ごみ焼却工場の再整備等の実施

a 保土ヶ谷工場の再整備

ごみ処理を将来にわたり安定的に継続していくため、引き続き、保土ヶ谷工場の再整備を進める。令和7年度は、既存工場の焼却炉や煙突等の解体を行うほか、工場建設に掛かる詳細設計を実施する。

b 金沢工場の長寿命化対策

令和6年度から10年度までの5か年に渡り、老朽化が進んだ焼却炉やボイラー設備など主要設備の大規模改修を実施し、延命化を図る。令和7年度は、焼却炉やボイラー設備のほか発電設備等の更新・改修を実施する。

c 新たなごみ焼却工場整備に向けた検討

ごみ焼却工場の老朽化対策として保土ヶ谷工場再整備に続く、新たなごみ焼却工場の整備について検討を進める。令和7年度は引き続き、整備に向けた基礎的な調査・検討を行う。

(イ) 資源選別施設等の再整備等の検討

a 鶴見資源化センター再整備の検討

鶴見資源化センターは老朽化が進んでいることに加え、ペットボトル量が増大していることにより、手選別の処理が増え、処理能力が低下している。再整備により、ペットボトル等の選別工程を機械化し、作業の効率化や作業員の負荷軽減を図る。

施設整備に伴う財政負担の平準化を図るため、民間資金を導入する。令和7年度については再整備に係る事業手法を決定し、再整備の手続に必要な環境影響調査や要求水準書の作成を行う。

b 磯子検認所の移転に向けた検討

磯子検認所の老朽化に伴い、令和7年度は引き続き、移転及び跡地活用に向けた取組を実施する。

c 旧栄工場跡地の有効利用に向けた検討

現在、収集事務所や粗大ごみ自己搬入ヤードである栄ストックヤードなどとして利用している旧栄工場は、跡地活用に向けた検討を行う。

カ 多様な社会ニーズへの対応

「GREEN×EXPO 2027」の開催に向け、地域の美化活動や公衆トイレの環境整備等清潔できれいなまちづくりを進めるとともに、喫煙禁止地区等における取組の拡充や分煙環境整備の促進など、屋外の受動喫煙対策を強化し、誰もが快適に過ごすことのできるまちを目指す。

高齢化など社会状況の変化を踏まえながら、誰もがごみのことで困らない住みよいまちの実現のため、ごみ出しの支援のニーズや災害への備えなどに、引き続き着実に対応する。

(7) 受動喫煙の生じない、きれいなまちづくりの推進

a 喫煙禁止地区の取組推進と分煙環境整備

屋外での喫煙による、吸い殻の散乱やたばこの火による被害、望まない受動喫煙を防ぐため、喫煙禁止地区（市内8か所）において、喫煙禁止地区等指導員による巡回指導を実施する。

歩きたばこや受動喫煙、吸い殻の散乱の状況、地域からの要望などを踏まえ、新たに喫煙禁止地区を指定する。

分煙環境の充実を図るため、民間事業者が設置・運営する喫煙所への補助制度を新設（喫煙禁止地区内2か所）する。また、既存の開放型公設喫煙所について、鶴見駅西口喫煙所など合計2か所を密閉型喫煙所へ転換する取組を進める。

今後の喫煙対策や新たな喫煙禁止地区の指定に向けた検討を進めるため、喫煙禁止地区の周辺や市内主要駅周辺等における喫煙状況を把握する調査や、公設喫煙所の利用状況等についての調査を実施する。

b 喫煙禁止地区以外でのパトロール・啓発等

喫煙禁止地区以外の市内主要駅周辺において、健康福祉局と連携し、歩きたばこやポイ捨て、受動喫煙防止のパトロールを実施する。令和7年4月からの公園の禁煙化による状況の変化等も見ながら、実施回数を増やして対策を強化する。

歩きたばこや吸い殻のポイ捨て、受動喫煙を防止するため、ポスターや看板等の設置により、喫煙ルールの徹底を図る。

(4) 暮らしやすい清潔できれいなまちづくりの推進

a 地域の美化活動の推進

暮らしやすく、清潔できれいなまちづくりを推進するため、引き続き区役所及び地域と連携した清掃活動や、都心部（横浜駅周辺、みなとみらい21地区など）の美化推進重点地区の歩道清掃を実施する。

環境学習や啓発活動を通じ、ポイ捨てごみが海洋プラスチックごみ問題につながることを伝え、ポイ捨て防止やプラスチックの正しい分別などの意識醸成を図る。

SNS等を活用した清掃活動の情報発信や、プロスポーツチームなど多様な主体と連携した清掃活動を実施し、まちの美化への意識醸成や担い手増加を図る。

不法投棄されやすい場所へ注意喚起看板の設置や夜間監視パトロールを行うなど、不法投棄・放置自動車等の防止に取り組む。

b 公衆トイレの維持管理・トイレに困らないまちづくり

衛生的かつ快適に公衆トイレを利用できるよう、引き続き日常清掃や修繕等の維持管理を行う。

青葉台駅前公衆トイレの改修工事を実施し、和式便器の洋式化等を行うことで、利便性を向上させる。そのほか、老朽化が進む公衆トイレの今後の維持管理について検討を進める。

公衆トイレのネーミングライツの実施により、よりきれいで快適なトイレづくりに取り組む。

民間事業者と連携した公共トイレ協力店（※6）の取組を継続し、市民の皆様が安心して外出できる環境を整える。

※6 公共トイレ協力店：市民の皆様が気軽にトイレを利用できるよう、コンビニエンスストアや商店等の店舗にご協力いただき、店舗のトイレを公共的な位置づけにする取組

(5) ごみ出しに関する課題への対応

a 集積場所の適切な維持管理への支援

ごみ出しマナーの徹底や小動物によるごみの散乱など、地域だけでは解決することが難しい課題を抱えた集積場所について、地域と協働し、集積場所の環境改善に取り組む。

b ふれあい収集等の着実な対応

ごみ出しが困難なひとり暮らしの高齢者や障害のある方等を対象として、玄関先等からごみを収集する「ふれあい収集」や敷地内又は屋内から粗大ごみを収集する「持ち出し収集」について、高齢化の進展などによってニーズが増加する中でも着実に実施する。

c いわゆる「ごみ屋敷」問題への対策

ごみや物の堆積による不良な生活環境の解消を図るため、区役所や健康福祉局と連携しながら、いわゆる「ごみ屋敷」の解消や再発防止に向けた取組を進める。

(I) 災害への備え

a 強靱な処理体制の構築

ごみ焼却工場の強靱化の取組として、津波や高潮の発生時においても工場の機能が維持できるよう、沿岸部にあるごみ焼却工場では止水壁の設置や工場敷地内の道路の一部の高さを上げるなどの浸水対策を実施している。鶴見工場の浸水対策工事に続き、令和7年度は、金沢工場の長寿命化対策工事に併せて、浸水対策の設計を実施する。

b 災害時のトイレ対策

各地域防災拠点に導入している下水直結式仮設トイレ（通称：災害用ハマッコトイレ）に、新たに男性用小便器タイプのトイレを導入し、災害時でもトイレに困らない環境づくりを進める。

家庭でのトイレパックの備蓄が進むよう、関係局のほか、小売店とも連携し、飲料水や食料などの在宅避難に必要な備蓄品と併せた一体的な啓発を実施する。

c 浸水被害を想定した災害廃棄物対策

昨今各地で水害が多く発生している状況を踏まえ、発災時に迅速に対応できるよう、水害等に対する災害廃棄物対策の検討を進める。

これまでに実施した震災における災害廃棄物発生量の推計のほか、ハザードマップ等の情報に基づき、市内の浸水被害を想定した災害廃棄物発生量の推計を新たに実施する。

(II) 廃棄物分野における国際協力

a Y-PORT事業を通じたフィリピン国メトロセブへの支援

廃棄物に関する課題解決への支援として、本市が培ってきた広報・啓発のノウハウの共有や助言などを行う。

国際機関と連携し、メトロセブの自治体職員の廃棄物管理のスキルアップに取り組む。

b アフリカ諸国・都市への支援

「アフリカのきれいな街プラットフォーム」（ACCP（※7））のもと、アフリカ諸国・都市の行政官に対し、本市やJICA、事業者が連携し、アフリカの廃棄物管理向上に向けた研修を実施する。

令和7年度は、TICAD9及び第4回ACCP全体会合が横浜で開催される。この機を捉え、本市の廃棄物管理の取組や技術を積極的に発信し、アフリカに対する本市のプレゼンス向上につなげる。

※7 アフリカのきれいな街プラットフォーム（ACCP）：

環境省・JICA・横浜市・国連環境計画（UNEP）・国連人間居住計画（UN-HABITAT）・アフリカ諸国などが共同で、アフリカにおける廃棄物に関する知見の共有、SDGsの推進等を行うための場として平成29年4月に設立

c 視察受入れの実施

廃棄物処理施設等の視察受入れやオンライン会議を通じて、海外向けに本市の廃棄物管理の取組の紹介や、研修等を行う。

(4) 収集・運搬計画

ア 区域

横浜市全域

イ 分別の区分と排出・収集運搬方法

(7) 家庭ごみ

a 行政回収

(a) 燃やすごみ、燃えないごみ、スプレー缶、乾電池、プラスチック資源、缶・びん・ペットボトル、小さな金属類、粗大ごみ

	分別の区分		排出方法	収集運搬方法	
		説明			
1	燃やすごみ	この表の2から8までの項及び3(4)イ(7) a (b) 古紙及び古布に属さないもの	集積場所（集積場所を利用しようとする市民等が協議のうえ位置を定め、その場所を市に申し出て、市が収集可能であると確認した場所のみとする。）ごとに指定された曜日の朝8時までに出す。	透明若しくは半透明の袋で、又は透明若しくは半透明の袋に入れふた付きの容器で排出。	週2回、集積場所にて収集（燃やすごみの日に収集。）。
2	燃えないごみ	ガラス製品（この表の6項に該当するものを除く。）、陶磁器製品、その他焼却しないもの及び蛍光灯、電球	(※8) (※9)	購入時の箱や新聞紙などで包み、製品名を表示して排出。（ただし、砂利や土等割れない細かいものは袋に入れて排出。）	(※8)
3	スプレー缶	主として金属でできているエアゾール缶（カートリッジ式ガスボンベを含む。）		中身を出し切り、透明又は半透明の袋で排出。	
4	乾電池	一次電池のうち、マンガン乾電池、アルカリ乾電池、ニッケル系一次電池、リチウム電池		透明又は半透明の袋で排出。	
5	プラスチック資源	プラスチック製容器包装（※10）：商品の容器包装のうち、主としてプラスチック製のもの（この表の6項のペットボトルに該当するものを除く。）であって、次に掲げるもの (1) 箱及びケース (2) 瓶 (3) たる及びおけ (4) カップ形の容器及びコップ (5) 皿 (6) くぼみを有するシート状の容器 (7) チューブ状の容器 (8) 袋 (9) (1)から(8)までに掲げるものに準ずる構造・形状等を有する容器 (10) 容器の栓・ふた・キャップその他これらに類するもの (11) 容器に入れられた商品の保護又は固定のために、加工・当該容器への接着等がされ、当該容器の一部として使用される容器 (12) 包装		中身が入っていたものについては、中身を残さないようにし、容器を軽くすすぐ又はふいて、一緒に透明若しくは半透明の袋で、又は透明若しくは半透明の袋に入れふた付きの容器で排出。	

		プラスチック製品： プラスチックのみでできているもの（広げると50センチメートル以上のもの、厚みがあつて硬いもの（厚さ5ミリメートル以上）及び感染性のおそれのあるもの並びにプラスチック製容器包装、この表の6項のペットボトルに該当するものを除く。）			
6	缶・びん・ペットボトル	商品の容器のうち、 缶：鋼製又はアルミニウム製の缶（カップ形のものを含む。）であつて、飲食品（飲み薬を含む。以下「飲食品」という。）が充てんされたもの びん：主としてガラス製の①瓶、②カップ形の容器及びコップ、③皿、④①～③に準ずる構造・形状等を有する容器であつて、飲食品が充てんされたもの ペットボトル：主としてポリエチレンテレフタレート製の瓶又はそれに準ずる構造・形状等を有する容器であつて、飲料、しょうゆ、しょうゆ加工品、みりん風調味料、食酢、調味酢又はドレッシングタイプ調味料が充てんされたもの		ふた（缶はふたと本体が分離した場合に限る。）やラベルははずして中を軽くすすぎ、缶・びんはつぶさず、ペットボトルはつぶし、缶・びん・ペットボトルを一緒に透明若しくは半透明の袋、又は透明若しくは半透明の袋に入れふた付き容器で排出。	週1回、集積場所にて収集（缶・びん・ペットボトルの日に収集）。（※8）
7	小さな金属類	主として金属でできているもの（以下「金属製」という。）で、一辺が30センチメートル未満のもの（この表の3項及び6項に該当するものを除く。）及びかさの骨		袋に入れずに排出（ただし、細かく、散乱するおそれのあるものは透明又は半透明の袋に入れる。刃物等危険なものは新聞紙などで包み製品名を表示して排出。）。	
8	粗大ごみ	金属製で、一辺が30センチメートル以上のもの及び金属製以外で、一辺が50センチメートル以上のもの（かさの骨、蛍光灯、この表の3項、5項のプラスチック製容器包装に該当するもの及び6項のびん・ペットボトルに該当するもの、3(4)イ(ア)古紙及び古布に該当するものを除く。）	次のいずれかの方法による。 (1) 戸別収集 電話又はインターネットによる申込み後、粗大ごみ収集シール（手数料納付済みのもの。）又は、受付番号を記載した紙（電子決済により手数料を納付した場合）を貼付して、指定された日の朝8時まで指定された場所へ排出。 (2) 自己搬入（事前予約あり） 電話又はインターネットによる申込み後、粗大ごみ収集シール（手数料納付済みのもの。）を貼付して、排出者自らが3(4)エに定める搬入先に搬入。 (3) 自己搬入（事前予約なし） 排出者自らが3(4)エに定める搬入先に搬入し、現地にて電子決済で手数料を納める。	(1) (2) 申込みの際に指定した日及び場所にて収集。 (3) 3(4)エに定める搬入先にて収集。（※11）	

※8 ふれあい収集における排出方法及び収集運搬方法については、対象者との取決めによる。

※9 集積場所への排出のほか、排出者自らが、ごみが発生した場所に存する区域の資源循環局事務所（北部事務所を除く。）に申込み、1項は3(5)ア(7)に定める施設のうち燃やすごみの区分に対応した施設、2項（蛍光灯及び電球を除く。）は南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場に搬入することができる。

また、この表の2から7までの項については、排出者自らが、資源循環局事務所（緑事務所、栄事務所及び北部事務所を除く。）、長坂谷ストックヤード（緑区寺山町745番地の45）及び栄ストックヤード（栄区上郷町1570番地の1）へ持ち込むことができる。

※10 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）第2条第2項及び第3項に規定する「特定容器」及び「特定包装」のうち、主としてプラスチック製の容器包装（ペットボトル以外のもの。）のこと（ただし、在宅医療により排出されるビニールバッグ類については「燃やすごみ」として排出。）。

※11 自己搬入（事前予約なし）については、3(4)エに定める搬入先のうち、栄ストックヤードとする。

(b) 古紙及び古布

	分別の区分		排出方法	収集運搬方法
		説明		
1	古紙	新聞、段ボール、紙パック、雑誌・その他の紙（新聞、段ボール、紙パック、雑誌以外の紙）（汚れが著しいもの、銀紙、裏カーボン紙、内側がアルミ張りの紙パック、捺染紙（アイロンプリント用熱転写紙）、感熱発泡紙、ヨーグルト・アイスクリームの紙製容器、カップ麺の紙製容器、洗剤の紙製容器、石けんの個別包装紙は除く。）	新聞、段ボール、紙パック、雑誌・その他の紙を種類ごとにまとめ、ひもでしばって排出（その他の紙で大きさの揃わないものや、細かいものは、紙袋又は透明若しくは半透明の袋に入れて排出。）。（※12）	指定した日時及び場所にて収集（※13）
2	古布	主として繊維でできている製品（衣類、シーツ、毛布、カーテン、タオル、ハンカチ、タオルケット、布団カバー（汚れや破れのあるもの、綿入りのものは除く。））	透明又は半透明の袋で排出。（※12）	指定した日時及び場所にて収集（※13）

※12 排出者自らが、資源循環局事務所（緑事務所、栄事務所及び北部事務所を除く。）、長坂谷ストックヤード（緑区寺山町745番地の45）及び栄ストックヤード（栄区上郷町1570番地の1）へ持ち込むことができる。また、段ボールを除き、排出者自らが、各地域に設置されている資源回収ボックスに持ち込むことができる。

※13 ふれあい収集における排出方法及び収集運搬方法については、対象者との取決めによる。

(c) 小型家電及び水銀式の体温計・血圧計・温度計

	分別の区分		排出方法	収集運搬方法
		説明		
1	小型家電	電気、電池で作動する製品（蛍光灯、電球を除く、30センチメートル×15センチメートルの投入口に入る、長さ30センチメートル未満の製品に限る。）	電池類を取り外し、区役所や資源循環局事務所等に設置されている専用の回収ボックスへ排出。また、金属製の製品は3(4)イ(7)ア(a)7項小さな金属類として、その他の製品は3(4)イ(7)ア(a)1項燃やすごみとしても排出できる（パーソナルコンピュータを除く。また、二次電池が取り外せないものは、それだけを透明又は半透明の袋に入れて排出。）。	適宜収集
2	水銀式の体温計・血圧計・温度計	水銀式の体温計・血圧計・温度計（割れているものを除く。）	購入時のケースや透明又は半透明の袋に入れて、区役所や資源循環局事務所の受付窓口または設置されている専用の回収ボックスへ排出。また、3(4)イ(7)ア(a)2項燃えないごみとしても排出できる。	適宜収集

b 資源集団回収

品目	排出方法	収集運搬方法
(1) 古紙類(新聞、段ボール、紙パック、雑誌・その他 の紙)	登録団体と登録業者との契約による。	登録団体と登録業者との契約による。(※14)
(2) 布類		
(3) 金属類(アルミ缶・スチール缶(食料用・飲料用))		
(4) びん類		

※14 自然災害等の事情によりやむを得ない場合又はその他市長が必要と認める場合には、市長が収集を行うことができる。

(4) 事業系ごみ(事業活動に伴って生ずる一般廃棄物)

以下の区分に従い、産業廃棄物を混入させることなく排出し、以下の収集運搬方法に従い収集運搬を行うものとする。なお、排出事業者が収集運搬を他人に委託する場合は、法第6条の2第6項に従い、一般廃棄物収集運搬業許可業者（以下、許可業者）という。）又は専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者その他環境省令で定める者（以下「収集運搬業者等」という。）に委託しなければならない。

	分別の区分		排出場所	排出方法	収集運搬方法
		説明			
1	古紙	新聞、段ボール、紙パック、雑誌、オフィス紙、ミックスペーパー(名刺、封筒、葉書、メモ用紙、付せん紙等の細かな紙類、包装紙、紙袋、菓子箱、割り箸袋、シュレッダー紙など。)(資源化に適さない可能性のあるもの(※15)は除く。)	次のいずれかとする。 (1) 排出事業者自らが運搬する場合は、分別の区分に応じて、3(5)イに記載された施設まで運搬し排出。 (2) 当該事業活動を行う敷地内に排出(3(4)イ(ア)行政回収の「排出方法」欄において排出場所として使用される集積場所を除く。)	新聞、段ボール、紙パック、雑誌、オフィス紙、ミックスペーパーを品目ごとに分別し排出。	排出事業者自らが運搬又は収集運搬業者等が収集運搬。
2	木くず、生ごみ	資源化するもの	排出場所として使用される集積場所を除く。)	3(5)イに定める木くず、生ごみの搬入先との契約等に従い分別して排出。	排出事業者自らが運搬又は許可業者が収集運搬。
3	事業活動に伴って生ずる一般廃棄物のうち、この表の第1項及び第2項に属さないもの	焼却に適したもの		許可業者との契約等に従い分別して排出。	
4	事業活動に伴って生ずる一般廃棄物のうち、この表の第1項及び第2項に属さないもの	焼却に適さないもの(貝殻など)			
住居に併置する事業所又は福祉関係事務所から排出される事業系一般廃棄物(横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則第9条の要件を満たし、同規則第10条に定める届出を行った事業所に限る。)		3(4)イ(ア)行政回収の分別の区分に準ずる。	住居に併置する事業所は、3(4)イ(ア)行政回収の「排出方法」欄において排出場所として使用される集積場所に排出。 福祉関係事務所は指定された場所に排出。	3(4)イ(ア)行政回収の排出方法に準じ、かつ排出時の透明又は半透明の袋に事業所名を明記し、事と表示する。	3(4)イ(ア)行政回収の収集運搬方法に準ずる。

※15 資源化に適さない可能性のあるものとは、金属がついた粘着物のついた紙、汚れが著しい紙、臭いのついた紙、感光紙、ビニールコート紙、ワックス加工品、油紙、防水加工紙、捺染紙（アイロンプリント用熱転写紙）、ターポリン紙、硫酸紙、感熱発泡紙、感熱紙、カーボン紙、ノンカーボン紙、合成紙等をいう。

(ウ) し尿及び浄化槽等汚泥

区分	収集方法
し尿	一般収集：おおむね月2回収集。
	臨時収集：申請により収集。（※16）
浄化槽等汚泥	一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた浄化槽清掃業許可業者が浄化槽管理者等の依頼に基づき収集。

※16 臨時収集については、事業活動等に併い設置された仮設トイレを、申請に応じて収集する（手数料の徴収有）。

(エ) その他

区分	排出方法	収集運搬方法
動物の死体（遺棄動物の死体に限る。）	—	適宜収集
不法投棄	—	適宜収集
横浜市建築物等における不良な生活環境の解消及び発生の防止を図るための支援及び措置に関する条例（平成28年9月横浜市条例第45号）第6条第2項に規定される不良な生活環境の防止に必要な対応により排出された一般廃棄物及び第6条第3項の規定により排出された一般廃棄物（以下「いわゆる「ごみ屋敷」対策条例に規定された一般廃棄物」という。）	排出者との取り決めによる。	排出者との取り決めによる。
地域清掃、その他	随時排出	適宜収集

ウ 横浜市が収集しないごみ

区分	品目	排出方法
排出禁止物（条例第30条第1項関連）	特定家庭用機器廃棄物（特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）第2条第5項に規定する特定家庭用機器廃棄物をいう。以下、同じ。）であるエアコン・テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・衣類乾燥機、自動車、オートバイ、FRP船、パーソナルコンピューター（3(4)イ(ア) a (c)に該当するものを除く。）、消火器、大量の自転車、タイヤ（自動車、バイク）、自動車・二輪車用バッテリー、小型充電式電池、ボタン電池、プロパンガスボンベ、高圧ガス容器、ピアノ、廃油・塗料・薬品類（※17）、耐火金庫、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第3条第1号ホに規定する石綿含有一般廃棄物（非飛散性のものは除く。）、その他収集及び処理に著しい支障を及ぼすもの	メーカー及び販売店等に相談し、適正に処理。
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第3条第1号ホに規定する石綿含有一般廃棄物のうち、非飛散性のもの	排出者自ら又は許可業者に収集運搬を委託し、南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場に搬入。
一時多量ごみ	収集作業に支障を生じるもの	3(4)イ(ア) a 行政回収の分別の区分に準じて分別し、排出者自ら又は収集運搬業許可業者等に収集運搬を委託し、市長の指定する施設に搬入。

※17 廃油・塗料・薬品類については、当該品目を処分可能な一般廃棄物処分業許可業者がある場合は、許可業者に収集運搬を委託し当該一般廃棄物処分業許可業者の施設に搬入することも可能。

エ 粗大ごみを排出者が持ち込む場合の搬入先(条例別表第1関連)

搬入先	所在地
鶴見資源化センター	鶴見区末広町1丁目15番地の1
長坂谷ストックヤード	緑区寺山町745番地の45
栄ストックヤード	栄区上郷町1570番地の1
神明台ストックヤード	泉区池の谷3949番地の1

オ 横浜市が処分する一般廃棄物の運搬先として、市長が指定する施設(条例別表第1関連)

施設名	所在地
鶴見工場	鶴見区末広町1丁目15番地の1
旭工場	旭区白根二丁目8番1号
金沢工場	金沢区幸浦二丁目7番地の1
都筑工場	都筑区平台27番1号
南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場	中区南本牧4番の1地先
神明台ストックヤード	泉区池の谷3949番地の1
鶴見資源化センター	鶴見区末広町1丁目15番地の1

カ 一般廃棄物収集運搬業の許可

一般廃棄物収集運搬業の許可については、現在許可を受けている事業者により適正処理が確保されているため、新たな許可は行わない(詳細は、「横浜市一般廃棄物収集運搬業の許可に関する基本方針」のとおり。)

(5) 処理・処分計画

ア 家庭ごみ

(7) 行政回収

区分	搬入先(中継施設は除く。)		処理方法	
	施設名	所在地		
燃やすごみ、可燃性の粗大ごみ(資源化可能な粗大ごみを除く。)	鶴見工場(破砕物は鶴見資源化センター)	鶴見区末広町1丁目15番地の1	焼却	
	旭工場	旭区白根二丁目8番1号		
	金沢工場	金沢区幸浦二丁目7番地の1		
	都筑工場	都筑区平台27番1号		
不燃性の粗大ごみ(資源化可能な粗大ごみを除く。)	南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場	中区南本牧4番の1地先	埋立て	
スプレー缶、燃えないごみ	鶴見ストックヤード	鶴見区末広町1丁目15番地の1	資源化	
	保土ヶ谷ストックヤード	保土ヶ谷区狩場町355番地		
	旭ストックヤード	旭区白根二丁目8番1号		
	金沢ストックヤード	金沢区幸浦二丁目7番地の1		
	都筑ストックヤード	都筑区平台27番1号		
	神奈川ストックヤード	神奈川区新浦島町2丁目4番地の2		
	戸塚ストックヤード	戸塚区名瀬町443番地の1		
	神明台ストックヤード	泉区池の谷3949番地の1		
南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場	中区南本牧4番の1地先	埋立て (※18)		
乾電池	神明台ストックヤード	泉区池の谷3949番地の1	資源化	
缶・びん・ペットボトル※19	鶴見資源化センター	鶴見区末広町1丁目15番地の1	資源化	
	金沢資源選別センター	金沢区幸浦二丁目7番地の1		
	緑資源選別センター	緑区上山一丁目3番地1		
	戸塚資源選別センター	戸塚区上矢部町1921番地の12		
小さな金属類	鶴見ストックヤード	鶴見区末広町1丁目15番地の1	資源化	
	金沢ストックヤード	金沢区幸浦二丁目7番地の1		
	緑資源選別センター	緑区上山一丁目3番地1		
	戸塚資源選別センター	戸塚区上矢部町1921番地の12		
	神明台ストックヤード	泉区池の谷3949番地の1		
資源化可能な粗大ごみ	再使用可能な家具類	栄リユース品ヤード	栄区上郷町1570番地の1	再使用
		神明台リユース品ヤード	泉区池の谷3949番地の1	
	金属製品	栄粗大金属ヤード	栄区上郷町1570番地の1	資源化
		神明台粗大金属ヤード	泉区池の谷3949番地の1	
	羽毛布団	鶴見ストックヤード	鶴見区末広町1丁目15番地の1	
		旭ストックヤード	旭区白根二丁目8番1号	
都筑ストックヤード		都筑区平台27番1号		
プラスチック資源	民間処理施設			
古紙	鶴見ストックヤード	鶴見区末広町1丁目15番地の1	資源化	
	都筑ストックヤード	都筑区平台27番1号		
	神明台ストックヤード	泉区池の谷3949番地の1		
	栄ストックヤード	栄区上郷町1570番地の1		
	民間処理施設			

古布	鶴見ストックヤード	鶴見区末広町1丁目15番地の1	資源化・再使用
	都筑ストックヤード	都筑区平台27番1号	
	神明台ストックヤード	泉区池の谷3949番地の1	
	栄ストックヤード	栄区上郷町1570番地の1	
小型家電	神明台ストックヤード	泉区池の谷3949番地の1	資源化
水銀式の体温計・血圧計・温度計	神明台ストックヤード	泉区池の谷3949番地の1	資源化

※18 燃えないごみのうち、上記施設に搬入しないものに限る。

※19 缶・びん・ペットボトルを排出する際のごみ袋のうち、金沢資源選別センターに搬入されるものは、民間処理施設で資源化する。

(イ) 資源集団回収

品目	搬入先	処理方法
古紙類(新聞、雑誌・その他の紙、段ボール、紙パック)、布類、金属類(アルミ缶・スチール缶(食料用・飲料用))、びん類	民間処理施設	資源化・再使用

イ 事業系ごみ

3(4)イ(イ)事業系ごみの分別の区分に従い、処分を行うものとする。なお、排出事業者が処分を他人に委託する場合は、法第6条の2第6項に従い、一般廃棄物処分業許可業者又は専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの処分を業として行う者その他環境省令で定める者(以下「処分業許可業者等」という。)に委託しなければならない。

区分	搬入先		処理方法	
	施設名	所在地		
古紙	資源化を行う処分業許可業者等の施設		資源化	
木くず、生ごみ				
事業活動に伴って生ずる一般廃棄物	焼却に適したものの	鶴見工場(破碎物は鶴見資源化センター)	鶴見区末広町1丁目15番地の1	焼却
		旭工場	旭区白根二丁目8番1号	
		金沢工場	金沢区幸浦二丁目7番地の1	
		都筑工場	都筑区平台27番1号	
	焼却に適さないもの	南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場	中区南本牧4番の1地先	埋立て

ウ 横浜市が収集しないごみ

区分		搬入先		処理方法
		施設名	所在地	
排出禁止物	特定家庭用機器廃棄物（特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）第2条第5項に規定する特定家庭用機器廃棄物をいう。以下、同じ。）であるエアコン・テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・衣類乾燥機、自動車、オートバイ、FRP船、パーソナルコンピューター（3(4)イ(ア) a (c)に該当するものを除く。）、消火器、大量の自転車、タイヤ（自動車、バイク）、自動車・二輪車用バッテリー、小型充電式電池、ボタン電池、プロパンガスボンベ、高圧ガス容器、ピアノ、廃油・塗料・薬品類（※20）、耐火金庫、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第3条第1号ホに規定する石綿含有一般廃棄物（非飛散性のものは除く。）、その他収集及び処理に著しい支障を及ぼすもの	メーカー及び販売店等に相談し、適正に処理。		
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第3条第1号ホに規定する石綿含有一般廃棄物のうち、非飛散性のもの	南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場	中区南本牧4番の1地先	埋立て
一時多量ごみ	専ら物（※21）	専ら物の処分を業として行う者の施設		資源化
	燃やすごみ（※22）	鶴見工場（破砕物は鶴見資源化センター）	鶴見区末広町1丁目15番地の1	焼却
		旭工場	旭区白根二丁目8番1号	
		金沢工場	金沢区幸浦二丁目7番地の1	
		都筑工場	都筑区平台27番1号	
燃えないごみ（蛍光灯及び電球を除く。）（※22）	南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場	中区南本牧4番の1地先	埋立て	
蛍光灯及び電球、スプレー缶、乾電池、プラスチック資源、ペットボトル、小さな金属類（※22）	神明台ストックヤード	泉区池の谷3949番地の1	資源化	
粗大ごみの規格（※23）に該当するもの	3(4)エに定める搬入先		焼却、埋立て及び資源化	

※20 廃油・塗料・薬品類については、当該品目を処分が可能な一般廃棄物処分業許可業者がある場合には、当該施設で焼却も可能。

※21 法第7条第1項ただし書きに規定する専ら再生利用の目的となる一般廃棄物

※22 3(4)イ(ア) a (a) 1～7項参照

※23 3(4)イ(ア) a (a) 8項参照

エ し尿及び浄化槽等汚泥

区分	搬入先		処理方法
	施設名	所在地	
し尿	磯子検認所	磯子区新磯子町38番地	下水道施設による処理
浄化槽等汚泥			

オ その他

区分	搬入先（中継施設は除く。）		処理方法		
	施設名	所在地			
動物の死体 (遺棄動物の死体に限る。)	鶴見工場	鶴見区末広町1丁目15番地の1	焼却		
	旭工場	旭区白根二丁目8番1号			
	金沢工場	金沢区幸浦二丁目7番地の1			
	都筑工場	都筑区平台27番1号			
不法投棄、いわゆる「ごみ屋敷」対策条例に規定された一般廃棄物、地域清掃、その他	缶・びん・ペットボトル（※24）	鶴見資源化センター	鶴見区末広町1丁目15番地の1	資源化	
		金沢資源選別センター	金沢区幸浦二丁目7番地の1		
		緑資源選別センター	緑区上山一丁目3番地1		
		戸塚資源選別センター	戸塚区上矢部町1921番地の12		
	小さな金属類（※25）	鶴見ストックヤード	鶴見区末広町1丁目15番地の1		
		金沢ストックヤード	金沢区幸浦二丁目7番地の1		
		緑資源選別センター	緑区上山一丁目3番地1		
		戸塚資源選別センター	戸塚区上矢部町1921番地の12		
		神明台ストックヤード	泉区池の谷3949番地の1		
	粗大ごみの規格（※25）に該当する金属製品	栄粗大金属ヤード	栄区上郷町1570番地の1		
		神明台粗大金属ヤード	泉区池の谷3949番地の1		
	焼却に適したものの	鶴見工場（破砕物は鶴見資源化センター）	鶴見区末広町1丁目15番地の1		焼却
		旭工場	旭区白根二丁目8番1号		
金沢工場		金沢区幸浦二丁目7番地の1			
都筑工場		都筑区平台27番1号			
焼却に適さないものの	南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場	中区南本牧4番の1地先	埋立て		
焼却灰（※26）	南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場	中区南本牧4番の1地先	埋立て		

※24 缶・びん・ペットボトルを排出する際のごみ袋のうち、金沢資源選別センターに搬入されるものは、民間処理施設で資源化する。

※25 3(4)イ(7)a(7)項参照

※26 焼却灰の一部は資源化する。

カ 処理施設等の受入基準

施設名	搬入禁止物
鶴見工場 旭工場 金沢工場 都筑工場	<ul style="list-style-type: none"> ・資源化可能な古紙 ・産業廃棄物（「横浜市が処分する産業廃棄物」（横浜市告示第247号）に記載された産業廃棄物は除く） ・特定家庭用機器廃棄物 ・焼却不適物（不燃物、液体、大量の粉末、直径20センチメートル以上又は長さ50センチメートル以上のもの（破砕機を使用する場合は長さ300センチメートル以上のもの。）、焼却設備に損傷を与えるおそれがあるもの、感染性廃棄物、毒物・劇物（毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第300号）第2条に規定するもの。）又は動物の死体（駆除又は遺棄動物の死体を除く。）、その他処理に著しい支障を及ぼすもの。）
南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場	<ul style="list-style-type: none"> ・PCBが付着又は混入しているもの ・油分が付着又は混入しているもの ・水中に投じて油膜が生じるもの ・水中に投じて浮遊するもの ・毒物・劇物 ・著しい発色性、発泡性、飛散性、発火性又は臭気を有するもの ・中空であるもの ・概ね30センチメートルを超えるもの

明日をひらく都市

OPEN X PIONEER

YOKOHAMA

令和 7 年度

予算概要

資源循環局

目 次

頁

I 令和7年度資源循環局予算案の概要 1

- 1 予算編成の考え方
- 2 予算案の状況
- 3 主な推進施策

II 令和7年度資源循環局予算案における推進施策

2050年 カーボンニュートラルの達成に向けた施策の推進 ～「GREEN×EXPO 2027」を目指して～

1 廃棄物分野における脱炭素化に向けた施策の推進 3

- (1) プラスチックごみの分別・リサイクルの拡大
 - ◇ コラム1 プラスチックごみの分別・リサイクルの拡大の実施に向けて
- (2) プラスチックごみの発生抑制・リサイクルに向けた取組
 - ◇ コラム2 資源循環によるサーキュラーエコノミーの推進
- (3) 施設における脱炭素化に向けた取組
 - ◇ コラム3 2050年カーボンニュートラルの達成に向けた“CCUの取組”

2 食品ロス削減の推進 10

- (1) 価値観の醸成ときっかけづくり・場面に応じた実践行動の推進
- (2) 事業者等との連携・共有、働きかけ
 - ◇ コラム4 広がりを見せるフードシェアリングの取組

3 環境学習・普及啓発の推進 12

- (1) 子どもたちへの環境学習
- (2) 普及啓発の取組
 - ◇ コラム5 将来を担う若者と取り組む広報啓発

持続可能な廃棄物処理の実現

4 安定したごみの収集・運搬・処理・処分 14

- (1) 家庭ごみの安定的な収集運搬の推進
- (2) リサイクルの推進
 - ◇ コラム6 バッテリー(リチウムイオン電池)による火災が多発
- (3) 環境に配慮した安全で安定的なごみ処理の推進
- (4) 事業系ごみの適正処理

5 将来を見据えた施設整備	17
(1) ごみ焼却工場の再整備等の実施	
(2) 資源選別施設等の再整備等の検討	
◇ コラム7 本市廃棄物処理施設の現状	
◇ コラム8 新たな財源確保策！金沢工場でネーミングライツを実施します	

市民の皆様のニーズに応える「市民目線」の取組の推進

6 多様な社会ニーズへの対応	19
(1) 受動喫煙の生じない、きれいなまちづくりの推進	
◇ コラム9 分煙環境の整備促進	
(2) 暮らしやすい清潔できれいなまちづくりの推進	
(3) ごみ出しに関する課題への対応	
(4) 災害への備え	
◇ コラム10 災害用トイレトレーラーの活用	
(5) 廃棄物分野における国際協力	

Ⅲ 事業概要

1 財源創出の取組	24
2 令和7年度資源循環局予算案総括表	25
3 主な事業内容	
10 款1項 資源循環管理費	26
1目 資源循環総務費	
2目 減量・リサイクル推進費	
3目 事務所費	
4目 車両管理費	
10 款2項 適正処理費	29
1目 適正処理総務費	
2目 工場費	
3目 処分地費	
4目 産業廃棄物対策費	
10 款3項 し尿処理費	33
1目 し尿処理総務費	
2目 し尿処理施設費	

I 令和7年度資源循環局予算案の概要

1 予算編成の考え方

令和7年度は、横浜市中期計画2022～2025の最終年度であり、「子育てしたいまち 次世代を共に育むまち ヨコハマ」の実現に向け、将来を担う子どもたちに良好な環境を引き継ぐための施策に取り組んでいきます。

また、2050年カーボンニュートラルの達成やサーキュラーエコノミーの推進など、時代の変化に着実に対応していくとともに、将来にわたってごみの処理を安定的に継続していくため、3つの柱に基づき力強く施策を推進していきます。

2050年カーボンニュートラルの達成に向けた施策の推進 ～「GREEN×EXPO 2027」を目指して～

「ヨコハマ プラ5.3計画」において重点施策に掲げているプラスチック対策に向け、プラスチックごみの分別・リサイクル拡大の全市域での実施や、新たなリサイクルに向けた実証実験の実施など取組を拡大していきます。加えて、SDGsの目標達成にもつながる食品ロスの削減など、多様な施策を推進することで、市民の皆様の行動変容に向けたムーブメントを広げ、「GREEN×EXPO 2027」の機運醸成を進めます。

また、焼却工場において環境にやさしいエネルギーを最大限創出するとともに、所管施設のLED化や太陽光発電設備の設置などを進め、施設の脱炭素化を推進します。

持続可能な廃棄物処理の実現

市民生活と市内経済の安心・安全を支えるごみの収集・運搬・処理・処分をいかなるときも着実にを行うとともに、保土ヶ谷工場の再整備や金沢工場の長寿命化対策を進めるなど、安定的なごみ処理の継続と将来にわたり持続可能な廃棄物処理の実現を目指します。

市民の皆様のニーズに応える「市民目線」の取組の推進

誰もが暮らしやすいまちづくりに向け、分煙環境の整備等による受動喫煙対策の強化や高齢化に伴うごみ出し支援を着実に実施するとともに、頻発する大規模災害に備えるため、地域防災拠点等における避難所トイレ環境の充実を図るなど、社会状況の変化に伴う課題に対し、市民の皆様のニーズを踏まえた取組を推進します。

2 予算案の状況

(単位：千円)

	令和7年度	令和6年度	増▲減	増減率
歳出合計	51,037,942	48,169,328	2,868,614	6.0%
歳入合計	51,037,942	48,169,328	2,868,614	6.0%
特定財源	18,945,283	19,931,659	▲986,376	▲4.9%
一般財源	32,092,659	28,237,669	3,854,990	13.7%

3 主な推進施策

(1) 廃棄物分野における脱炭素化に向けた施策の推進
<ul style="list-style-type: none">・プラスチックごみの分別・リサイクルの拡大・プラスチックごみの発生抑制・リサイクルに向けた取組・施設における脱炭素化に向けた取組
(2) 食品ロス削減の推進
<ul style="list-style-type: none">・価値観の醸成ときっかけづくり・場面に応じた実践行動の推進・事業者等との連携・共有、働きかけ
(3) 環境学習・普及啓発の推進
<ul style="list-style-type: none">・子どもたちへの環境学習・普及啓発の取組
(4) 安定したごみの収集・運搬・処理・処分
<ul style="list-style-type: none">・家庭ごみの安定的な収集運搬の推進・リサイクルの推進・環境に配慮した安全で安定的なごみ処理の推進・事業系ごみの適正処理
(5) 将来を見据えた施設整備
<ul style="list-style-type: none">・ごみ焼却工場の再整備等の実施・資源選別施設等の再整備等の検討
(6) 多様な社会ニーズへの対応
<ul style="list-style-type: none">・受動喫煙の生じない、きれいなまちづくりの推進・暮らしやすい清潔できれいなまちづくりの推進・ごみ出しに関する課題への対応・災害への備え・廃棄物分野における国際協力

Ⅱ 令和7年度資源循環局予算案における推進施策

2050年 カーボンニュートラルの達成に向けた施策の推進 ～「GREEN×EXPO 2027」を目指して～

1 廃棄物分野における脱炭素化に向けた施策の推進

プラスチックは燃やすと多くの温室効果ガスを排出し、地球温暖化の一因となっています。ごみ処理に伴い発生する温室効果ガスのうち約9割がプラスチックの焼却によるものであり、その削減に取り組む必要があります。

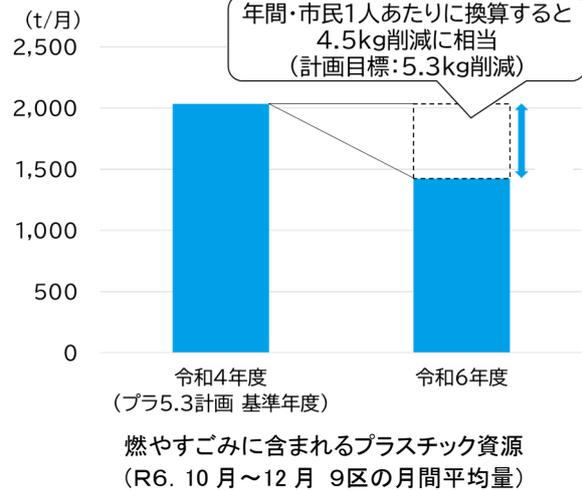
プラスチックごみの発生抑制・リサイクルに向け、市民の皆様への行動変容に向けた広報・啓発、新たなリサイクルの実証実験、事業者の皆様への働きかけ・支援を行うなど、プラスチック削減に重点的に取り組みます。

また、カーボンニュートラルの達成に向け、環境にやさしいエネルギーの創出や利活用に加え、施設の省エネや脱炭素化技術の導入の検討などを進めます。

(1) プラスチックごみの分別・リサイクルの拡大 11億2,227万円※(前年度 4億6,251万円)

① 「プラスチック資源」の全市域への拡大

- これまでのプラスチック製容器包装に、新たにプラスチックのみでできた製品を加え「プラスチック資源」としての収集を、令和6年10月の先行9区※1に引き続き、令和7年4月から全市域で実施します。
- 目標※2達成に向けて、燃やすごみに誤って入っているプラスチックごみが適切に分別され、新たな分別である「プラスチック資源」が定着するよう、丁寧な周知を続けていきます。



※1 旭区、泉区、磯子区、金沢区、港南区、栄区、瀬谷区、戸塚区、中区

※2 ヨコハマ プラ 5.3 計画の目標「燃やすごみに含まれるプラスチックごみを2万トン(市民1人あたり5.3kg)削減」



プラスチック資源の周知の例

※プラスチックごみの分別・リサイクルの拡大による費用(収集運搬、リサイクル、広報啓発等)の増分

② プラスチック資源のリサイクル

・収集したプラスチック資源は、市内の中間処理施設（民間施設）において異物を除去して圧縮・梱包し、容器包装リサイクル法に基づく指定法人（以下「指定法人」という。）を通じて再商品化事業者へ引き渡してリサイクルします。



プラスチック資源の収集からリサイクルまでのフロー

コラム1 プラスチックごみの分別・リサイクルの拡大の実施に向けて

約 20 年前に実施した G30 プランに基づく分別変更時と比べ、社会情勢や生活環境などが様変わりする中、市民の皆様へプラスチックごみの分別変更を認知していただくため、時代に合わせた広報を行っています。

本市がこれまで、住民説明会やイベント啓発などを通じて、直接市民の皆様とつくり上げてきた関係を大切にしつつ、スマートフォンなどでも気軽に情報に触れていただけるよう、エリアや年代を限定したターゲット広告も展開し、的確に情報をお届けしています。

さらに、様々な広報媒体を通じて分別を変更するというメッセージを覚えていただくため、統一したキービジュアル（青の矢印）を使う工夫も行っています。

その結果、分別変更後に実施した 20 代～70 代の 2,400 人を対象としたインターネット定量調査では、81.5%の方が「分別変更を知っている」と回答するなど、多くの市民の皆様へ今回の分別変更や新たなルールを認知していただいています。



統一したキービジュアルを活用した周知
（左から、全戸配布リーフレット、広報よこはま8月号、YouTube 広告）

(2) プラスチックごみの発生抑制・リサイクルに向けた取組

1億3,807万円(前年度 802万円)

① 新たなリサイクルに向けた取組

- ・粗大ごみとして収集したプラスチック製衣装ケースは、これまで焼却処理をしていましたが、リサイクルにおいて重要な単一素材であり、かつ一定量の確保ができることから、衣装ケースをリサイクルする実証実験を行います。
- ・家庭から収集した缶・びん・ペットボトルを排出する際のごみ袋は、汚れや異物の混入があることから、現在、残渣として焼却処理しています。令和6年度に実施した実証実験で化学原料(アンモニア、炭酸ガス)などにリサイクルが可能であったことから、7年度から本格的にリサイクルしていきます(一部施設で実施)。

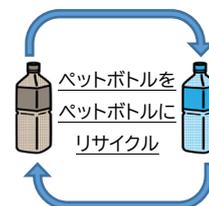


② 地域コミュニティでのボトル to ボトル実証実験の実施

- ・みなとみらい 21 地区で実施したボトル to ボトル(ペットボトル水平リサイクル※)に係る実証実験を参考に、令和7年度は、地域や商店街等にペットボトル回収機を設置し、地域コミュニティにおけるボトル to ボトルの持続可能性を検証する実証実験を市内5か所で実施します。

実証実験の概要

- ・地域や商店街等に本市がペットボトル回収機を設置
- ・地域の方々がペットボトルの回収に参加
- ・回収したペットボトルは事業者によりボトル to ボトル
- ・本事業への協力に対するインセンティブを地域に支払う



※ペットボトルの「ボトル to ボトル」は、ペットボトルを新たに石油から作る場合と比較して温室効果ガス排出量を6割削減できます。

③ 使い捨てプラスチックの削減に向けた取組

- ・スプーンやフォーク、使い捨て容器等の使い捨てプラスチックを削減するため、市職員の率先行動や市庁舎商業施設での取組をさらに進めます。令和6年度に実施したマイボトルコーヒーマシーンの実証実験などの結果も踏まえ、使い捨てプラスチックの削減に向けた取組を市庁舎全体で推進していきます。
- ・小売店等と連携して啓発キャンペーンを実施するとともに、マイボトルの利用を促進するため、マイボトルスポット※を拡充するほか、広報紙や SNS 等で広く市民の皆様呼びかけます。

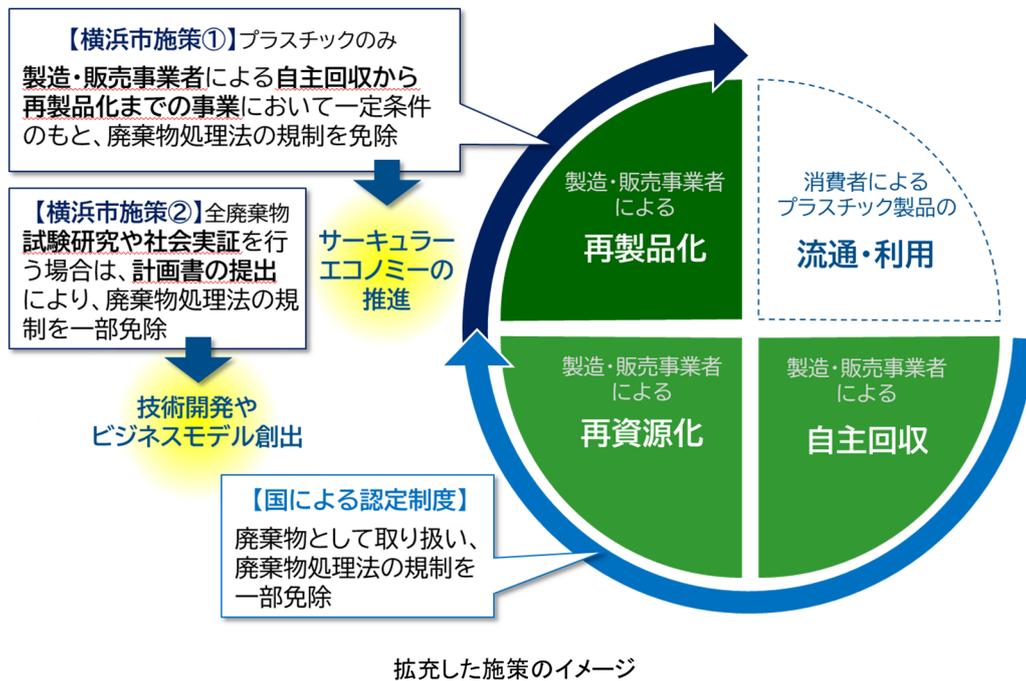


イベントでの給水機の設置の様子

※マイボトルスポット：コーヒー販売などのチェーン系カフェやコンビニエンスストア、無料で給水できる小売店など(令和6年12月末現在 505か所)

④ 事業系プラスチックごみの削減に向けた取組

- ・プラスチックごみを排出する事業者への立入調査や各種セミナー等の機会を捉え、プラスチックの排出抑制、適切な分別及び再資源化に向けた取組を働きかけます。
- ・脱炭素化やサーキュラーエコノミーの取組として、プラスチック製品の製造・販売事業者等が使用済の自社製品等を自主的に回収し、リサイクルする事業を実施しようとする動きがあります。このような取組では廃棄物処理法の規制が支障となることがあるため、一定の条件を満たした場合に規制を免除することとします。
- ・プラスチックの資源循環を促進するためには、新たなリサイクル技術の開発やビジネスモデルの創出が必要となりますが、上記と同様に、試験研究等の実施にあたり、事前に計画書を提出することで規制を一部免除することとします。



公民連携や DX の取組により、プラスチックの資源循環を中心として、資源循環分野における脱炭素化やサーキュラーエコノミーを推進していきます。

■公民連携組織「横浜市資源循環推進プラットフォーム」による取組

本プラットフォームは、市内の廃棄物処理業者7社が中心となり運営され、本市が支援しています。

サーキュラーエコノミーの取組として、「動脈産業」※1におけるリサイクル材の導入・確保のニーズが高まる一方、「静脈産業」※2からもリサイクル材の積極活用が求められています。また、技術開発やビジネスモデル創出により、動静脈の連携を目指すスタートアップの動きもあります。



横浜市資源循環推進プラットフォーム
キックオフイベントの様子
(令和6年11月開催)

本プラットフォームでは、これらのマッチングやDXによるプロジェクトなどを実現し、資源循環産業の活性化を図りながら、本市の資源循環施策を推進していきます。

※1 製品の製造等を行う産業

※2 製品が廃棄物等となった後にリサイクル等を行う産業

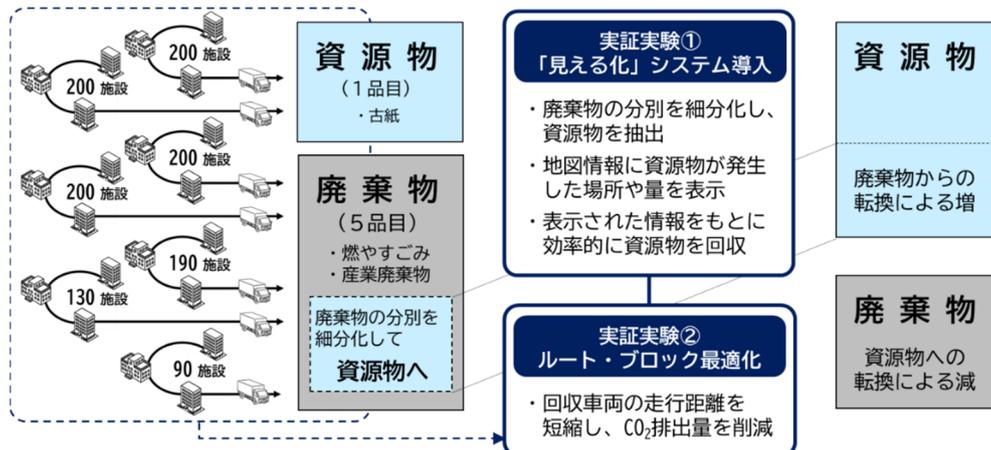
■DXによる「市役所ごみゼロルート回収事業」の実証実験

＜市役所ごみゼロルート回収事業＞

- ・本市事務所や市民利用施設など約 1,200 施設から排出される廃棄物の処理契約等を集約して管理。
- ・廃棄物等の分別区分は6品目で、品目ごとに参加施設を7つのブロックに分け、ブロック内の施設を巡回して廃棄物等を一括で回収し、処理施設等へ搬出。

廃棄物として処分されているものの中からより多くの資源物を取り出し、その資源物の量や発生場所を地図情報などで「見える化」することができれば、動脈産業における資源調達が円滑になります。

令和7年度の「市役所ごみゼロルート回収事業」では、このような「見える化」システムを試験導入するとともに、このシステムや過去の実績から得られたデータを活用し、巡回回収におけるルート短縮することで、より効率的な資源物回収を目指します。



(3) 施設における脱炭素化に向けた取組

4億790万円(前年度1億6,350万円)

① 脱炭素化に向けた市役所率先行動の加速化

・LED等高効率照明の100%化に向け、令和6年度はESCO事業により約11,000台のLED化を図り、LED化率70%以上を達成し、さらに7年度も大規模なLED化工事を実施することで、LED化率概ね100%を達成する見込みです。



中央管制室

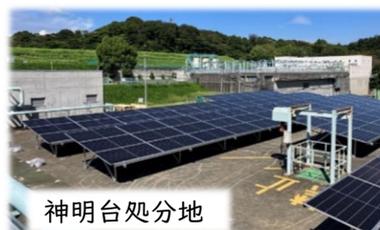


工場棟機械室



工場棟内部

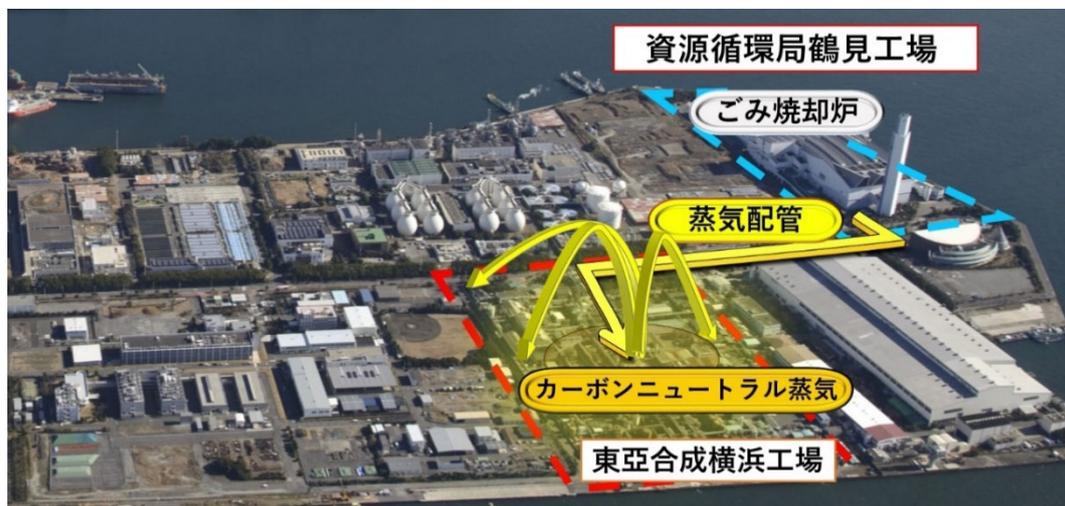
・太陽光発電設備については、令和6年度にPPA事業を活用し、5施設に設置しました。今後、さらに太陽光発電設備を設置できるよう、7年度は施設屋上の防水工事等を6施設にて実施します。



神明台処分地

② 環境にやさしいエネルギーの創出と地域貢献

・化石燃料による蒸気を使用している事業者へ、ごみの焼却に伴い発生する蒸気(環境にやさしいエネルギー(熱))を供給することで、鶴見区末広地区全体のCO₂排出量の削減に取り組みます。令和8年度からの蒸気供給を目指し、7年度は、蒸気を送るための配管等を設置する工事を引き続き実施します。



・ごみの焼却に伴い発生する蒸気を有効利用し発電された電力は、石炭などの化石燃料を使わずにつくられることから、環境にやさしいエネルギー(電気)と呼ばれています。このエネルギーを最大限創出するため、発電効率が良い工場での焼却を優先します。

・このエネルギーを引き続き市内の民間事業者や市庁舎・区庁舎等へ活用するとともに、令和6年度からは、「脱炭素先行地域」に位置している「みなとみらい21・クリーンセンター」にも活用するなど、地産地消を推進し、市内での100%活用を継続します。

コラム3

2050年カーボンニュートラルの達成に向けた“CCUの取組” ～日本のガス灯発祥の地「横浜」で、日本初の取組を実施～

本市では、ごみ焼却工場の排ガス中に含まれるCO₂を分離・回収し、CO₂を資源として利活用する技術（CCU）の確立に向け実証試験を行っています。令和5年7月からは、鶴見工場の排ガスから分離・回収したCO₂を、近隣の東京ガスのメタネーション施設に輸送し、e-メタンの原料として活用する、日本初となる地域連携での取組を開始しています。

令和6年度は、生成したe-メタンについて、新たに運用開始されたクリーンガス証書制度に基づく認証を受け、日本初のクリーンガス証書を取得しました^{※1}。

この取得したクリーンガス証書を、ガス記念日である令和6年10月31日^{※2}から一定期間、山下公園通りのガス灯に活用し、ガス灯で使用する燃料のCO₂排出量をオフセットするという、日本初の取組を実施しました。



※1 [「日本初、e-メタン由来のクリーンガス証書で環境価値を移転します」](#)（令和6年10月28日記者発表）

※2 明治5年10月31日、日本で初めてのガス灯が横浜で灯り、都市ガス事業が始まりました。

また、メタネーション施設での活用以外についても、回収したCO₂の活用先の提案募集を令和6年4月に開始し、民間事業者と協議を進めています。

引き続き「GREEN×EXPO 2027」に向け、この脱炭素化の取組を進めていきます。

2 食品ロス削減の推進

市民・事業者の皆様の「食」を大切にする価値観が醸成され、食品ロスの削減に向けた具体的な行動の実践につながる取組を進めます。

また、製造業の事業者への働きかけや飲食店・小売店等における取組の推進、事業者による先進的な取組を後押しすることで、市域全体での食品ロス削減につなげます。

取組を進めてもなお残る生ごみについては、堆肥化等の有効利用を促していきます。

(1) 価値観の醸成ときっかけづくり・場面に応じた実践行動の推進 820万円(前年度 990万円)

① イベントや出前教室の実施

・10月の食品ロス削減月間に、集中的な広報・啓発、小売店などでのイベントを実施します。

・未就学児や小学生を中心に、ゲーム要素を取り入れた学びや野菜の栽培・収穫体験など、楽しみながら学べる出前教室*を実施します。

※出前教室：職員が幼稚園や保育園、学校等に出向いて、3Rの推進などを分かりやすく説明する取組



紙芝居を使った出前教室の様子

② フードドライブ活動の推進

・公共施設(区役所、地区センター、資源循環局収集事務所)でのフードドライブを引き続き実施するとともに、企業や団体の方が気軽にフードドライブを実施できるよう必要な物品の貸し出しやフードドライブ実施情報の発信を行います。

公共施設における常設箇所数・回収量及び企業や団体への必要物品の貸出件数(令和5年度)

常設箇所数	回収量	貸出件数
44箇所	13,702.9kg	56件

③ 具体的な取組につながる働きかけ

・適量購入の呼びかけや冷蔵庫の整理、学生が考案した余りがちな食材を用いたレシピの活用など、日常生活の中で手軽に取り組める行動を働きかけます。

④ 土壌混合法*の普及啓発

・生ごみの減量につながる土壌混合法に取り組む方々を増やすために、講習会の実施、スターターキットや花の苗などを配布します。

・保育園や学校、地域などの敷地を使って生ごみを堆肥化し、花や野菜を育てるスリム農園の普及に取り組みます。

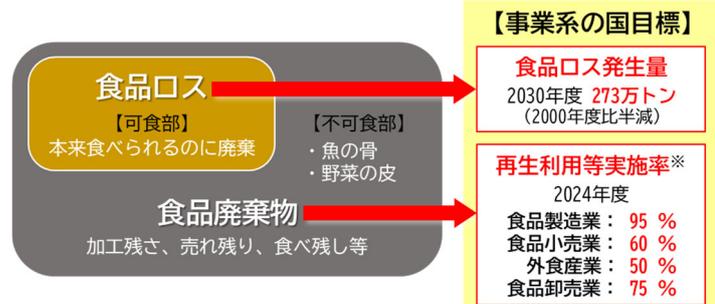
※土壌混合法：電気等のエネルギーを使わず、生ごみと土を混ぜ合わせ、微生物の力で生ごみを分解する方法



スリム農園での園児による収穫の様子

① 事業者から出される食品ロスの削減等

- ・食品リサイクル法(食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律)に基づく国目標や公表データを踏まえ、対象となる業種(食品製造業、食品小売業、外食産業、食品卸売業)の状況に応じた取組を進めていきます。
- ・食品製造業及び食品小売業では、市内事業者の具体的な取組状況を現地訪問等により把握するとともに、引き続き食品ロス削減等を働きかけていきます。外食産業においては、食べきり協力店[※]の登録拡大や利用促進を図り、食品ロス削減を推進します。
- ・食品ロス削減に意欲的な事業者の取組の発信や先駆的に取り組む事業者の皆様等を表彰します。
- ・食品ロス削減とともに、調理くずなど食べられないものも含め、どうしても生じてしまう食品廃棄物のリサイクルによる有効利用を促していきます。



※ 再生利用等実施率 = 対象年度の(発生抑制量 + 再生利用量 + 熱回収量 × 0.95 + 減量量) ÷ 対象年度の(発生抑制量 + 発生量)

食品ロスの削減と食品廃棄物のリサイクルに関する国目標(事業系)

※食べきり協力店:小盛メニューの導入による適量注文や食べきれなかった料理の持ち帰りなどに取り組む飲食店等

② 家庭から出される食品ロスの削減

- ・食品ロス削減を支援するデジタル技術等を共創フロントを通じて募集し、その効果などを調査します。
- ・国際機関等と連携し、若い世代を対象に食をテーマとした取組を行います。

コラム4 広がりを見せるフードシェアリングの取組

食品ロス削減のための取組の一つで、何もしなければ廃棄されてしまう食品と消費者のニーズをマッチングさせるフードシェアリングの取組が広がっています。

例えば、本市と協定を締結している株式会社クラダシでは賞味期限が残っているにもかかわらず、規格外・賞味期限の切迫等のさまざまな理由で廃棄される可能性のある食品等をメーカー等から買い取り、お得な価格で販売しています。食品等の購入代金の一部は、市内で活動するフードバンク団体等の支援に活用されています。

また、駅などに設置したロッカー型自販機を活用して売れ残ったパンを割引販売する取組も行われています。売り手は売れ残ったパンの廃棄を減らすことができ、買い手もパンをお得な価格で購入できるメリットが生まれています。今後は、販売場所を増やしパン以外の食品も販売する予定です。

引き続き事業者と連携し、食品ロス削減を推進していきます。



売れ残ったパンを販売するロッカー型自販機(市営地下鉄 関内駅)

3 環境学習・普及啓発の推進

誰もが快適に暮らし、将来の子どもたちに良好な環境を引き継いでいくため、市民・事業者の皆様の環境意識の向上と行動変容の促進を図ります。

併せて、2027年に開催する環境をテーマとした「GREEN×EXPO 2027」の機運醸成につなげるため、関係部署と連携した環境学習や普及啓発の取組を進めていきます。

(1) 子どもたちへの環境学習

291万円(前年度 305万円)

- ・市内の小学4年生を対象に授業の学習補助教材として副読本を配布するとともに、ごみ焼却工場などにおいて社会科見学の受け入れを行います。
- ・保育園・幼稚園・小学校で、ごみの分別・リサイクルのゆくえを学ぶ出前教室や収集車を使った収集体験などを行います。環境への意識を大人になっても持ち続けていくために、継続的に学ぶ機会を提供します。【出前教室実施回数:165回(令和6年12月末現在)】
- ・分別や3R、まちの美化につながる行動へのきっかけとするため、小・中学生を対象としたポスターコンクールを実施します。【令和6年度応募実績:1,663点】



小学校低学年の部



小学校高学年の部



中学生の部

令和6年度ヨコハマ3Rポスターコンクール大賞作品

(2) 普及啓発の取組

241万円(前年度 1,184万円)

① 説明会・イベント実施などによる普及啓発

- ・市民の皆様に正しい分別ルールや3R行動をご理解いただき、実践につなげていくため、子育て世代や高齢者など様々な対象者に合わせた普及啓発を行います。
- ・地域での説明会や、小売店の店頭、区民まつり、ごみ焼却工場での啓発イベント等を活用し、対面による啓発を実施します。【説明会等啓発回数:1,121回(令和6年12月末現在)】

② 市外からの転入者への情報提供

- ・区役所での転入手続時に、ごみの分け方・出し方やごみ分別検索システム「Mictionary(ミクシヨナリー)」を案内するパンフレットなどを配布します。

③ 外国籍の方へのごみ出しルールの周知

- ・外国語版リーフレット(10言語)の配布、ごみ分別検索システム(3言語)の運用を行います。
- ・多文化共生ラウンジなどの関係機関と連携し、日本語教室や外国人コミュニティでの説明会、インターナショナルスクールでの出前教室を実施します。



英語版分別リーフレット

資源循環局は岩崎学園 横浜デジタルアーツ専門学校と連携し「デザインを通じた環境教育」の取組を進めています。

令和6年度は、食品ロスを削減する工夫を紹介する「啓発マンガの発信」と、「ごみの分け方・出し方を外国人に周知するための広報ツールの作成」に取り組みました。



打合せの様子



啓発マンガ

「啓発マンガの発信」では、食品ロスを削減する行動を自分ごととして捉えてもらえるよう、“あるある”と置いていただけるテーマ・ストーリーを学生が考えて作成し、7月から12月までに20話以上をSNSで発信しました。



学生が作成したポスター

「外国人向けのごみ分別ツール周知」では、横浜に住む外国人の皆様に、ごみ出しのルールやマナーを理解していただくため、学生が実際に、集積場所の視察や国際交流ラウンジへのヒアリングを実施し、SNSでの発信やポスター・動画等のツールを制作しました。

本市は若者の柔軟な発想を取り入れる、学生はデザインを実社会で試すことができる、双方にメリットのある取組です。



外国人が多く利用する集積場所の視察



ラウンジフェスタでの外国人への啓発

4 安定したごみの収集・運搬・処理・処分

ごみ処理は市民生活にとって欠くことができない重要な行政サービスであり、市民の皆様が日常生活を安心して送ることができるよう、ごみの収集・運搬・処理・処分を実施します。

また、老朽化している廃棄物処理施設の適切な維持管理・補修を実施します。

(1) 家庭ごみの安定的な収集運搬の推進

63 億 2,628 万円(前年度 60 億 2,335 万円)

① 家庭ごみの収集運搬

・集積場所に分別して出された家庭ごみの収集運搬を安定的かつ効率的に実施します。



家庭ごみの収集作業の様子

② 粗大ごみの受付・収集

・デジタルツールの活用により、市民の皆様にも 24 時間いつでも粗大ごみの収集の申込みや粗大ごみ処理手数料の支払いができる環境を提供します。

・自己搬入する市民の皆様の利便性向上のため、栄ストックヤードにおいて、事前申込み不要かつ現地電子決済での手数料支払いによる粗大ごみ受入れを行います。また、長坂谷ストックヤードにおいては、敷地の舗装工事等を実施します。



栄ストックヤードでの粗大ごみ受入れの様子

(2) リサイクルの推進

60億 1,350万円(前年度 50億 9,707万円)

① 資源物のリサイクル

- ・缶・びん・ペットボトルは、市内4か所の選別施設(鶴見、金沢、緑、戸塚)において、品目別に選別・圧縮・梱包し、売却又は指定法人へ引き渡してリサイクルします。
- ・プラスチック資源は、市内3か所の中間処理施設(民間施設)において、異物を除去して圧縮・梱包し、指定法人を通じて再商品化事業者へ引き渡してリサイクルします。令和7年4月から、全市域で排出されたプラスチック資源の中間処理・リサイクルを実施します。

② 資源集団回収の実施

- ・古紙・古布等は、自治会町内会等の登録団体と回収事業者が契約して行う資源集団回収を通じ、リサイクルします。また、資源集団回収の安定的な実施のため、登録団体と回収事業者に奨励金を交付します。なお、令和6年度から運用を開始している資源集団回収オンラインシステムを通じて、登録団体と回収事業者の事務負担軽減を図ります。

コラム6

バッテリー(リチウムイオン電池)による火災が多発

近年、バッテリー(リチウムイオン電池)が原因でゴミ収集車やプラスチックリサイクル工場等で火災が多発しています。リチウムイオン電池は、圧力や強い衝撃を受けると発火する恐れがあり、ゴミ収集車の中や工場の破碎機等で押しつぶされることで火災につながっています。

プラスチック資源の分別拡大に併せて、住民説明会や本市ホームページ、SNS等でバッテリーの正しい排出方法を周知しています。また、プラスチック資源の中間処理施設では、新たにX線判別装置や磁力選別装置等を導入し、バッテリーを除去できる仕組みを整えています。



バッテリー・小型家電製品の出し方

(3) 環境に配慮した安全で安定的なごみ処理の推進

68 億 1,076 万円(前年度 66 億 2,272 万円)

① 廃棄物処理施設の適正な維持管理

・安全で安定的なごみの処理体制を確保していくため、ごみ焼却工場や資源選別施設等の廃棄物処理施設について、定期的な法定点検等の実施に加え、施設及び設備機器の劣化状況を詳細に把握し、計画的に補修・更新を行うことで施設の安定稼働を図ります。

② 最終処分場の維持管理

・現在稼働中の南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場では、護岸等の定期点検や補修を計画的に実施し、安定稼働を継続していきます。また、将来にわたって長く大切に使うため、焼却灰の資源化を実施します。

・埋立てが終了した最終処分場では施設の適正な維持管理を行い、周辺住民の安全で安心な暮らしを確保します。

③ ごみ焼却工場・最終処分場の環境測定

・ごみ焼却工場からの排ガスや最終処分場からの排水等を測定し、環境法令の基準を遵守していることを確認します。また、市民の皆様が安心して暮らしていただけるよう、測定結果をウェブサイトで公表し、これらの施設が適正に維持管理されていることをお知らせします。

(4) 事業系ごみの適正処理

3 億 5,182 万円(前年度 3 億 2,095 万円)

① 不適正処理の未然防止のための周知・啓発

・廃棄物の保管や処理に関する届出の審査に加え、事業者が集まる講習会や関係団体等を通じた周知・啓発を行うことにより、事業系ごみの不適正処理を未然に防止します。

② 適正処理に向けた検査・指導

・ごみ焼却工場における搬入物検査や市内事業所への法令に基づく立入検査、市民からの通報に基づく現地調査等を適切に行うとともに、不適正事案に対しては違反者への行政指導・処分を行い、事業系ごみの適正処理の推進に取り組みます。



焼却工場における搬入物検査



事業所への立入検査

5 将来を見据えた施設整備

将来にわたって安全で安定的なごみ処理体制を確保していくため、保土ヶ谷工場の再整備や金沢工場の長寿命化工事を進めていくとともに、老朽化が進むその他のごみ焼却工場や資源選別施設等の廃棄物処理施設の計画的な更新に向けた検討を行います。

施設整備に際しては、施設規模や配置の適正化、AI・IoT等の最新技術活用による処理の効率化のほか、発電能力の向上を併せて進めます。

(1) ごみ焼却工場の再整備等の実施

57億2,625万円(前年度46億5,434万円)

① 保土ヶ谷工場の再整備

・ごみ処理を将来にわたり安定的に継続していくため、引き続き、保土ヶ谷工場の再整備を進めます。令和7年度は、既存工場の焼却炉や煙突等の解体を行うほか、工場建設に掛かる詳細設計を実施します。



新工場イメージ図

② 金沢工場の長寿命化対策

・令和6年度から10年度までの5か年に渡り、老朽化が進んだ焼却炉やボイラー設備など主要設備の大規模改修を実施し、延命化を図ります。7年度は、焼却炉やボイラー設備のほか発電設備等の更新・改修を実施します。

③ 新たなごみ焼却工場整備に向けた検討

・ごみ焼却工場の老朽化対策として保土ヶ谷工場再整備に続く、新たなごみ焼却工場の整備について検討を進めます。令和7年度は引き続き、整備に向けた基礎的な調査・検討を行います。

(2) 資源選別施設等の再整備等の検討

6,848万円(前年度2,500万円)

① 鶴見資源化センター再整備の検討

・鶴見資源化センターは老朽化が進んでいることに加え、ペットボトル量が増大していることにより、手選別の処理が増え、処理能力が低下しています。再整備により、ペットボトル等の選別工程を機械化し、作業の効率化や作業員の負荷軽減を図っていきます。

・施設整備に伴う財政負担の平準化を図るため、民間資金を導入します。令和7年度については再整備に係る事業手法を決定し、再整備の手続に必要な環境影響調査や要求水準書の作成を行います。

② 磯子検認所の移転に向けた検討

・磯子検認所の老朽化に伴い、令和7年度は引き続き、移転及び跡地活用に向けた取組を実施します。

③ 旧栄工場跡地の有効利用に向けた検討

・現在、収集事務所や粗大ごみ自己搬入ヤードである栄ストックヤードなどとして利用している旧栄工場は、跡地活用に向けた検討を行います。

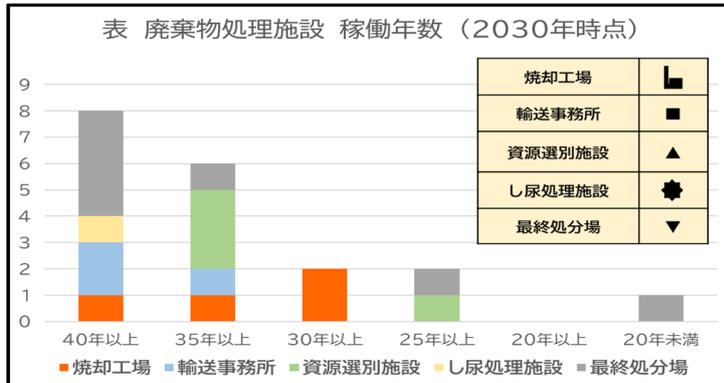


磯子検認所

コラム7

本市廃棄物処理施設の現状

本市で発生した一般廃棄物については、ごみ焼却工場や資源選別施設等の廃棄物処理施設において適切に処理しています。本市所管の廃棄物処理施設の多くは昭和後期から平成初期にかけて建設され、老朽化が進んでいます。今後、将来に渡り安定した廃棄物処理を継続するため、施設の延命化のための長寿命化工事や再整備が必要な状況となっています。



コラム8

新たな財源確保策！

金沢工場でネーミングライツを実施します

令和6年度に施設の維持管理財源の確保等を目的として、金沢工場のネーミングライツスポンサーを公募しました。その結果、JFE エンジニアリング株式会社から提案をいただき、5年間の契約を締結します。

同社はネーミングライツと合わせて、環境学習など持続可能な社会の実現に関わる地域貢献の取組を行うとしています。

- 契約期間：令和7年4月～令和12年3月
- 愛称：JFE横浜金沢マリンエネルギーセンター
- 契約金額：年間77万円（税込み）



ネーミングライツを導入する金沢工場

6 多様な社会ニーズへの対応

「GREEN×EXPO 2027」の開催に向け、地域の美化活動や公衆トイレの環境整備等清潔できれいなまちづくりを進めるとともに、喫煙禁止地区等における取組の拡充や分煙環境整備の促進など、屋外の受動喫煙対策を強化し、誰もが快適に過ごすことのできるまちを目指します。

高齢化など社会状況の変化を踏まえながら、誰もがごみのことで困らない住みよいまちの実現のため、ごみ出しの支援のニーズや災害への備えなどに、引き続き着実に対応します。

(1) 受動喫煙の生じない、きれいなまちづくりの推進 2億2,105万円(前年度1億2,870万円)

① 喫煙禁止地区の取組推進と分煙環境整備

- ・屋外での喫煙による、吸い殻の散乱やたばこの火による被害、望まない受動喫煙を防ぐため、喫煙禁止地区(市内8か所)において、喫煙禁止地区等指導員による巡回指導を実施します。
- ・歩きたばこや受動喫煙、吸い殻の散乱の状況、地域からの要望などを踏まえ、新たに喫煙禁止地区を指定します。
- ・分煙環境の充実を図るため、民間事業者が設置・運営する喫煙所への補助制度を新設(喫煙禁止地区内2か所)します。また、既存の開放型公設喫煙所について、鶴見駅西口喫煙所など合計2か所を密閉型喫煙所へ転換する取組を進めます。

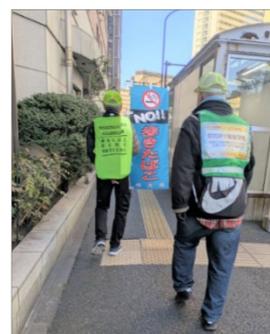
民間事業者が設置・運営する喫煙所への補助制度の概要

整備費補助(1か所あたりの上限額)	1,000万円
運営費補助(1か所あたりの上限額)	200万円/年
7年度整備予定か所数	2か所

- ・今後の喫煙対策や新たな喫煙禁止地区の指定に向けた検討を進めるため、喫煙禁止地区の周辺や市内主要駅周辺等における喫煙状況を把握する調査や、公設喫煙所の利用状況等についての調査を実施します。

② 喫煙禁止地区以外でのパトロール・啓発等

- ・喫煙禁止地区以外の市内主要駅周辺において、健康福祉局と連携し、歩きたばこやポイ捨て、受動喫煙防止のパトロールを実施します。令和7年4月からの公園の禁煙化による状況の変化等も見ながら、実施回数を増やして対策を強化します。
- ・歩きたばこや吸い殻のポイ捨て、受動喫煙を防止するため、ポスターや看板等の設置により、喫煙ルールの徹底を図ります。



健康福祉局と連携した歩きたばこ防止の啓発パトロール

令和7年度喫煙スポットパトロール(旧歩きたばこ防止パトロール)の概要

	R6年度	R7年度
場所【固定】	28駅(30か所)	29駅(30か所)
場所【スポット枠※】	市内駅周辺+バス停周辺(102回)	市内駅周辺+バス停周辺(300回)
	918回/年	1,904回/年

※スポット枠：地域や各区役所からの要望等を受けて実施する任意の場所

これまで本市では、喫煙禁止地区において、たばこ事業者の協力を得ながら開放型の喫煙所を設置することで取組の実効性を担保してきました。今後、特に煙や臭いについてご意見をいただいている喫煙所について、望まない受動喫煙が生じないように密閉型喫煙所への転換に取り組めます。

また、設置場所の確保が困難等の事情により公設喫煙所が設置できない場合においても、喫煙所の整備を進めるため、民間事業者が設置・運営する屋内の分煙施設に対する補助制度を新設し、喫煙禁止地区での分煙環境の整備を図ります。

■密閉型喫煙所とは

密閉型（コンテナ型）喫煙所は、室内の集塵脱臭装置によりたばこの煙や臭いがほとんど室外に流出しない喫煙所です。他都市において、近年設置が進められています。



他都市での密閉型喫煙所の導入事例

(2) 暮らしやすい清潔できれいなまちづくりの推進 1億8,055万円(前年度2億6,376万円)

① 地域の美化活動の推進

- ・暮らしやすく、清潔できれいなまちづくりを推進するため、引き続き区役所及び地域と連携した清掃活動や、都心部(横浜駅周辺、みなとみらい21地区など)の美化推進重点地区の歩道清掃を実施します。
- ・環境学習や啓発活動を通じ、ポイ捨てごみが海洋プラスチックごみ問題につながることを伝え、ポイ捨て防止やプラスチックの正しい分別などの意識醸成を図ります。
- ・SNS等を活用した清掃活動の情報発信や、プロスポーツチームなど多様な主体と連携した清掃活動を実施し、まちの美化への意識醸成や担い手増加を図ります。
- ・不法投棄されやすい場所へ注意喚起看板の設置や夜間監視パトロールを行うなど、不法投棄・放置自動車等の防止に取り組めます。



プロスポーツチームと連携した清掃活動

② 公衆トイレの維持管理・トイレに困らないまちづくり

- ・衛生的かつ快適に公衆トイレを利用できるよう、引き続き日常清掃や修繕等の維持管理を行います。
- ・青葉台駅前公衆トイレの改修工事を実施し、和式便器の洋式化等を行うことで、利便性を向上させます。そのほか、老朽化が進む公衆トイレの今後の維持管理について検討を進めます。
- ・公衆トイレのネーミングライツの実施により、よりきれいで快適なトイレづくりに取り組みます。
- ・民間事業者と連携した公共トイレ協力店[※]の取組を継続し、市民の皆様が安心して外出できる環境を整えます。

※ 公共トイレ協力店:市民の皆様が気軽にトイレを利用できるよう、コンビニエンスストアや商店等の店舗にご協力いただき、店舗のトイレを公共的な位置づけにする取組



青葉台駅前公衆トイレ



新横浜駅北口公衆トイレ
(ネーミングライツ事例)

(3) ごみ出しに関する課題への対応

1,120 万円(前年度 1,120 万円)

① 集積場所の適切な維持管理への支援

- ・ごみ出しマナーの徹底や小動物によるごみの散乱など、地域だけでは解決することが難しい課題を抱えた集積場所について、地域と協働し、集積場所の環境改善に取り組みます。

【参考】具体的な取組例

ネットボックスの貸出、集積場所で利用している物品の修繕・加工、地域の特性に応じた分別表示や掲示の作成及び設置

② ふれあい収集等の着実な対応

- ・ごみ出しが困難なひとり暮らしの高齢者や障害のある方等を対象として、玄関先等からごみを収集する「ふれあい収集」や敷地内又は屋内から粗大ごみを収集する「持ち出し収集」について、高齢化の進展などによってニーズが増加する中でも着実に実施します。



ふれあい収集の様子(右は初回の様子)

③ いわゆる「ごみ屋敷」問題への対策

- ・ごみや物の堆積による不良な生活環境の解消を図るため、区役所や健康福祉局と連携しながら、いわゆる「ごみ屋敷」の解消や再発防止に向けた取組を進めます。

(4) 災害への備え

1億649万円(前年度 4,475万円)

① 強靱な処理体制の構築

・ごみ焼却工場の強靱化の取組として、津波や高潮の発生時においても工場の機能が維持できるよう、沿岸部にあるごみ焼却工場では止水壁の設置や工場敷地内の道路の一部の高さを上げるなどの浸水対策を実施しています。鶴見工場の浸水対策工事に続き、令和7年度は、金沢工場の長寿命化対策工事に併せて、浸水対策の設計を実施します。

② 災害時のトイレ対策

・各地域防災拠点に導入している下水直結式仮設トイレ(通称:災害用ハマッコトイレ)に、新たに男性用小便器タイプのトイレを導入し、災害時でもトイレに困らない環境づくりを進めます。

・家庭でのトイレパックの備蓄が進むよう、関係局のほか、小売店とも連携し、飲料水や食料などの在宅避難に必要な備蓄品と併せた一体的な啓発を実施します。



下水直結式仮設トイレ男性用小便器のイメージ

③ 浸水被害を想定した災害廃棄物対策

・昨今各地で水害が多く発生している状況を踏まえ、発災時に迅速に対応できるよう、水害等に対する災害廃棄物対策の検討を進めます。

・これまでに実施した震災における災害廃棄物発生量の推計のほか、ハザードマップ等の情報に基づき、市内の浸水被害を想定した災害廃棄物発生量の推計を新たに実施します。



浸水被害の状況

(出典:災害廃棄物対策フォトチャンネル)

コラム 10

災害用トイレトレーラーの活用

災害用トイレトレーラーは、水洗用のタンクや手洗い場が備え付けられているなど、清潔に利用することができる移動式の仮設トイレです。

能登半島地震の被災地支援のため、本市が所有する災害用トイレトレーラーを機動的に活用し、輪島市の避難所に約1年間派遣しました。被災地の方からは感謝の声をいただくなど、有用性を改めて確認することができました。引き続き、トイレトレーラーの充実も含め、災害時のトイレ対策に取り組んでいきます。

また、令和7年度に総務局予算で試行導入するTKB(トイレ・キッチン・ベッド)ユニットによる避難生活支援についても、関係局と連携しながら取組を進めていきます。



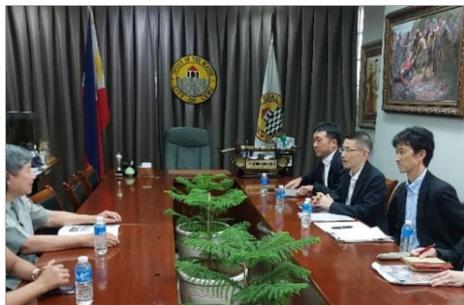
派遣を行った災害用トイレトレーラー

(5) 廃棄物分野における国際協力

515 万円(前年度 294 万円)

① Y-PORT 事業を通じたフィリピン国メトロセブへの支援

- ・廃棄物に関する課題解決への支援として、本市が培ってきた広報・啓発のノウハウの共有や助言などを行います。
- ・国際機関と連携し、メトロセブの自治体職員の廃棄物管理のスキルアップに取り組みます。



令和6年度におけるセブ市との意見交換



本市のノウハウを参考にゴミ分別を導入しているメトロセブ自治体の事例

② アフリカ諸国・都市への支援

- ・「アフリカのきれいな街プラットフォーム」(ACCP[※])のもと、アフリカ諸国・都市の行政官に対し、本市や JICA、事業者が連携し、アフリカの廃棄物管理向上に向けた研修を実施します。
- ・令和7年度は、TICAD9 及び第4回 ACCP 全体会合が横浜で開催されます。この機を捉え、本市の廃棄物管理の取組や技術を積極的に発信し、アフリカに対する本市のプレゼンス向上につなげます。



収集計画ワークショップの様子



模擬収集体験の様子

※ アフリカのきれいな街プラットフォーム(ACCP) :

環境省・JICA・横浜市・国連環境計画(UNEP)・国連人間居住計画(UN-HABITAT)・アフリカ諸国などが共同で、アフリカにおける廃棄物に関する知見の共有、SDGsの推進等を行うための場として平成 29 年4月に設立



③ 視察受入れの実施

- ・廃棄物処理施設等の視察受入れやオンライン会議を通じて、海外向けに本市の廃棄物管理の取組の紹介や、研修等を行います。

Ⅲ 事業概要

1 財源創出の取組

令和7年度予算編成は、持続可能な市政運営を実現するため、「財政ビジョン」「中期計画」「行政運営の基本方針」の『3つの市政方針』に基づき、全庁一丸となって『創造・転換』を理念とする財源創出に(歳出・歳入の両面から)取り組みました。

<主な財源創出の取組>

事業名	財源創出の内容	財源創出額
「創造・転換」による財源創出(歳出削減の取組)		
10 款1項2目 分別・リサイクル推進事業	『ごみと資源物の分け方・出し方』パンフレットについて、他言語版と統合し、経費を削減	1 百万円
10 款1項2目 発生抑制等推進事業	マイボトルスポットのウェブサイト改修の見直しにより経費を削減	1 百万円
10 款1項3目・2項2目 事務所等運営費、 工場運営費	エレベーター運用保守について、経費適正化の取組の中で、他の自治体や民間企業の運用状況を確認し、それらと合わせることで適正化	1 百万円
10 款2項1目 粗大ごみ処理事業	手数料の電子決済導入により経費を削減	13 百万円
10 款2項3目 排水処理施設維持管理費	直営で行っている旧処分地排水処理施設の管理運営を委託化することにより、経費を削減	3 百万円
その他の財源創出(平準化等による抑制)		
10 款1項1目 労務関係経常費	被服の在庫活用等により購入枚数を見直して、経費を削減	9 百万円
その他の財源創出(決算等にあわせた見直し)		
10 款1項4目 車両等維持管理費	実績等に基づき所要額を精査することで、経費を削減	3 百万円
10 款1項4目 車両保全費	購入実績に基づき所要額を精査することで、経費を削減	4 百万円
10 款2項3・4目 南本牧最終処分場運営管理事業 南本牧廃棄物最終処分場埋立事業	流入水の状況にあわせて、薬品注入量を変更することで、経費を削減	9 百万円
10 款2項4目 排出事業者指導費	過去の実績を基に委託内容を見直すことで、経費を削減	1 百万円
10 款2項4目 PCB適正処理推進費	過去の実績を基に、積算を見直すことで、経費を削減	2 百万円
「創造・転換」による財源創出(歳入確保の取組)		
10 款2項2目、10 款3項1目 工場運営費 公衆トイレ維持管理費事業	施設における屋外広告物の掲出、ネーミングライツにより、歳入を確保	+2 百万円
10 款2項2目 工場運営費	鶴見工場及び都筑工場で容量市場に参加することにより歳入を確保	+8 百万円

合計:13 件 歳出削減 48 百万円、歳入確保 10 百万円

2 令和7年度資源循環局予算案総括表

(単位:千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	増 ▲ 減	増 減 率	
10款 資源循環費	51,037,942	48,169,328	2,868,614	6.0%	
1項 資源循環管理費	22,680,464	21,146,058	1,534,406	7.3%	
1目 資源循環総務費	16,168,455	15,389,030	779,425	5.1%	
2目 減量・リサイクル推進費	4,331,248	3,579,462	751,786	21.0%	
3目 事務所費	561,228	445,687	115,541	25.9%	
4目 車両管理費	1,619,533	1,731,879	▲ 112,346	▲6.5%	
2項 適正処理費	27,938,673	26,694,374	1,244,299	4.7%	
1目 適正処理総務費	10,231,538	9,490,230	741,308	7.8%	
2目 工場費	11,250,287	10,854,070	396,217	3.7%	
3目 処分地費	6,104,733	6,009,189	95,544	1.6%	
4目 産業廃棄物対策費	352,115	340,885	11,230	3.3%	
3項 し尿処理費	418,805	328,896	89,909	27.3%	
1目 し尿処理総務費	187,086	178,137	8,949	5.0%	
2目 し尿処理施設費	231,719	150,759	80,960	53.7%	
合 計	51,037,942	48,169,328	2,868,614	6.0%	
財 源 内 訳	特 定 財 源	18,945,283	19,931,659	▲ 986,376	▲4.9%
	16款 分担金及び負担金	20,750	25,544	▲ 4,794	▲18.8%
	17款 使用料及び手数料	5,538,593	5,535,990	2,603	0.0%
	18款 国庫支出金	1,925,685	1,447,347	478,338	33.0%
	20款 財産収入	87,335	86,470	865	1.0%
	21款 寄附金	466	1,211	▲ 745	▲61.5%
	24款 諸収入	6,880,454	7,998,097	▲ 1,117,643	▲14.0%
	25款 市債	4,492,000	4,837,000	▲ 345,000	▲7.1%
	一 般 財 源	32,092,659	28,237,669	3,854,990	13.7%

3 主な事業内容

(単位：千円)

10 款 1 項 資源循環管理費						
10 款 1 項 1 目 資源循環総務費						
本年度	前年度	増▲減	本年度財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
16,168,455	15,389,030	779,425	0	0	4,939,505	11,228,950
事業内容						
(1) 職員人件費			15,923,082 千円[+648,524 千円]			
職員の給料、職員手当、共済費(事業主負担分)等 ※職員数 1,889 人(再任用職員 93 人含む。)						
(2) 厚生費等			106,530 千円[+13,157 千円]			
職員の健康管理及び作業環境の維持、自動車事故対策に係る経費等						
(3) 減量・リサイクル施策推進事業			124,883 千円[+118,667 千円]			
横浜市一般廃棄物処理基本計画の推進、減量・リサイクル施策の検討、新たなプラスチックリサイクルの実施、審議会の運営等						
(4) その他管理費等			13,960 千円[▲923 千円]			
局内の事務費、一般廃棄物処理手数料の徴収事務、防災備蓄品の購入等						
10 款 1 項 2 目 減量・リサイクル推進費						
本年度	前年度	増▲減	本年度財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
4,331,248	3,579,462	751,786	0	0	413,281	3,917,967
事業内容						
(1) 3Rの推進			23,613 千円[▲23,699 千円]			
リデュース・リユース・リサイクルの3Rを推進し、環境負荷を低減するライフスタイルへの転換を図るため、広報・啓発を通じて、市民・事業者の皆様の実践行動を推進します。						
(2) 分別・リサイクルの推進			3,061,924 千円[+787,053 千円]			
分別収集したプラスチック資源やスプレー缶、ガラス・陶磁器類等の燃えないごみなどの中間処理・資源化委託を実施します。						

※[]内の数値は前年度事業費からの増減

(3) 家庭ごみの減量・リサイクルに向けた取組	974,625 千円[▲42,447 千円]
① 発生抑制等推進事業	34,360 千円[+10,344 千円]
SDGs、カーボンニュートラルの達成に向け、プラスチック対策及び食品ロス削減に重点を置いて、リデュース(発生抑制)等を推進します。	
② 環境事業推進委員等事業	20,159 千円[+273 千円]
環境事業推進委員を委嘱し、3R行動の推進やまちの美化に地域と連携して取り組みます。また、3R 行動の推進等に功労のあった個人・団体を表彰し、活動の一層の定着を図ります。	
③ 資源集団回収促進事業	920,106 千円[▲53,064 千円]
自治会町内会等の登録団体と回収事業者が契約して行う資源集団回収により、古紙・古布等を資源化します。また、資源集団回収の安定的な実施のため、登録団体と回収事業者に奨励金を交付します。	
(4) 事業系ごみの適正処理・減量化の推進	265,941 千円[+28,673 千円]
①市役所ごみゼロ推進事業	210,213 千円[+22,282 千円]
本市事務所や市民利用施設(約 1,200 施設)から排出される廃棄物等について、共通の分別ルールを定め、廃棄物処理契約を一本化して処理します。また、横浜市の率先行動として、市役所から排出されるプラスチックを資源化し、脱炭素化を進めるとともに、資源化拡大に向け、DXによる「循環資源の見える化」の実証実験を行います。	
② 事業系ごみ適正処理・減量化推進事業等	12,667 千円[+3,977 千円]
「食べきり協力店」や「横浜市食の3Rきら星活動賞」を通じ、食品ロス削減の取組を進めます。また、3R活動の促進のため、大規模事業所等への立入調査を行うとともに、プラスチック対策としてリサイクル等を働きかけます。横浜市役所も一事業者として率先して3R活動に取り組みます。	
③ 事業系ごみ適正搬入推進事業等	43,061 千円[+2,414 千円]
焼却工場において搬入物検査を実施し、産業廃棄物等の不適正搬入を防止します。また、一般廃棄物処理業者への立入調査、関係法令や交通安全の講習会等により適正処理を推進します。	
(5) 国際協力事業	5,145 千円[+2,206 千円]
海外諸都市の廃棄物の課題解決に向け、国際機関等と連携して支援を実施します。	

※[]内の数値は前年度事業費からの増減

(単位：千円)

10 款 1 項 3 目 事務所費						
本年度	前年度	増▲減	本年度財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
561,228	445,687	115,541	0	106,000	32,849	422,379
事業内容						
(1) 事務所等運営費			430,032 千円[+29,941 千円]			
収集事務所等の維持管理を行います。						
(2) 事務所等整備補修費			131,196 千円[+85,600 千円]			
収集事務所等の整備・補修を実施します。						
10 款 1 項 4 目 車両管理費						
本年度	前年度	増▲減	本年度財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
1,619,533	1,731,879	▲112,346	0	52,000	8,601	1,558,932
事業内容						
(1) 車両維持管理費等			514,007 千円[+12,102 千円]			
収集車両の維持管理や燃料の調達等を行います。						
(2) 車両調達費			1,105,526 千円[▲124,448 千円]			
ごみの収集運搬業務等で使用する車両を調達します。						

※[]内の数値は前年度事業費からの増減

10 款 2 項 適正処理費						
10 款 2 項 1 目 適正処理総務費						
本年度	前年度	増▲減	本年度財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
10,231,538	9,490,230	741,308	10,000	138,000	3,064,045	7,019,493
事業内容						
(1) 家庭ごみの収集運搬			9,969,402 千円[+651,276 千円]			
① 家庭ごみ収集運搬業務委託事業			4,243,133 千円[+193,309 千円]			
家庭から排出された缶・びん・ペットボトル及びプラスチック資源の収集運搬業務を民間事業者へ委託し、実施します。						
② 中継輸送業務委託等			800,166 千円[+67,094 千円]			
家庭ごみ収集運搬業務の効率化や焼却工場の安定稼働を支える中継輸送施設の管理運営を行います。また、運搬業務は民間事業者へ委託し、実施します。						
③ 粗大ごみ処理事業			2,083,143 千円 [+109,622 千円]			
粗大ごみの受付業務及び収集運搬業務等を、民間事業者等へ委託し実施します。						
④ 適正処理総務管理費等			163,216 千円[+3,867 千円]			
課題を抱える集積場所の環境改善、ふれあい収集やいわゆる「ごみ屋敷」の解消など、ごみの排出に係る支援、交通事故防止や収集業務に関する作業効率化のための運行管理システムの試行に取り組めます。						
⑤ 資源選別施設管理運営事業等			2,679,744 千円[+277,384 千円]			
分別収集した缶・びん・ペットボトルを、缶はアルミ缶・スチール缶、びんは無色・茶色・その他の色、ペットボトルに選別し、民間事業者に引き渡し資源化します。また、鶴見資源化センター再整備の検討を行います。						

※[]内の数値は前年度事業費からの増減

(2) きれいなまち横浜の推進	262,136 千円[+90,032 千円]
① クリーンタウン横浜事業	252,883 千円[+88,497 千円]
<p>来街者が多く訪れる都心部における清掃委託を強化するほか、清掃活動・美化活動に取り組む企業や団体を支援し、地域や市民・事業者の皆様と連携した美化活動を推進します。</p> <p>喫煙禁止地区では、喫煙禁止地区等指導員による巡回指導を行い、歩きたばこ防止や喫煙マナー向上に取り組めます。また、新たに喫煙禁止地区を指定します。</p> <p>喫煙禁止地区での分煙環境整備を図るため、民間喫煙所の設置及び維持管理に係る補助制度を新設します。また、既存の開放型喫煙所について、密閉型へ転換する取組を進めます。</p>	
② 不法投棄等対策事業	9,253 千円[+1,535 千円]
<p>不法投棄の防止を図るほか、不法投棄された廃棄物の対応を行います。また、「横浜市放置自動車及び沈船等の発生の防止及び適正な処理に関する条例」に基づき、放置自動車を撤去、処分します。</p>	

※[]内の数値は前年度事業費からの増減

(単位：千円)

10 款 2 項 2 目 工場費						
本年度	前年度	増▲減	本年度財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
11,250,287	10,854,070	396,217	1,899,068	4,144,000	3,322,721	1,884,498
事業内容						
(1) 焼却工場の管理・運営			5,407,683 千円[▲176,412 千円]			
① 工場運営費等			3,032,660 千円[+198,121 千円]			
<p>ごみの焼却処理に必要な薬品の購入や焼却灰の運搬業務委託等を実施します。また、焼却工場で創出した電力等を売却し、財源を確保します。</p>						
② 工場補修費等			2,375,023 千円[▲374,533 千円]			
<p>焼却工場のプラント設備等の補修や整備を実施します。</p>						
(2) 保土ヶ谷工場再整備事業			2,350,895 千円[▲2,277,115 千円]			
<p>既存工場の焼却炉や煙突等の解体を行うほか、工場建設に係る詳細設計を実施します。</p>						
(3) 金沢工場長寿命化対策事業			3,365,356 千円[+3,349,031 千円]			
<p>焼却炉やボイラー設備のほか発電設備等の更新・改修を行います。</p>						

※[]内の数値は前年度事業費からの増減

(4) 焼却灰資源化事業	16,009 千円[▲1,779 千円]
焼却灰の資源化を実施します。	
(5) 工場環境保全調査費等	100,144 千円[+2,145 千円]
環境法令等に基づき、排ガスや排水等の調査・分析を実施します。また、ごみの組成調査を実施します。	
(6) 港南工場跡地活用事業	10,200 千円[▲499,653 千円]
済生会横浜市南部病院の移転・再整備に向けて、敷地管理を行います。	

※[]内の数値は前年度事業費からの増減

(単位：千円)

10 款 2 項 3 目 処分地費						
本年度	前年度	増▲減	本年度財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
6,104,733	6,009,189	95,544	0	45,000	74,848	5,984,885
事業内容						
(1) 最終処分場の管理・運営			808,696 千円[+92,321 千円]			
① 南本牧最終処分場の管理・運営			337,701 千円[▲19,709 千円]			
南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場の管理・運営を適正に行います。また、最終処分場の安定稼働が継続できるよう、排水処理施設の補修・更新を計画的に実施します。						
② 埋立てを終了した最終処分場の管理・運営			470,995 千円[+112,030 千円]			
埋立てを終了した最終処分場の排水処理施設や神明台処分地スポーツ施設の管理・運営等を適正に行います。また、最終処分場周辺の安全を確保するため、斜面の対策工事を実施します。						
(2) 南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場整備事業			5,267,017 千円[±0 千円]			
南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場の整備に係る既設外周護岸等の負担金を支出します。						
(3) 処分地環境保全調査費			29,020 千円[+3,223 千円]			
環境法令等に基づき、排水や汚泥等の調査・分析、周辺環境に対する影響調査を実施します。						

※[]内の数値は前年度事業費からの増減

10 款 2 項 4 目 産業廃棄物対策費						
本年度	前年度	増▲減	本年度財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
352,115	340,885	11,230	0	0	591,233	▲239,118
事業内容						
(1) 産業廃棄物の適正処理			98,062 千円[+13,198 千円]			
① 排出事業者指導費等			42,982 千円[+18,765 千円]			
<p>産業廃棄物の発生抑制、減量化、資源化及び適正処理を推進するため、排出事業者・処理施設・許可業者への立入調査や多量排出事業者への指導を実施するとともに、プラスチック対策や食品ロス削減等の推進のため、廃プラスチックの多量排出事業者や食品廃棄物の排出事業者にリサイクル等を働きかけます。また、廃棄物処理法及び自動車リサイクル法に基づく許可申請に対する審査を進めるとともに、建設リサイクル法の的確な運用を図ります。</p>						
② 不適正処理監視・指導強化事業			20,606 千円[+475 千円]			
<p>産業廃棄物等の不適正処理に対し迅速な対応を図るとともに、違法事案に対して監視・指導を実施します。</p>						
③ PCB 適正処理推進費			34,474 千円[▲6,042 千円]			
<p>市内事業者に対し、PCBが使用された電気機器の保有確認及び処分期間内の適正処理を促します。また、保管事業者が処理を行わない高濃度PCB廃棄物が発生した場合は、本市が行政代執行により処理します。</p>						
(2) 南本牧最終処分場埋立事業等			146,454 千円[▲1,968 千円]			
<p>市内中小企業等の産業廃棄物の受入れを行い、産業廃棄物の埋立業務や排水処理施設の管理・運営に要する経費を支出します。</p>						
(3) 戸塚区品濃町最終処分場特定支障除去等維持事業			107,599 千円[±0 千円]			
<p>公共水域の汚染の拡散を防止するため、処分場内外に設置している井戸で汚水を汲み上げ、排水処理施設で浄化し、下水道に放流します。</p> <p>行政代執行に要した費用については、引き続き原因者へ費用求償を行います。</p>						

※[]内の数値は前年度事業費からの増減

10 款 3 項 し尿処理費						
10 款 3 項 1 目 し尿処理総務費						
本年度	前年度	増▲減	本年度財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
187,086	178,137	8,949	0	0	80,099	106,987
事業内容						
(1) し尿処理総務管理費等			93,385 千円[+728 千円]			
下水道が普及していない世帯や工事現場等の仮設トイレについて、し尿のくみ取りを行います。また、市内の浄化槽の設置審査や維持管理の指導等を実施します。						
(2) 公衆トイレ維持管理費			93,701 千円[+8,221 千円]			
市内公衆トイレの清掃や維持管理を行います。						
10 款 3 項 2 目 し尿処理施設費						
本年度	前年度	増▲減	本年度財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
231,719	150,759	80,960	16,617	7,000	416	207,686
事業内容						
(1) 礫子検認所費等			129,665 千円[+20,006 千円]			
市内でくみ取りしたし尿及び浄化槽汚泥等について、礫子検認所で前処理した後、水再生センターへ圧送します。また、移転に向けた基礎的な調査及び発注に向けた検討を行います。						
(2) 災害対策用トイレ整備事業			59,494 千円[+31,067 千円]			
地域防災拠点のトイレ環境の充実のため、下水直結式仮設トイレ(通称:災害用ハマッコトイレ)の便器数を拡充します。また家庭でのトイレパックの備蓄が進むよう、関係局とも連携し、小売店と連携した啓発を実施します。						
(3) 公衆トイレ整備事業			42,560 千円[+29,887 千円]			
青葉台駅前公衆トイレの洋式化改修工事を行う等、誰もが利用しやすい公衆トイレを目指し、環境整備を進めます。また、民間事業者と連携した公共トイレ協力店の取組を継続し、市民の皆様が安心して外出できる環境を整えます。						

※[]内の数値は前年度事業費からの増減



記者発表資料

資料 4

資源循環局関連の記者発表資料一覧（前回の審議会以降）

No.	発表日	件名	頁
1	10月25日	「チャレンジ省資源宣言」プレゼントキャンペーンを実施しています	P1
2	10月28日	都筑ふれあいの丘まつり2024を開催します！	P6
3	10月28日	『金沢工場ミーオ・イーオ！フェスタ2024』を開催します！	P8
4	10月30日	食べきり協力店企画『Clean Plate Yokohama』始めました！	P10
5	11月8日	横浜環境行動賞「3Rまちの美化」功労者表彰式を開催します！	P15
6	11月14日	横浜市役所の「もとまちユニオン」で家庭から出る廃食油の回収を開始します！～市内の回収場所が拡大中！～	P19
7	11月29日	市庁舎に設置する「SDGsロッカー」の運営事業者を募集します！	P21
8	12月5日	名前を付けて「公衆トイレ」をよりきれいに！～ネーミングライツスポンサーを公募します～	P23
9	12月10日	～子どもたちの描くヨコハマの未来が1枚のポスターに～ 令和6年度ヨコハマ3Rポスターコンクール入賞作品が決定しました！	P25
10	1月10日	＼子どもたちの環境への想いが描かれました!! / 令和6年度ヨコハマ3Rポスターコンクール表彰式を開催します！	P30
11	1月29日	みなとみらい21地区におけるペットボトルの「ボトルtoボトル」水平リサイクルを開始します！	P31
12	1月31日	令和7年度 資源循環局 予算概要について	※
13	1月31日	焼却工場の再エネを活用した「はまっこ電気」による走行時のCO2排出量“実質ゼロ”のEVバスが運行を開始します	P34
14	2月14日	シーサイドライン金沢八景駅改札内にSDGsロッカーを設置します！	P36
15	2月17日	産業廃棄物処理業者に対する事業停止命令について	P38
16	2月21日	緑区内の公園トイレ及び公衆トイレの金属製品盗難被害について	P39
17	2月27日	岩崎学園 横浜デジタルアーツ専門学校の学生に感謝状を贈呈しました	P41
18	2月28日	横浜中華街で「トイレをきれいに！プロジェクト」が実施されます！	P43
19	3月3日	資源循環局金沢工場ネーミングライツ契約を締結！愛称は「JFE横浜金沢マリンエネルギーセンター」に決定しました	P45
20	3月4日	横浜市庁舎1階アトリウムと聖マリアンナ医科大学横浜市西部病院に SDGs ロッカーを設置します！	P47
21	3月12日	一般廃棄物処理業者に対する事業停止命令について	P50
22	3月14日	4月からついに 全市18区でプラごみの分別ルールが変更！「プラスチックの分別変更」をPRします	P52

※添付省略(資料3を参照)

記者発表資料は、横浜市HPに掲載しています。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/koho-kocho/press/>

「チャレンジ省資源宣言」プレゼントキャンペーンを実施しています

九都県市同時発表（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市）

「九都県市首脳会議廃棄物問題検討委員会」では、ワンウェイプラスチック製品（使い捨てプラスチック製品）、容器包装、食品廃棄物の減量化やリサイクルを促進するため、「チャレンジ省資源宣言」事業を推進しています。この事業は、事業者の自主的な廃棄物の発生抑制や減量化などの取組を支援するとともに、その取組を広く域内住民に周知することで、持続可能な資源利用への転換に向けた消費者の選択を促そうとするものです。

この取組を多くの方に知っていただき、廃棄物の削減を更に推進するため、下記のとおり「チャレンジ省資源宣言」プレゼントキャンペーンを実施しています。

1 「チャレンジ省資源宣言」プレゼントキャンペーン概要

「チャレンジ省資源宣言」を行った事業者が実施する、ワンウェイプラスチック製品や容器包装、食品廃棄物の削減の取組を紹介するリーフレットを、小売店舗の店頭や九都県市の公共施設などで配布します。

リーフレットに添付された専用はがき又はキャンペーン特設サイトからアンケートに答えて応募すると、冷たい飲み物も温かい飲み物もそのまま保存できる「ステンレスマグカップ」や、省資源化に取り組む事業者の商品など素敵なプレゼントが抽選で当たります。

小売・外食店舗、公共施設でのポスター掲示に加え、ウェブを活用した広告などによりキャンペーンのPRを実施します。

※詳細はキャンペーン特設サイト (<https://www.resource-saving.jp/challenge-2024campaign/>) をご覧ください。

2 キャンペーン応募方法・期間

- (1) 応募方法：専用はがき又はキャンペーン特設サイトからアンケートに答えて応募
- (2) 応募期間：令和6年10月18日（金）～令和6年12月16日（月）（当日消印有効）



3 PRについて

キャンペーンを周知するため、期間内に下記PRを実施します。

(1) ウェブを活用したキャンペーン等の情報発信

○LINE、Facebook、Instagram 広告

各広告から配信される広告を活用し、キャンペーンサイトへの誘導を図ります。

○Google ディスプレイネットワーク広告

ディスプレイエリアに表示される広告を活用し、キャンペーンサイトへの誘導を図ります。

○公式 SNS の運用

九都県市廃棄物問題検討委員会公式 X（旧 Twitter）及び公式 Instagram にて、キャンペーンの広報を行います。

裏面あり

(2) エコプロ2024におけるPR活動

エコプロ2024 (※) に出展し、キャンペーンをPRします。

※エコプロとは：毎年12月に東京ビッグサイトで開催されている環境配慮型製品・サービス (エコプロダクツ・エコサービス) に関する一般向け展示会

【チャレンジ省資源宣言ポスターイメージ】



【PRポスターに掲載される各自自治体マスコットキャラクター】



埼玉県
マスコット
コバトン



千葉県
マスコットキャラクター
チーバくん



神奈川県
PRキャラクター
かながわキンタロウ



横浜市資源循環局
マスコット
イーオ



かわさき
3R推進キャラクター
かわるん



千葉市
ごみ削減
キャラクター
へらそうくん



さいたま市
PRキャラクター
つなが竜ヌウ



相模原ごみDE71大作戦
マスコットキャラクター
レモンちゃん

お問合せ先

資源循環局 3R推進課長

今村 貴美

Tel 045-671-2563

「チャレンジ省資源宣言」プレゼントキャンペーンについて

「チャレンジ省資源宣言」プレゼントキャンペーンは、過度な資源利用の抑制・廃棄物の削減をするため、事業者の「チャレンジ省資源」の取組とその製品を紹介し、域内住民の意識向上を図るキャンペーンです。

1 「チャレンジ省資源宣言」プレゼントキャンペーン

(1) 概要

店頭で配布されるリーフレットに添付された専用はがき、またはウェブサイトからアンケートにお答えの上、ご応募された方の中から、抽選で合計 142 名に賞品をプレゼントします。

- ▶ 賞品の内容：冷たい飲み物も温かい飲み物もそのまま保存できる「ステンレスマグカップ」
(10名)、

協力事業者の商品詰め合わせなど 13 種類各 10 名 ※一部 12 名

- ▶ 応募期間：令和 6 年 10 月 18 日（金）～令和 6 年 12 月 16 日（月）（当日消印有効）

※詳細はキャンペーン特設サイト (<https://www.resource-saving.jp/challenge-2024campaign/>) をご覧ください。

(2) スーパー・レストラン等での啓発ツールによる P R

下表の協力店においてポスターの掲出やリーフレットの配架を行い、各事業者の取組をご紹介します。

協力店舗数： 1,238 店舗

事業者名	協力店舗数
イオンマーケット株式会社	37 店舗
イオンリテール株式会社	35 店舗
株式会社エコス	37 店舗
サミット株式会社	122 店舗
生活協同組合コープみらい	83 店舗
生活協同組合ユーコープ	38 店舗
株式会社セブン&アイ・フードシステムズ	213 店舗
株式会社ダイエー	81 店舗
富士シティオ株式会社	48 店舗
株式会社東急ストア	78 店舗
株式会社マルエツ	305 店舗
株式会社ヤオコー	161 店舗

(3) 協力事業者のオフィスや公共施設等におけるポスター掲出によるPR

- 協力事業者のオフィスや域内の公共施設等にポスターを掲出し、普及啓発を実施しています。
- 実施期間：通年（オフィス・施設により、掲出期間は異なります。）

(4) キャンペーン協力事業者

協力事業者 33 社（50 音順）

小売・外食事業者（13 社）

イオンマーケット株式会社、イオンリテール株式会社、株式会社イトーヨーカ堂、株式会社エコス、サミット株式会社、生活協同組合コープみらい、生活協同組合ユーコープ、株式会社セブン&アイ・フードシステムズ、株式会社ダイエー、株式会社東急ストア、富士シティオ株式会社、株式会社マルエツ、株式会社ヤオコー

製造事業者（20 社）

アサヒ飲料株式会社、アサヒビール株式会社、味の素AGF株式会社、江崎グリコ株式会社、株式会社エフピコ、キッコーマン株式会社、玉露園食品工業株式会社、キリンビバレッジ株式会社、コカ・コーラ ボトラーズジャパン株式会社、サッポロビール株式会社、シーピー化成株式会社、中央化学株式会社、株式会社ニチレイフーズ、株式会社日清製粉グループ本社、株式会社ファンケル、プリマハム株式会社、ポッカサッポロフード&ビバレッジ株式会社、山崎製パン株式会社、株式会社ヨコタ東北、リスパック株式会社

2 九都県市の取組

九都県市では、家庭から発生するごみの容積の 60%を超える容器包装を減量化する事業者がその取組を宣言する「容器包装ダイエツト宣言」事業を実施し、宣言をした事業者の取組を域内住民等に紹介することで、ごみの減量化に取り組んできました。

近年はプラスチックごみや食品ロスが世界的な問題となつてきており、2015 年に各国の首脳が集まった国連サミツトで採択された SDGs（持続可能な開発目標）に、2030 年までに食品の廃棄を半減することや、2025 年までに海洋ごみ等あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減することが記載されるなど、注目が高まっています。

こうした状況を踏まえ、これまでの容器包装に加え、ワンウェイプラスチック製品（使い捨てプラスチック製品）や食品廃棄物の削減を対象とした「チャレンジ省資源宣言」を開始しました。

～ごみの削減に向けて～

ごみを減らすために、消費者にもできることはたくさんあります。今回のキャンペーンをきっかけに、ごみの削減に取り組みましょう。

- ✓ 買い物際にはマイバックを持参して、不要なレジ袋をもらわないようにしましょう。
- ✓ 飲食店では自分が食べきれ分だけオーダーしましょう。
- ✓ 使い捨ての商品はなるべく使わず、環境に配慮しましょう。

～「チャレンジ省資源宣言」～

Challenge (チャレンジ：挑戦)：企業が環境のために様々な挑戦をして

Choice (チョイス：選ぶ)：消費者が環境のことを考えて商品・サービスを選ぶと

Change (チェンジ：変わる)：持続可能な世界に変わります。

ワンウェイプラスチック製品、容器包装、食品廃棄物を減らしたり、無駄にしないために企業が行う取組を応援し、住民への普及啓発を行うことで持続可能な資源利用への転換を目指しています。

チャレンジ省資源宣言ホームページ <https://www.resource-saving.jp/>



省資源宣言

「都筑ふれあいの丘まつり2024」 を開催します

都筑工場でごみを燃やしたときに出る熱を利用している、都筑ふれあいの丘3施設と周辺施設主催で『都筑ふれあいの丘まつり』を11月10日（日）に開催いたします。

工場内バス見学やミニゲームなど楽しい催し物が盛りだくさん！模擬店も多数出店！皆様のご来場をお待ちしております。

1 開催日時

令和6年11月10日（日） 午前10時～午後2時
（都筑工場は午後3時まで開催）

2 参加費用

入場無料（模擬店、ゲーム等一部有料）

3 開催場所及びイベント

【ふれあいの丘3施設】

- ・都筑センター：**縁日** 焼きそば、綿あめ、おもちゃ販売など
体験 ミニ工作教室、将棋早指しコーナーなど
- ・都筑プール：ストラックアウト、ミニゲームひろば、キッチンカーなど
- ・都筑あゆみ荘：作業所自主製品販売・野菜販売、あゆみ荘見学ツアー、障害者団体発表会、障害のある子とその家族の写真展など

【周辺施設】

- ・資源循環局 都筑工場：工場内バス見学、収集車乗車体験、啓発ゲーム、ミニ収集車乗車体験、リユース家具大抽選会、働く車大集合（協力：消防局都筑消防署、神奈川県都筑警察署、海上保安庁第三管区海上保安本部、防衛省自衛隊神奈川地方協力本部市ヶ尾募集案内所）
- ・下水道河川局 都筑水再生センター：下水道パネル展示、缶バッジ製作 など

各イベントの詳細については各施設にお問い合わせください。

（別紙チラシをご参照ください。）

4 交通案内

駐車場、駐輪場はありません。公共交通機関での来場をお願いいたします。

【電車】横浜市営地下鉄グリーンライン 都筑ふれあいの丘駅下車 徒歩3分

5 主催者

都筑センター・都筑プール・横浜あゆみ荘・資源循環局都筑工場



（収集車乗車体験）



（キャラクターのお出迎え）



（工場内見学バスツアー）

お問合せ先

資源循環局都筑工場長 田中 正 Tel 045-941-7911

都筑ふれあいの丘まったり

作業所自主製品販売・野菜販売
あゆみ荘見学ツアー
障害者団体発表会
障害のある子どもとその家族の写真展



横浜あゆみ荘

都筑フール

ストラックアウト
ミニゲームひろば
キッチンカー登場

ふれあいの丘
40th
anniversary

アクセス

至あざみ野・白吉
センター南駅
至江田
至中山
至江田
至中山

区役所通り
至江田
至中山

資源循環局
都筑工場
都筑ふれあいの丘
都筑センター(あゆみ荘)
葛が谷地域
ケアプラザ
葛が谷公園
東方公園

横浜市営地下鉄ブルーライン
葛が谷公園

至江田
至中山

大丸
ADKI
OKA17
大丸
至中山

お願い
ご来場は公共交通機関をご利用ください

・焼きそば・練あめ・おもちゃ販売、健康チェック
ゲームコーナー、ミニ工作教室、おもちゃPARK、
将棋早指しコーナー、絵本お話し会
作品展(ふれあいアートコレクション)

都筑センター

資源循環局
都筑工場

工場内バスツアー・ミニゲーム(8種)
屋台(ポップコーン(無料))
資源循環局キャラなどが来るかも!!
リユース家具抽選会
はたらく車大集合!

令和6年11月10日(日)

10:00~14:00(雨天決行)
(都筑工場は15:00まで開催)

【主催】 都筑フール 045-941-8385 横浜あゆみ荘045-941-8383
都筑センター045-941-8380 資源循環局都筑工場045-941-7911



横浜市資源循環局マスコット
ミオ・イオ

『金沢工場ミオ・イオ！フェスタ 2024』 を開催します！

資源循環局金沢工場では、市民のみなさまへ施設を開放し、ごみ焼却工場の仕組みやごみの分別などについて楽しく学んでいただける「金沢工場ミオ・イオ！フェスタ 2024」を開催いたします。ぜひご来場ください！

「金沢工場ミオ・イオ！フェスタ 2024」の概要

【開催日時】 令和6年11月24日（日）
午前10時から午後3時まで

【開催場所】 資源循環局金沢工場
（金沢区幸浦二丁目7番地1）

【受付】 事前申込み不要、入場無料

【内容】 収集車による収集体験、電動ミニ収集車運転、
見学コースクイズラリー、工場探検バスツアー、
ミニごみクレーン操作体験、福島青果出張販売、
リユース家具無料抽選会 など

【交通案内】 ご来場の際は公共交通機関をご利用ください。

🚗 金沢シーサイドライン

「並木中央駅」から徒歩15分

「幸浦駅」から徒歩12分

★ 自動車でお越しの際は、周辺の
有料駐車場をご利用ください。

※障害者等用駐車区画（利用証不要）あります。
来場時に職員へお申し出ください。

【その他】 取材を希望される場合は、11月22日（金）午後5時までに
裏面お問合せ先へご連絡ください。



「金沢工場ミーオ・イーオ! フェスタ 2024」の詳細は添付のチラシ又はホームページをご覧ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/gomi-recycle/shokai/shokyaku/kojo-ka/16event.html>



金沢工場

検索 🔍

二次元コードからも
ご確認くださいませ!



お問合せ先

資源循環局金沢工場長 佐久間 徹也 Tel 045-784-9711



食べきり協力店企画

クリーンプレートヨコハマ 『Clean Plate Yokohama』

食べる
エコ活動
始めませんか?
～ Food Loss Reduction Partnership ～

始めました！

横浜市では、飲食店等での食品ロス削減に向けた取組として「食べきり協力店」事業を実施しています。このたび、食べきり協力店における新たな企画『**Clean Plate Yokohama**』(クリーンプレートヨコハマ)を開始しました。

『**Clean Plate Yokohama**』とは食べきり協力店が実施するお客様参加型による食品ロス削減の取組です。お客様側のメリットとしては料理を食べきることで、お店から割引券などのサービスの提供が受けられることができ、お店側のメリットとしてはお店のPRや割引券利用によるお客様の再来店などが期待できます。

この機会にぜひ、『**Clean Plate Yokohama**』に御参加ください！



本取組に参加する食べきり協力店を引き続き募集しています！

裏面あり

【参加方法】

○市民の皆さま

横浜市のホームページに掲載されている『**Clean Plate Yokohama**』参加店を御確認いただき、各店舗の企画に御参加ください。企画の詳細については各店舗で御確認ください。なお、企画内容は予告なく変更される場合があります。あらかじめ御了承ください。

(URL) <https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/gomi-recycle/ippan/tabekiri/cleanplate.html>



○飲食店の皆さま

★食べきり協力店に登録されている店舗

横浜市電子申請窓口から参加意向や企画内容をお知らせください。

(URL) <https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/86fce522-3cbb-4267-b5ce-346b8422de60/start>



★食べきり協力店に登録されていない店舗

「横浜市食べきり協力店」に登録いただき、登録後に上記電子申請窓口からお申込みください。

(URL) <http://tabekiri.city.yokohama.lg.jp/>



【主な企画の例】 ※企画内容は、実施店舗ごとに異なります。

『食べて推し活！～あなたの推しをみんなの推しに！～』

- (1) お客様が注文した「料理」の写真を撮影する
- (2) 食べきった「お皿」の写真を撮影する
- (3) 撮影した食前・食後のお皿の写真を SNS に投稿
(ハッシュタグに #店舗名、#横浜食べきり を入力)
- (4) SNS に投稿した写真をスタッフに見せる
- (5) お客様がお店からインセンティブを受け取る
その場で「一品サービス」や、次回来店時に使える「クーポン券」など、参加店舗が設定

【参加店】

現時点で『**Clean Plate Yokohama**』に御参加いただいている飲食店は、**別紙**を御参照ください。

この取組は、共創フロントを通じて、公民連携の取組として民間事業者から御提案いただいたアイデアをもとに実施しています。

引き続きアイデアを募集していますので、詳しくはテーマ型共創フロント (No.195) を御確認ください。

(URL) <https://www.city.yokohama.lg.jp/business/kyoso/kyosofront/front/syousai/theme-front.html>



【本取組に関する提案者】株式会社えだまめ

東京都渋谷区恵比寿4丁目20番3号 恵比寿ガーデンプレイスタワー18階

(URL) <https://eda-mame.jp>



お問合せ先

資源循環局事業系廃棄物対策課担当課長 大島 貴至 Tel 045-671-2558

「Clean Plate Yokohama」参加店舗の御紹介

企画内容等の詳細は、直接店舗でお確かめください

agosto

アゴスト

【所在地】西区中央 1-2-11

【U R L】 https://www.facebook.com/agostoyokohama/?locale=ja_JP



【実施企画】食べて推し活！

【特典】お菓子プレゼント



居酒屋かもん

桜木町店

【所在地】中区野毛町 2-90 桜木町スカイハイツ B1F

【U R L】 <https://kamon-fs.co.jp/>



【実施企画】食べて推し活！

【特典】飲食代金5%割引



居酒屋かもん

杉田プラムロード店

【所在地】磯子区杉田 1-13-1 野村ビル 1F

【U R L】 <https://kamon-fs.co.jp/>



【実施企画】食べて推し活！

【特典】飲食代金5%割引



お酒の美術館

関内マリナード店

【所在地】中区 港町 5-24-2 マリナード地下街 C-3

【U R L】 <https://osakeno-museum-kannai.com/>



【実施企画】オリジナル企画

【特典】食べきりポイントカード発行



「Clean Plate Yokohama」参加店舗の御紹介

企画内容等の詳細は、直接店舗でお確かめください

金沢自然公園・金沢動物園

ののはなカフェ

【所在地】金沢区釜利谷東 5-15-1

【U R L】<https://www.hama-midorinokyokai.or.jp/zoo/kanazawa/>



【実施企画】食べて推し活！

【特典】金沢動物園オリジナルシールプレゼント



公 珠

こうじゅ



【所在地】南区井土ヶ谷下町 37-6

【U R L】<https://kouju-gyouza-wantan.com/>



【実施企画】食べて推し活！

【特典】#公珠 SNS 投稿又は Google 投稿で①食べ切りマスターと認定
②次回使えるドリンク 500 円券プレゼント



四川厨房

横浜西口店

【所在地】西区南幸 2-16-11 二幸ビル 6 階

【U R L】<https://shisenchubouyokohama.gorp.jp/>



【実施企画】食べて推し活！

【特典】デザート無料券プレゼント



志ん多く

しんたく

【所在地】磯子区洋光台 3-13-3-204

【U R L】http://sunmall-yokodai.yokohama/?page_id=254



【実施企画】食べて推し活！

【特典】一杯無料



「Clean Plate Yokohama」参加店舗の御紹介

企画内容等の詳細は、直接店舗でお確かめください

そば処

角よし

【所在地】 瀬谷区三ツ境 8-3

【URL】 <https://kadoyoshi.foodre.jp/>

【実施企画】 食べて推し活！

【特典】 次回来店 100円割引券



MARCY'S

マーシーズ

【所在地】 中区日本大通 58 日本大通りビル B1

【URL】 <https://www.instagram.com/marcys.yokohama?igsh=MWdvNzh1ZzN3ZmkybA==>

【実施企画】 食べて推し活！

【特典】 割引券プレゼント



焼鳥じらい屋

伊勢佐木町店

【所在地】 中区伊勢佐木町 1-3-2 森永ビル 1F

【URL】 <https://kamon-fs.co.jp/>

【実施企画】 食べて推し活！

【特典】 飲食代金 5%割引



焼鳥じらい屋

ウィングキッチン金沢八景店

【所在地】 金沢区瀬戸 15-1

ウィングキッチン金沢八景 4F

【URL】 <https://kamon-fs.co.jp/>

【実施企画】 食べて推し活！

【特典】 飲食代金 5%割引



ごみを減らし、まちをきれいに
**横浜環境行動賞「3Rまちの美化」
功労者表彰式を開催します！**

日頃、様々な環境行動により3Rやまちの美化などの推進にご尽力いただいている個人及び団体へ、感謝の意を表すため、**横浜環境行動賞「3Rまちの美化」功労者表彰式**を開催します。今年度の表彰対象は**個人187名、団体16組**です。

当日は、山中 竹春 横浜市長から各部門の代表者に表彰状を授与します。

◆日時

令和6年11月15日（金） 14時から16時まで

◆場所

横浜市庁舎1階アトリウム
（横浜市中区本町6丁目50番地の10）

◆表彰部門及び受賞者について

1 **3Rまちの美化功労者 個人26名及び団体16組**

地域でのプラスチックごみの削減、リサイクル活動、分別指導、啓発活動、地域での清掃活動や花植えなどの推進に功労のあった個人又は団体を表彰します。

※上記受賞者及び功績の概要は別添資料をご参照ください。

2 **環境事業推進委員永年在職者 161名**

永年、環境事業推進委員として活躍し、他の委員の模範となった方を表彰します。

※取材を希望される方は、当日13時45分までに、直接会場にお越しください。

お問合せ先

資源循環局街の美化推進課長 津島 邦宏 Tel 045-671-2536



横浜市資源循環局マスコット イーオ・ミーオ

3 Rまちの美化功労者

【個人の部】

敬称略（行政区順・五十音順）

区	氏名	功績の概要
西	小林 貞幸	集積場所における分別啓発や地域における清掃活動など、3 Rやまちの美化に貢献している。
西	小林 照夫	公園や地域における清掃活動や緑化、集積場所における分別・リサイクル活動など、3 Rやまちの美化に貢献している。
西	鈴木 博	集積場所のごみボックスの点検や地域における清掃活動、ごみの整理回収など、3 Rやまちの美化に貢献している。
西	鈴木 良夫	掃部山公園及びその周辺の清掃活動を行うとともに、公園内花壇への花植えや水やりなど、まちの美化に貢献している。
中	石井 清	町内全域の歩道清掃活動や、ごみ集積場所の維持管理を行うなど、3 Rやまちの美化に貢献している。
中	寺林 薫	地域や公園の美化活動を行うとともに、ごみ出しマナーの向上、リサイクルの推進など、3 Rやまちの美化に貢献している。
南	熊田 春江	地域にある餅井坂史跡の清掃、花植え及び水やりなど史跡周辺の管理をほぼ毎日行うなど、まちの美化に貢献している。
港南	市村 喜正	小学生をはじめ地域の方々を巻き込み、川の中や遊歩道の清掃を行うなど、まちの美化に貢献している。
港南	荻久保 頼則	中学生をはじめ地域の方々を巻き込み、川の中の清掃や歩道清掃、草刈りなどを行うなど、まちの美化に貢献している。
港南	橋村 憲治	地域の歩道及び公園の清掃活動や、花壇の花植え活動を継続的に実施するなど、まちの美化に貢献している。
港南	山尾 修平	地域の花植え団体の代表として、花壇の維持管理など常に花でいっぱいになるような活動を行い、まちの美化に貢献している。
保土ヶ谷	小塚 富士男	公園内の落ち葉履き、ごみ拾い、樹木の剪定、草刈、花植え、花壇の手入れを行うなど、まちの美化に貢献している。
磯子	宮部 千賀子	区内でのごみの分別指導、啓発及び3 Rの啓発活動に積極的に取り組むなど、3 Rへの意識の向上に貢献している。
港北	足立 弘	駅周辺のごみ拾いや地域の集積場所の管理、清掃の指導・優良集積場所の推進など、3 Rやまちの美化に貢献している。
港北	篠原 力	河川護岸部の清掃や法面の草刈り活動などを行い、まちの美化に貢献している。
港北	長友 健一	分別指導によるごみの削減や公園一帯のごみ拾い、花壇の植栽等の管理など、3 Rやまちの美化に貢献している。
緑	鈴木 隆雄	自治会館を中心とした周辺道路などの清掃活動を定期的に行い、まちの美化に貢献している。

区	氏名	功績の概要
緑	畑 功男	小学校児童の登下校を見守りながら、道路や公園前の落ち葉清掃を行うなど、まちの美化に貢献している。
緑	疋田 文賢	地区内の集積場所の清掃、分別の確認、不法投棄の見回り及びチラシの掲示など、3 Rやまちの美化に貢献している。
緑	平形 俊子	地域の歩道や公園のごみ拾いなどをを行い、3 Rやまちの美化に貢献している。
戸塚	相澤 正昭	町内会行事で3 Rの説明会を行っているほか、集積場所の見回り、分別指導や清掃など、3 Rやまちの美化に貢献している。
戸塚	中塚 照也	団地内の環境整備委員会の代表として、芝刈りや樹木の剪定などの緑化活動を行い、まちの美化に貢献している。
泉	高瀬 利子	川の周辺や水辺などの除草、清掃、花壇の手入れ等を行い、まちの美化に貢献している。
泉	星野 實	コミュニティ道路の植栽の維持管理を行い、まちの美化に貢献している。
泉	矢澤 妙子	地域や水辺の清掃活動や花植え、剪定を行い、まちの美化に貢献している。
瀬谷	粕山 善晴	公園内外の清掃をはじめ、草刈や植栽の手入れ等、まちの美化に貢献している。

【団体の部】

区	団体名	功績の概要
鶴見	北町中部長生会	「まちかど花壇」事業に参加し、まちかどを花で彩ることで地域のポイ捨てを防ぐなど、まちの美化に貢献している。
神奈川	下三枚町自治会	自治会と子ども会と一緒に、自治会全域や歩道の清掃活動や草取りを行うなど、まちの美化に貢献している。
神奈川	西富こぶしの会	町内全域及び緑道の清掃活動に熱心に取り組んでおり、まちの美化に貢献している。
西	南幸安全安心まちづくり協議会	自治会・商店街の方だけでなく、周辺の様々な方が駅周辺の清掃活動を実施し、まちの美化に貢献している。
南	高根町西町内会	集積場所を適切などころへ移動するなど運営管理等の改善を行い、まちの美化に貢献している。
南	南区弘明寺長寿会	町内の道路清掃を継続的に行い、まちの美化に貢献している。
旭	東急白根自治会	公園や町内の清掃を継続的に行い、まちの美化に貢献している。
磯子	洋光台五街区自治会	団地内の緑地の維持管理や緑化活動、団地周辺の清掃活動を行い、まちの美化に貢献している。
緑	白山ボランティアの会「猫の手」	地区内の歩道や植栽の維持管理を行い、まちの美化に貢献している。
青葉	学童野球クラブ 鴨志田スワローズ	学童・指導者・保護者共同で公園の多目的広場や公園内外の清掃活動を行い、まちの美化に貢献している。
青葉	嶮山自治会	地域の一斉清掃や川周辺の清掃を行い、まちの美化に貢献している。
都筑	勝田団地第一東寿会	公園の管理、バス停や駐車場の清掃、団地棟周辺の芝刈りや樹木の剪定などを行い、まちの美化に貢献している。
戸塚	汲沢西団地きらきら会	地区内やその周辺の清掃活動や緑化活動を行い、まちの美化に貢献している。
戸塚	東明西町内会	集積場所における分別指導や町内会独自の看板設置によるリサイクル啓発活動に取り組み、3Rの推進に貢献している。
戸塚	名瀬川とあそび隊	川の清掃や川べりの花壇整備などの緑化活動を行い、まちの美化に貢献している。
戸塚	舞岡台ボランティア シルバーサービス	自治会内の庭や樹木の維持管理などを行い、まちの美化に貢献している。

横浜市役所の「もとまちユニオン」で 家庭から出る廃食油の回収を開始します！ ～市内の回収場所が拡大中！～



横浜市と日本航空株式会社（以下、「JAL」）は、廃食油を原料とした SAF（持続可能な航空燃料）製造に関する連携協定を締結し、家庭から出る廃食油を回収する仕組みの構築に取り組んでいます。

この度、横浜市役所内商業施設（ラクシスフロント）の「もとまちユニオン」において、11月16日（土）より家庭から出る廃食油の回収を開始します。

1 新たな回収拠点について

- (1) 回収場所
もとまちユニオン フードホール 店舗内回収ボックス
- (2) 回収日
11月16日（土）から原則毎日 11時～19時（店舗の営業時間に準じます）
※前日の11月15日（金）には、11時から先着100名様限定でJALオリジナル廃食油回収ボトルの無償プレゼントを実施いたします。
- (3) 回収方法
ご家庭で集めた廃食油を、回収ボックスに直接流し込みます。



山中 竹春 横浜市長による流し込みの様子



店頭で販売している
JAL オリジナルボトル
(天かすなどを取り除くこし器付き)

店舗で回収できる油は次のとおりです。ご確認の上、店舗にお持ちください。

常温で**液体**の植物性油（灯油や軽油などは回収できません）

（例）サラダ油、ごま油、なたね油、コーン油、紅花油、米油、大豆油、ヒマワリ油、オリーブオイル 等

裏面あり



GREEN × EXPO 2027
YOKOHAMA JAPAN

2027年国際園芸博覧会 2027年3月～9月 横浜・上瀬谷

2 今後の回収拠点について

今後の回収拠点として、もとまちユニオン元町店において、廃食油の回収ボックスを設置し、ご家庭で発生する廃食油の回収に取り組みます。また、既に廃食油回収を始めている、食品館あおばにおいても新たに回収拠点の拡大を予定しています。

店舗名	住所	電話番号	回収開始時期
もとまちユニオン元町店	中区元町 4 丁目 166	641-8551	令和6年 12 月頃
食品館あおば荏田北店	青葉区荏田北 1 丁目 5-1	914-3501	令和6年 12 月 7 日
食品館あおば戸塚町店	戸塚区戸塚町 1313-7	865-1161	令和7年 1 月 18 日
食品館あおば常盤台店	保土ヶ谷区常盤台 22-7	339-0080	令和7年 1 月 25 日

※詳細は店舗に直接ご確認ください

<参考：これまで開始した回収拠点>

店舗名	住所	電話番号
イオンフードスタイル鴨居店	緑区鴨居 1 丁目 6-1	933-7311
イオンフードスタイル三ツ境店	瀬谷区三ツ境 7-1	364-0511
イオンフードスタイル港南台店	港南区港南台 3 丁目 1-2	832-1361
食品館あおば本牧店	中区本牧間門 3 8-1	622-0810
ダイエー十日市場店	緑区十日市場町 8 1 8-2	981-8911
ピーコックストア磯子店	磯子区森 1-6	751-1391
ピーコックストア洋光台店	磯子区洋光台 3 丁目 1 3	831-1381
ピーコックストア本郷台店	栄区小菅ヶ谷 1 丁目 4-7	892-4231

※回収ボックスの場所や回収時間などについては、直接店舗にご確認ください

お問合せ先		
(取組全般に関すること)		
脱炭素・GREEN×EXPO 推進局カーボンニュートラル事業推進課長	松下 功	Tel 045-671-2636
(回収の取組、ボトル、回収 BOX に関する問い合わせ)		
日本航空株式会社 国産 SAF 推進タスクフォース	Mail uco@jal.com	
(もとまちユニオンでの取組に関すること)		
株式会社京急ストア	Tel 045-305-3100 (代表)	



GREEN×EXPO 2027
YOKOHAMA JAPAN

2027年国際園芸博覧会 2027年3月～9月 横浜・上瀬谷



市庁舎に設置する「SDGs ロッカー」の運営事業者を募集します！

YOKOHAMA
GO GREEN

横浜市では、事業者による廃棄物と CO₂排出を削減するとともに、市民の皆様の意識醸成や行動変容を促すきっかけとするため、SDGs ロッカー（※）及び食品ロス削減 SDGs ロッカーの設置を進めています。

この度、公共施設における売上傾向や購買層などのニーズ調査や事業の可能性を探るため、横浜市庁舎に SDGs ロッカーを設置することにともない、運営事業者を公募にて募集します。

（※）SDGs ロッカーとは、いわゆる「もったいない」とされる商品を販売するロッカー型自販機です。具体的には、商品の管理の都合上等から、廃棄されてしまうパンやその他（食品以外も可）の商品をロッカーにて販売する取組です。

■公募内容

価格固定プロポーザル方式にて運営事業者を決定します。

1 公募スケジュール

公募開始から事業の実施までのスケジュールは、次のとおり予定しています。

日程	内容
令和6年11月29日(金)	公募開始
12月6日(金)	質問書提出期限
12月11日(水)	質問書に対する回答
<u>12月20日(金)</u>	<u>提案書提出期限</u>
令和7年1月8日(水)※予定	結果の通知
1月20日(月)頃まで	契約書の締結
令和7年2月1日(土)～令和8年1月31日(土)まで	貸付期間

2 貸付場所

横浜市庁舎 1階 南プラザ入口横
面積：1.2m×0.7m=0.84㎡

3 貸付期間

令和7年2月1日～令和8年1月31日

4 実施内容

SDGs ロッカーの設置・管理運営、商品の手配・管理など
※商品を提供する事業者との調整が含まれます。

5 費用負担

貸付料：5,000円/月

光熱費：実費

※消費税納税事業者の場合は、消費税額が加算されます。



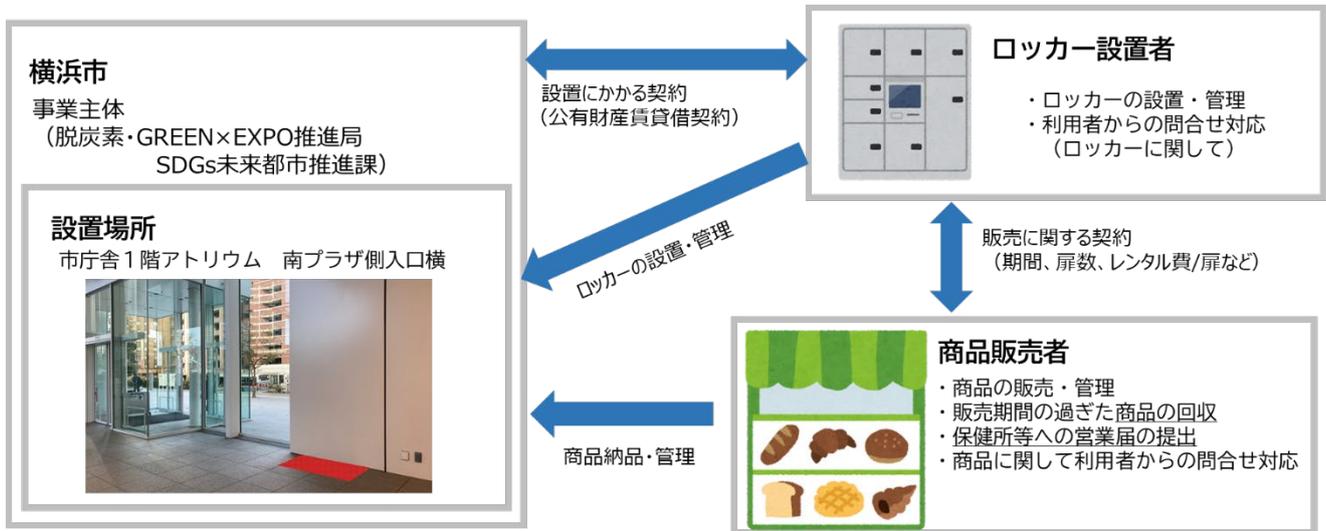
貸付場所の位置（市庁舎1階）



【参考】ブルーライン関内駅
食品ロス削減 SDGs ロッカー

裏面あり

6 事業スキーム



※その他、公募条件等の詳細については下記 URL をご確認ください。

https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/ondanka/futurecity/sdgs_locker_koubo.html



【参考】他の場所における取組については下記 URL をご確認ください。

・ヨコハマ SDGs デザインセンター「食品ロス削減 SDGs ロッカー」の設置者・食品販売者を募集について

<https://www.yokohama-sdgs.jp/topics/locker-food-koubo/>

・8月29日発表「SDGs 達成・CO2 排出削減に貢献する「食品ロス削減 SDGs ロッカー」の設置者・食品販売者を募集します！」

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/koho-kocho/press/green/2024/locker-food-koubo.html>

お問合せ先		
脱炭素・GREEN×EXPO推進局SDGs未来都市推進課長	田村 康治	TEL 045-671-3901

名前を付けて「公衆トイレ」をよりきれいに！ ～ネーミングライツスポンサーを公募します～

資源循環局では、市内76か所の公衆トイレの維持管理を行っており、トイレの清掃やマナー啓発を通じて清潔できれいな街づくりに取り組んでいます。

このたび、駅周辺に位置する市内15か所の公衆トイレでネーミングライツのスポンサーの公募を行い、民間企業・団体の皆様とともに、公衆トイレのイメージ向上や、より快適にご利用いただくための取組を行っていきます。

1 ネーミングライツ対象施設

資源循環局が所管する公衆トイレのうち15か所
(裏面「資料 公衆トイレ一覧」参照)
1者あたりの応募箇所数に上限はありません。

2 スポンサーメリット

公衆トイレの愛称として、スポンサーの企業名や商品(ブランド・キャラクター)名等とロゴマークをつけることができます。また、公衆トイレ内部は、ポスター設置やラッピング等、維持管理に支障のない範囲で掲出・設置することができます。

3 契約条件

希望契約金額：公衆トイレごとに金額が異なります。(裏面「資料 公衆トイレ一覧」参照)

- ①対象施設15か所うち6か所：年間40万円(税抜)以上
- ②対象施設15か所うち7か所：年間60万円(税抜)以上
- ③対象施設15か所うち2か所：年間80万円(税抜)以上

愛称使用期間：3年間

愛称使用開始時期：令和7年4月(予定)

地域貢献の提案：公衆トイレの利用マナー向上や、地域の清掃活動など公衆トイレ周辺の美化に資する提案を併せてしていただきます。

4 公募期間

令和6年12月5日(木)午前10時00分から12月27日(金)午後5時15分まで
※郵送の場合の締切りは、12月27日(金)の消印有効とします。

5 申込み方法

持参、郵送、電子メールのいずれかでお申込みください。

詳細については、横浜市 Web サイト「[名前を付けて「公衆トイレ」をよりきれいに！～ネーミングライツスポンサーを公募します～](#)」をご覧ください。

6 お問い合わせ先

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10
横浜市資源循環局 街の美化推進課
TEL:045-671-2555 FAX:045-663-8199

裏面あり

【資料】公衆トイレ一覧

No.	区名	公衆トイレ名称	希望契約金額(税抜)
1	神奈川	東白楽駅前公衆トイレ	40万円以上
2	西	横浜駅東口駅前広場公衆トイレ	80万円以上
3	西	横浜駅西口公衆トイレ	80万円以上
4	中	西の橋公衆トイレ	60万円以上
5	中	関内駅南口公衆トイレ	60万円以上
6	中	谷戸橋公衆トイレ	60万円以上
7	中	桜木町駅前公衆トイレ	60万円以上
8	保土ヶ谷	保土ヶ谷駅前公衆トイレ	60万円以上
9	緑	中山駅北口公衆トイレ	60万円以上
10	青葉	江田駅前公衆トイレ	40万円以上
11	青葉	こどもの国駅前公衆トイレ	40万円以上
12	都筑	仲町台駅前公衆トイレ	40万円以上
13	都筑	中川駅前公衆トイレ	40万円以上
14	都筑	センター北駅前公衆トイレ	60万円以上
15	都筑	北山田駅前公衆トイレ	40万円以上

お問い合わせ先

資源循環局 街の美化推進課長 津島 邦宏 Tel 045-671-2536

～ 子どもたちの描く横浜の未来が1枚のポスターに ～ 令和6年度横浜3Rポスターコンクール入賞作品が決定しました！

横浜市では、ごみの分別や3R、まちの美化行動を起こすきっかけとするため、市内の小・中学校に在学する児童・生徒を対象とした横浜3Rポスターコンクールを開催しています。令和6年度は、新たに「横浜プラ5.3（ごみ）計画」がスタートし、20年ぶりにプラスチックごみの分別が変わるなど、環境への意識が高まる年であり、プラスチックごみや食品ロスなどを出さない工夫やポイ捨て禁止等をテーマとした作品の応募がありました。

審査の結果、55作品の入賞が決定しましたので、入賞作品の展示及び表彰式を開催します。

※表彰式の開催についての詳細は、1月上旬頃お知らせします。

「横浜3R大賞」に選ばれた3作品



【小学校低学年の部】

恩田小学校2年 占部 優希さん



【小学校高学年の部】

桜台小学校4年 高橋 侑さん



【中学生の部】

港南中学校3年 碓 美桜樹さん

◆ ポスターコンクール概要 ◆

- (1) テーマ：「分別と3Rでごみ減量！きれいなまちに。」
- (2) 応募総数：1,663 作品
- (3) 入賞作品：55 作品
※入賞作品は、横浜市ホームページで公開しています。



◆ 入賞作品の展示 ◆

- (1) 展示場所：横浜市役所1階展示スペースA
- (2) 展示期間：令和7年1月17日（金）から1月24日（金）まで
9時から17時（初日のみ12時から、最終日は15時まで）
※その他の展示予定は、横浜市ホームページ、X（YOKOHAMA GO GREEN）等でお知らせします。

◆ 表彰式の開催 ◆

横浜市役所1階アトリウムにおいて、入賞者に表彰状の授与を行います。
※令和7年1月19日（日）開催予定

【協賛企業】

<メインスポンサー>

・宮本土木株式会社

<スポンサー>

- ・株式会社イーブライト
- ・株式会社ファンケル
- ・港陽企業株式会社
- ・武松商事株式会社
- ・ハル・エンジニアリング株式会社
- ・横浜環境保全株式会社

裏面あり

「ヨコハマ3Rミーオ・イーオ賞（準大賞）」に選ばれた6作品



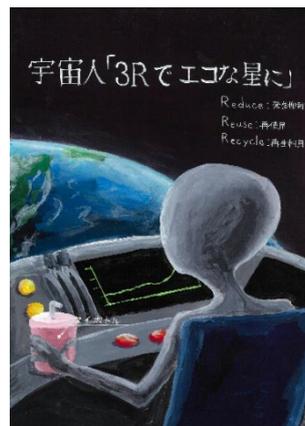
【小学校低学年の部】

東戸塚小学校3年 稲葉 絢香さん



【小学校高学年の部】

浅間台小学校6年 齋藤 夏奈さん



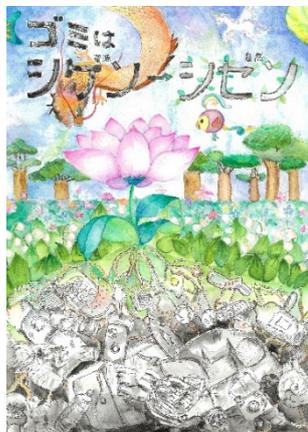
【中学校の部】

仲尾台中学校2年 小鍛治 美帆さん



【小学校低学年の部】

さつきが丘小学校2年 大山 橙吾さん



【小学校高学年の部】

南太田小学校6年 中村 結彩さん



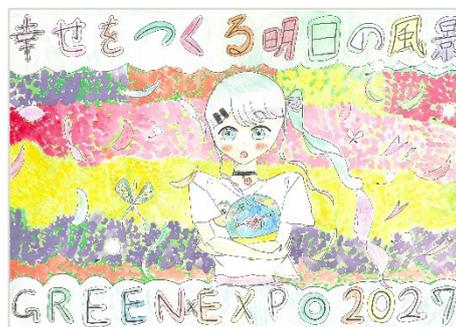
【中学校の部】

領家中学校1年 匿名希望

【特別賞】メインスポンサー賞（左）、GREEN×EXPO 2027賞（右）に選ばれた2作品



さつきが丘小学校3年 環貫 彩芽さん



矢部小学校4年 安武 祐里さん

お問い合わせ先

横浜市資源循環局 3R推進課長 今村 貴美 Tel 045-671-3593

横浜市記者発表資料

明日をひらく都市
OPEN X PIONEER
YOKOHAMA

令和6年12月10日
資源循環局3R推進課

～ 子どもたちの描く横浜の未来が1枚のポスターに ～ 令和6年度横浜3Rポスターコンクール入賞作品が決定しました!

横浜市では、ごみの分別や3R、まちの美化行動を起こすきっかけとするため、市内の小・中学校に在学する児童・生徒を対象とした横浜3Rポスターコンクールを開催しています。令和6年度は、新たに「横浜プラ5.3（ごみ）計画」がスタートし、20年ぶりにプラスチックごみの分別が変わるなど、環境への意識が高まる年であり、プラスチックごみや食品ロスなどを出さない工夫やポイ捨て禁止等をテーマとした作品の応募がありました。

審査の結果、55作品の入賞が決定しましたので、入賞作品の展示及び表彰式を開催します。

※表彰式の開催についての詳細は、1月上旬頃お知らせします。

「横浜3R大賞」に選ばれた3作品



【小学校低学年の部】

恩田小学校2年 占部 優希さん



【小学校高学年の部】

桜台小学校4年 高橋 侑さん



【中学生の部】

港南中学校3年 碓 美桜樹さん

◆ ポスターコンクール概要 ◆

- (1) テーマ：「分別と3Rでごみ減量！きれいなまちに。」
 - (2) 応募総数：1,663作品
 - (3) 入賞作品：55作品
- ※入賞作品は、横浜市ホームページで公開しています。



◆ 入賞作品の展示 ◆

- (1) 展示場所：横浜市役所1階展示スペースA
 - (2) 展示期間：令和7年1月17日（金）から1月24日（金）まで
9時から17時（初日のみ12時から、最終日は15時まで）
- ※その他の展示予定は、横浜市ホームページ、X（YOKOHAMA GO GREEN）等でお知らせします。

【協賛企業】

<メインスポンサー>

・宮本土木株式会社

<スポンサー>

- ・株式会社イーブライト
- ・株式会社ファンケル
- ・港陽企業株式会社
- ・武松商事株式会社
- ・ハル・エンジニアリング株式会社
- ・横浜環境保全株式会社

◆ 表彰式の開催 ◆

横浜市役所1階アトリウムにおいて、入賞者に表彰状の授与を行います。
※令和7年1月19日（日）開催予定

裏面あり

「ヨコハマ3Rミーオ・イーオ賞（準大賞）」に選ばれた6作品



【小学校低学年の部】

東戸塚小学校3年 稲葉 絢香さん



【小学校高学年の部】

浅間台小学校6年 齋藤 夏奈さん



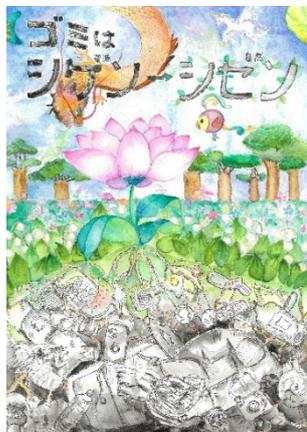
【中学校の部】

仲尾台中学校2年 小鍛治 美帆さん



【小学校低学年の部】

さつきが丘小学校2年 大山 橙吾さん



【小学校高学年の部】

南太田小学校6年 中村 結彩さん



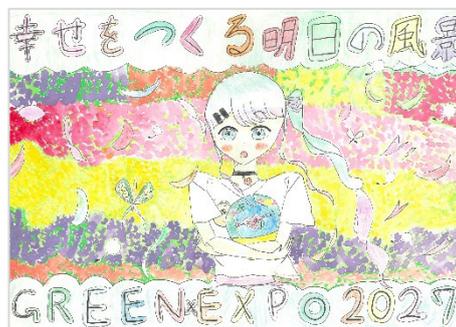
【中学校の部】

領家中学校1年 匿名希望

【特別賞】メインスポンサー賞（左）、GREEN×EXPO 2027賞（右）に選ばれた2作品



さつきが丘小学校3年 環貫 彩芽さん



矢部小学校4年 安武 祐里さん

お問い合わせ先

横浜市資源循環局3R推進課長 今村 貴美 Tel 045-671-3593

資源循環局 3 R 推進課行

(MAIL : sj-3rsuishin@city.yokohama.lg.jp、FAX : 045-550-3510、TEL : 045-671-3593)

令和6年度ヨコハマ3Rポスターコンクール表彰式 取材申込書

(申し込み締切：令和7年1月17日(金)正午まで)

貴社名

報道媒体名 (誌名・番組名 及び報道予定日等)	
	<input type="checkbox"/> スチール(台) <input type="checkbox"/> ムービー(台)
取材者氏名	
連絡先	(TEL)
	(MAIL)
その他	

【留意事項】

- 1 当日は、10時50分までに会場(横浜市役所1階アトリウム)までお越しく下さい。
- 2 撮影を希望する際は職員の指示に従ってください。
- 3 取材前に名刺を頂戴します。また、腕章の着用をお願いします。

＼ 子どもたちの環境への想いが描かれました!! ／ 令和6年度ヨコハマ3Rポスターコンクール表彰式を開催します!

横浜市では、ごみの分別や3R、まちの美化行動を起こすきっかけとするため、横浜市内の小・中学校に在学する児童・生徒を対象としたヨコハマ3Rポスターコンクールを開催しました。

この度、昨年10月に決定した入賞作品について表彰式を行います。是非、取材にお越しく下さい。なお、入賞作品は横浜市役所1階アトリウム等で展示します。

◆ 表彰式概要 ◆

- 1 日時：令和7年1月19日(日) 11時から12時まで
- 2 会場：横浜市役所1階アトリウム(中区本町6丁目50番地の10)
- 3 受賞者：55人
- 4 次第：ア 開会
イ 表彰状授与
ウ 主催者挨拶
エ 閉会・集合写真撮影



横浜市資源循環局マスコット イーオ・ミーオ

※受賞に関する詳細は、別紙1「(令和6年12月10日記者発表)～子どもたちの描くヨコハマの未来が1枚のポスターに～令和6年度ヨコハマ3Rポスターコンクール入賞作品が決定しました!」をご覧ください。

◆ 取材について ◆

表彰式を取材いただける場合は、別紙2「取材申込書」を1月17日(金)正午までにご提出のうえ、当日は、10時50分までに会場へお越しください。

◆ 入賞作品展示 ◆

- 1 横浜市役所1階展示スペースA
期間：令和7年1月17日(金)から1月24日(金)まで
時間：9時から17時まで(初日のみ正午から、最終日は15時まで)
- 2 京急百貨店10階レストランフロア吹抜け回り(港南区上大岡西1丁目6番1号)
期間：令和7年3月6日(木)から3月12日(水)まで
時間：営業時間内(最終日は16時まで)

※その他の展示予定は、横浜市ホームページのほか、
X(YOKOHAMA GO GREEN)等でお知らせします。



お問合せ先		
横浜市資源循環局3R推進課長	今村 貴美	Tel 045-671-2563

みなとみらい21地区におけるペットボトルの 「ボトル to ボトル」水平リサイクルを開始します！

みなとみらい21地区は、横浜市と一般社団法人横浜みなとみらい21(以下「YMM」という。)との共同提案により、2022年4月に環境省から「脱炭素先行地域」に選定され、脱炭素化に関する様々な取組を進めています。

これまで2024年1月下旬から約1か月間、使用済みペットボトルを新たなペットボトルに再生する「ボトル to ボトル」水平リサイクルの実証実験に取り組み、多くの人々が集う当地区での資源循環の推進に向けて検討を進めてきました。

この度、事業の本格運用に向け、YMMが事業者公募を行い、サントリーホールディングス株式会社をはじめとする企業グループと「ボトル to ボトル」水平リサイクルを実施することとなりました。みなとみらい21地区等の23施設が地域一体となり、1月29日(水)から「ボトル to ボトル」水平リサイクルをスタートします。この事業により、年間約150tを超える量の使用済みペットボトルのリサイクルに取り組みます。

1 事業概要

本事業は、使用済みペットボトルを新たなペットボトルにリサイクルすることを目的とし、サントリーホールディングス株式会社が、原材料として使用済みペットボトルを自主的に回収し、再製品化されるまでの一連の工程を統括的に管理する事業となります。

実施事業者：サントリーホールディングス株式会社(代表企業)
ecomate 有限会社(収集・処理業者)
J&T 環境株式会社(リサイクラー)
協栄産業株式会社(リサイクラー)

事業期間：2025年1月29日～2027年3月31日

※期間満了後は新たに実施事業者を公募のうえ本事業を継続実施(予定)



「ボトル to ボトル」水平リサイクルの仕組み

裏面あり



GREEN×EXPO 2027
YOKOHAMA JAPAN

2027年国際園芸博覧会 2027年3月～9月 横浜・上瀬谷

求める行動変容:

「ボトル to ボトル」水平リサイクルでは、就業者・来街者・市民の皆さまに次の取組をお願いします。

- ①飲みきる(飲み残しをなくす)
- ②キャップ・ラベルをはずす
- ③ペットボトルは必ず分別(ペットボトル専用のリサイクルボックスに缶・ビンなどペットボトル以外を入れない)

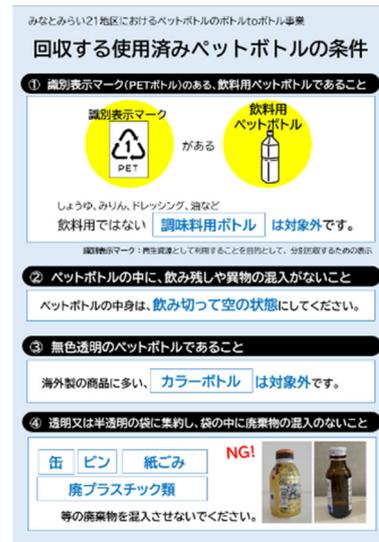


ペットボトルのきれいな分別に向けた周知:

きれいな分別を呼び掛けるためのポスター、動画などの広報媒体を作成します。参画施設での掲示、デジタルサイネージでの投影などを順次実施し、地区のみなさまに呼びかけを実施します。



広報ポスター



就業者向け啓発ツール

2 参画施設 (23 施設) ※街区順

以下の 23 施設で取組を開始いたします。資源循環の推進に向けて、今後も参画施設の拡大に取り組んでまいります。

横浜赤レンガ倉庫 1号館・2号館	パシフィック横浜	ヨコハマ グランド インター コンチネンタル ホテル	日本丸メモリアルパーク
横浜ベイホテル東急	ヒューリックみなとみらい	ニューオータニイン横浜 プレミアム	横浜銀行本店
みなとみらい二十一熱供給 センタープラント	一般財団法人神奈川県警 友会 けいゆう病院	OCEAN GATE MINATO MIRAI	首都高速道路株式会社 神奈川局
横浜メディアタワー	リーフみなとみらい	みなとみらいグランドセン トラルタワー/MMテラス	The Apartment Bay YOKOHAMA
横浜ブルーアベニュー	横浜野村ビル	村田製作所みなとみらい イノベーションセンター	横浜東急REIホテル
スカイビル	横浜シティ・エア・ターミナ ル	横浜駅東口地下街ポルタ	

次頁あり



GREEN × EXPO 2027
YOKOHAMA JAPAN

2027年国際園芸博覧会 2027年3月～9月 横浜・上瀬谷

3 横浜市における使用済みプラスチック使用製品を原材料とする条件

横浜市では、プラスチックの資源循環を促進するための制度^{*}を、令和6年10月に公表しました。本制度の条件を全て満たす場合は、使用済みプラスチック使用製品を廃棄物ではなく原材料(有価物)として回収することが可能となり、プラスチック資源の循環が促進されます。

みなとみらい21地区におけるペットボトルの「ボトル to ボトル」水平リサイクルは、この制度を活用した初めての事業になります。



※「自主回収・再製品化事業で使用済みプラスチック使用製品を原材料とする条件」(令和6年10月公表)

https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/gomi-recycle/sangyo/shori/gaitousei.files/0009_20241017.pdf

4 脱炭素先行地域とは

2050年カーボンニュートラルに向けて、「地域脱炭素ロードマップ」に基づき環境省が公募する地域で、2030年度までに「民生部門(家庭部門及び業務その他部門)の電力消費に伴うCO₂排出の実質ゼロ」などの要件を地域特性に応じて実現する地域です。



41の参画施設・事業者や脱炭素先行地域における取組はこちらをご覧ください

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/ondanka/etc/senkouchiiki.html>



(参考)令和6年10月8日記者発表「みなとみらい21地区におけるペットボトルのボトル to ボトル事業の提案事業者を募集します」

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/koho-kocho/press/green/2024/1008mm21btob.html>



(参考)令和6年1月30日記者発表「みなとみらい21地区でペットボトルの「ボトル to ボトル」リサイクル実証実験を開始しました！」

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/koho-kocho/press/green/2023/20240130mm21btob.html>



(参考)令和5年11月16日記者発表「みなとみらい21地区でペットボトルのボトル to ボトルに挑戦！」

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/koho-kocho/press/green/2023/20231116mm21btob.html>



お問合せ先		
(脱炭素先行地域の全般に関すること)	横浜市脱炭素・GREEN×EXPO推進局 カーボンニュートラル事業推進課長	松下 功 Tel 045-671-2636
(資源循環の制度に関すること)	横浜市資源循環局事業系廃棄物対策課 担当課長	大島 貴至 Tel 045-671-2558
(本事業全般に関すること)	(一社)横浜みなとみらい21 企画調整課長	平山 美智雄 Tel 045-682-4404



GREEN×EXPO 2027
YOKOHAMA JAPAN

2027年国際園芸博覧会 2027年3月～9月 横浜・上瀬谷



焼却工場の再エネを活用した「はまっこ電気」による 走行時のCO₂排出量“実質ゼロ”のEVバスが運行を開始します



横浜市は、2050年までの脱炭素化の実現に向けて、再エネの地産地消や運輸部門の温室効果ガス排出削減を目的とした電気自動車(EV)等の普及を推進しています。
このたび、川崎鶴見臨港バス株式会社(以下、「臨港バス」という)が、鶴見駅西口を発着する路線においてEVバスによる運行を開始します。走行に必要な電気は、本市焼却工場の再エネ(バイオマス)を活用した市内事業者向けの電気メニュー「はまっこ電気」を利用することで、横浜市内のバス路線で初めて、走行時のCO₂排出量実質ゼロによる運行を実現します。

1 EVバスの運行について

(1) CO₂の排出について(再エネの利用)

現在、臨港バスにおいて路線バスとして使用している車両の多くはディーゼルエンジンバスであり、走行時にCO₂を含む排気ガスを排出しているのが現状です。そこで、CO₂排出量削減を目指しEVバスを導入します。

さらに、EVバスの充電に使用する電気が火力発電等で発電された電気の場合、発電時にCO₂が排出されますが、今回、再生可能エネルギー由来のCO₂フリー電気である「はまっこ電気」を使用することでEVバスの走行によるCO₂排出量を実質的に“ゼロ”とするとともに、再エネの地産地消を実現します。

※電力供給のイメージについては裏面をご覧ください。



EVバス車両



充電風景

(2) 運行会社

川崎鶴見臨港バス株式会社

(3) 運行開始日

令和7年2月(予定)

(4) 導入営業所および導入台数

導入営業所:川崎鶴見臨港バス株式会社 鶴見営業所(横浜市鶴見区駒岡1-28-9)
導入台数 :4台

裏面あり



GREEN×EXPO 2027
YOKOHAMA JAPAN

2027年国際園芸博覧会 2027年3月~9月 横浜・上瀬谷

(5) 運行路線

主に鶴見駅西口を発着する路線

(鶴 02 鶴見駅西口～新横浜駅前、鶴 03 鶴見駅西口～新綱島駅、鶴 04 鶴見駅西口～新川崎交通広場、鶴 07 鶴見駅西口～三ツ池公園～駒岡車庫 ほか)

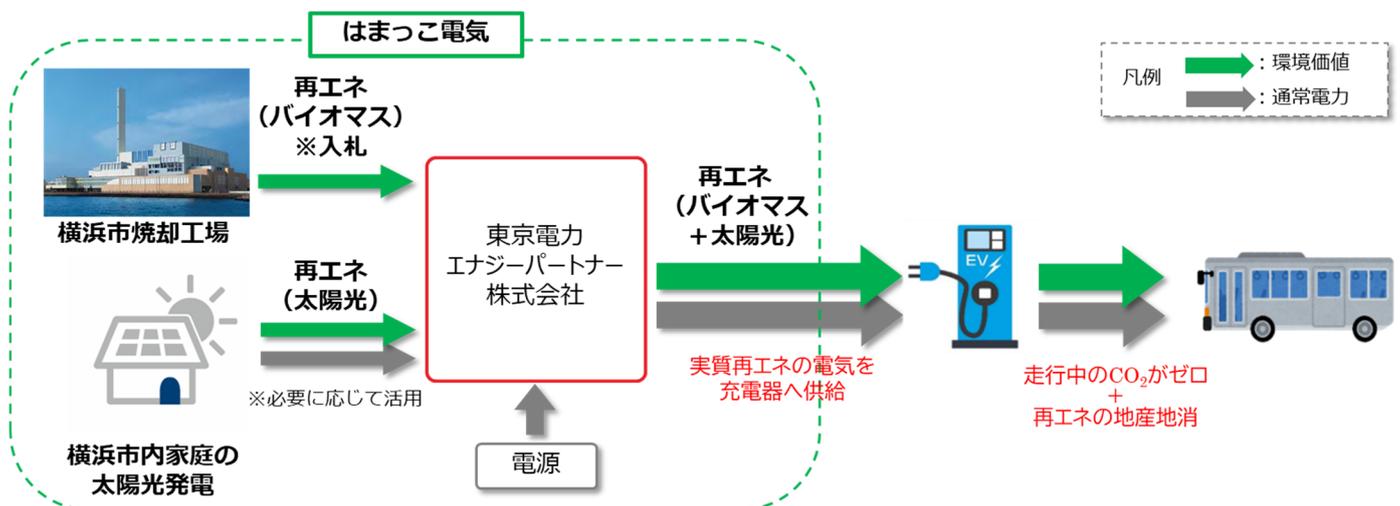
(6) 災害時の活用

今後、外部給電器の導入を予定しており、これにより非常時や災害時には EV バスから電気を取り出し営業所等の一時的な電源確保が可能となります。

2 はまっこ電気について

- ・横浜市の資源循環局焼却工場から発生する「環境価値」※1(非 FIT 非化石証書※2)と通常電力を組み合わせた実質 CO₂フリー電力を市内需要家に供給
- ・焼却工場の環境価値が不足した場合は、横浜市内の卒 FIT※3由来の環境価値を充当

【電力供給イメージ】



※1 環境価値

非化石電源(再エネ等)から発電された電気が持つ非化石としての価値で、電気そのものの価値と切り離して取引が可能

※2 非 FIT 非化石証書

再生可能エネルギーで発電した電気を、電力会社が一定価格で一定期間買い取ることを国が約束する「固定価格買取制度(FIT 制度)」の、適用外の電源である「非 FIT 電源」由来の環境価値を証書化したもの

※3 卒 FIT

FIT 制度の買取期間を満了する(FIT を卒業する)こと

お問合せ先
脱炭素・GREEN×EXPO 推進局カーボンニュートラル事業推進課長 松下 功 Tel 045-671-2636



GREEN×EXPO 2027
YOKOHAMA JAPAN

2027年国際園芸博覧会 2027年3月～9月 横浜・上瀬谷





シーサイドライン金沢八景駅改札内に SDGs ロッカーを設置します！



横浜市及びヨコハマ SDGs デザインセンターでは、SDGs の普及・促進や CO₂排出削減、食品ロス削減に取り組んでいます。

今回、SDGs の達成及び廃棄物削減に資する取組として株式会社横浜シーサイドラインが運営するシーサイドライン金沢八景駅改札内（横浜市金沢区）にて、消費期限内でありながら廃棄されてしまう専門店のパン等をお得に購入できる SDGs ロッカーを新たに設置します。

この取組により、0.5 t /年程度の廃棄物を削減することができます。

引き続き、市民の皆様が気軽・身近に SDGs や食品ロス対策、脱炭素化に取り組むことができる機会の創出を図ります。

■シーサイドライン金沢八景駅

・開始日	令和 7 年 2 月 21 日(金)
・場所	シーサイドライン金沢八景駅 改札内
・日時	販売日：月・火・水・金・土曜日 / 販売時間：16 時頃から翌 10 時まで
・販売品目	食パン、食事パン、焼菓子等（約 20～30%OFF）
・食品販売者	海辺のパン屋 プレーメン（所在地：金沢区柴町 345-86）
・ロッカー設置者	株式会社アルファロッカーシステム（本社：金沢区福浦 1 丁目 6 - 8）

（注）店舗の在庫状況等により販売がない場合や、今後、販売品等を変更する場合があります。

シーサイドライン金沢八景駅設置場所



シーサイドライン金沢八景駅で実施するにあたっての連携事業者

■株式会社横浜シーサイドラインについて



横浜シーサイドラインは平成元年7月5日に開業した新交通システムで、横浜市南部の新杉田駅と金沢八景駅間、10.8 kmを運行しています。

沿線には、工業団地や住宅地をはじめ、レジャー施設、商業施設があり、通勤・通学、日常のお買い物からレジャーまで、身近で環境にやさしい交通機関としてお客様に日々ご利用いただいております。

本取り組みを通じて、ご利用のお客様に「食品ロス」や「SDGs」への関心を持っていただくとともに、地元の名品を広くPRできる場所となることを期待しています。

HP : <https://www.seasideline.co.jp/>

所在地 : 金沢区幸浦二丁目1番地1

■海辺のパン屋 ブレーメンについて



1990年に創業した、海の公園近くのベーカリーです。地元の人に愛されて、34年金沢区でパンを販売しております。朝7時からオープンする店内には順次焼き立てのパンが並び、最大100種類以上のパンがお客様をお出迎え。地産地消にこだわった、地元柴漁港産のアジや太刀魚を使ったパンが自慢です。

どうしても出てしまう売れ残りのパンの問題を解決すると同時に、もっとたくさんの方にブレーメンのパンの味を知ってもらいたく参加しました。

HP : <https://bakehouse-bremen.jimdofree.com/>

所在地 : 金沢区柴町345-86

■株式会社アルファロッカーシステムについて



1964年に日本で初めてコインロッカーを製造・販売したロッカーのリーディングカンパニー。日々の暮らしの中でお荷物の一時預かりや商品の受け渡しのストレスや困りごとを解決し、人とモノが巡りやすい世界を目指してまいります。

アルファグループは2023年に創業100周年を迎えました。

HP : <https://alpha-locker.com>

所在地 : 金沢区福浦1丁目6-8

お問合せ先

■SDGsロッカーの設置、SDGsに関すること

脱炭素・GREEN×EXPO推進局SDGs未来都市推進課長 田村 康治 TEL 045-671-3901

■横浜市内の食品ロス削減に関すること

資源循環局事業系廃棄物対策課担当課長 大島 貴至 TEL 045-671-2558

■ヨコハマSDGsデザインセンターに関すること

ヨコハマSDGsデザインセンター総合コーディネーター 石塚 直樹 TEL 050-3749-7415

産業廃棄物処理業者に対する事業停止命令について

横浜市は、産業廃棄物処理業者に対して、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）に基づき、次のとおり事業停止命令を発出しましたので、お知らせします。

事業者名：横浜環境保全 株式会社（横浜市中区山下町 209 番地 代表取締役 高橋 義和）

停止対象許可：産業廃棄物収集運搬業許可（許可番号：第 05610002925 号）

産業廃棄物処分業許可（許可番号：第 05620002925 号）

処分の内容：事業の全部停止（令和7年2月27日から3月28日までの30日間）

根拠法令：法第14条の3第1号

処分の理由：同社に対し、法第18条第1項に基づく報告徴収を行ったところ、令和6年5月時点で、複数の排出事業所から産業廃棄物管理票の交付を受けずに処理を受託した産業廃棄物の引渡しを受けていたことが判明した。このことは、法第12条の4第2項に違反するため。

<参考>

◆廃棄物の処理及び清掃に関する法律 関連条文（抜粋）

第12条の3（第2～11項省略）

その事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業者（略）は、その産業廃棄物（略）の運搬又は処分を他人に委託する場合（略）には、環境省令で定めるところにより、当該委託に係る産業廃棄物の引渡しと同時に当該産業廃棄物の運搬を受託した者（当該委託が産業廃棄物の処分のみに係るものである場合にあつては、その処分を受託した者）に対し、当該委託に係る産業廃棄物の種類及び数量、運搬又は処分を受託した者の氏名又は名称その他環境省令で定める事項を記載した産業廃棄物管理票（略）を交付しなければならない。

第12条の4（第1、3、4項省略）

2 前条第一項の規定により管理票を交付しなければならないこととされている場合において、運搬受託者又は処分受託者は、同項の規定による管理票の交付を受けていないにもかかわらず、当該委託に係る産業廃棄物の引渡しを受けてはならない。（略）

第14条の3 都道府県知事は、産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、期間を定めてその事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

一 違反行為をしたとき（略）。

お問合せ先		
資源循環局事業系廃棄物対策課担当課長	田島 禎之	Tel 045-671-2511

緑区内の公園トイレ及び公衆トイレの金属製品盗難被害について

横浜市緑区内の公園トイレ2か所及び公衆トイレ1か所において、大便器の給水管等の金属製品が盗難に遭う事案が発生しました。地域や利用者の皆様には御心配をお掛けいたしました。

1 被害状況

上山町公園トイレ（緑区上山二丁目 42）	大便器 2 基の金属製給水管及びレバー
中山駅北第一公園トイレ（緑区中山町 366-8）	大便器 1 基の金属製給水管
中山駅北口公衆トイレ（緑区中山 1-4）	大便器 2 基の金属製給水管及びレバー

2 被害発生日

上山町公園トイレ	令和7年2月10日～2月11日の間
中山駅北第一公園トイレ	令和7年2月19日
中山駅北口公衆トイレ	令和7年2月20日

※被害判明状況等からの想定です。

3 被害内容／被害金額（総額）

公園トイレ	金属製給水管及びレバー	計3基	／	約12万円
公衆トイレ	金属製給水管及びレバー	計2基	／	約10万円

※被害金額は金属製給水管及びレバーの価格のみとなります。

4 経緯

（1）上山町公園及び中山駅北第一公園

公園の利用者からトイレのレバー等がなくなっているという通報（最初の通報：2月11日午後4時50分）が緑土木事務所があり、現地を確認したところ、給水管及びレバーが盗難に遭っていることが判明しました。その後、緑土木事務所が管理している公園トイレの状況を確認しましたが、他に盗難被害はありませんでした。



上山町公園 盗難前



上山町公園 盗難後

《裏面あり》

(2) 中山駅北口公衆トイレ

男性用トイレの個室において、公衆トイレ清掃事業者から大便器フラッシュバルブのねじがなくなっているという通報がありました(2月20日午前11時頃)。資源循環局職員が現地を確認(同日午後1時50分頃)したところ、男性用トイレの個室の大便器フラッシュバルブ2本が盗難に遭っていることが判明しました。

その後、資源循環局が管理している緑区内の他の公衆トイレの状況を確認しましたが、他に盗難被害はありませんでした。



盗難前



盗難後

5 今後の対応等

- ・緑警察署に被害届を提出しています。(被害届提出日はいずれも2月20日)
- ・盗難に遭ったトイレについて、上山町公園では再設置が完了し開放、中山駅北第一公園では応急措置としてカラーコーン等を設置して閉鎖、中山駅北口公衆トイレについては男性用トイレ個室2室を使用中止にしています。
- ・現時点で区内の公園トイレや他の公衆トイレについて盗難案件の報告は入っていません。
- ・市内の公園及び公衆トイレ等の金属製製品の状況について、日常のパトロール時や公園施設の点検、清掃業務の際に、確認を行っていきます。

お問合せ先			
(公園トイレについて)	緑区緑土木事務所副所長	加藤 日出美	Tel 045-981-2100
(公衆トイレについて)	資源循環局街の美化推進課長	津島 邦宏	Tel 045-671-2536

ごみの分別などに関する広報啓発作品を制作

岩崎学園 横浜デジタルアーツ専門学校に感謝状を贈呈しました

横浜市資源循環局では、プラスチック対策や食品ロス削減の取組を進めており、様々な媒体を活用し広報啓発を行っています。

このたび、学校法人岩崎学園 横浜デジタルアーツ専門学校と連携し、広報動画をはじめとする広報啓発作品を制作しました。

令和7年2月26日（水）に資源循環局長が学校を訪問し、制作に携わった学生たちに感謝状をお渡しいたしました。



感謝状贈呈時の様子

横浜市に住む外国人にごみの分け方や出し方を周知するプロジェクト

横浜に住む外国人の皆様へ、ごみ出しのルールやマナーを理解していただくため、学生が実際に集積場所の視察や国際交流ラウンジへのヒアリングを実施し、SNSでの発信やポスター・動画等の広報ツールの制作をしていただきました。

SNS：Instagram、TikTok、YouTube
アカウント：wao_everyone
プロジェクトメンバー：7名



▲マスコットキャラクター「ワーオ」

遠山 実咲さん（プロジェクト リーダー／総合デザイン科 3年）

横浜市に住む外国人の方が何に困っているのか、どんな情報を必要としているのか、どのような伝え方がいいのかをたくさん調べ、考えました。多くの方に伝わりやすい「やさしい日本語」と、親しみやすい「マスコットキャラクター」を軸とした『みんなでワーオプロジェクト』。プロジェクトに関わる全員が全力で取り組んだ、とてもやりがいのあるプロジェクトでした。

裏面あり



GREEN×EXPO 2027
YOKOHAMA JAPAN

2027年国際園芸博覧会 2027年3月～9月 横浜・上瀬谷

食品ロス削減啓発マンガプロジェクト

日常生活の中で起こりうる食品ロスが発生しそうな場面を題材にした3コママンガを制作し、SNSで定期的に発信したほか、リーフレットとして発行しました。

キャラクターの設定やストーリーをオリジナルで考案いただき、読者に楽しんでいただける内容になるよう制作に取り組んでいただきました。

SNS : X

アカウント : YOKOHAMA GO GREEN

プロジェクトメンバー : 8名



▲制作したマンガ

みさわ にじほ
三澤 虹歩さん (プロジェクト リーダー/総合デザイン科 3年)

食品ロスをマンガの内容に絡ませつつ、ストーリーを一から作るのは難しかったです。最終話までマンガを掲載することができて良かったです。また、私は前年に引き続きこのプロジェクトで活動していましたが、前年度とはターゲットが大きく変わって苦戦しつつも学んだ知識を活用できることが嬉しかったです。

いろいろな人にこのマンガや冊子を見ていただき、食品ロス削減に少しでも繋がればいいと思います。

(参考) 学校法人岩崎学園 横浜デジタルアーツ専門学校

所在地 : 〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜 3-22-17

学校法人岩崎学園は1927年に創立し、横浜で7つの専門学校教育を中心に、大学院教育、子育て支援・幼児教育など幅広い事業を展開しています。

岩崎学園 横浜デジタルアーツ専門学校は、映像・ゲーム・CG・デザイン・漫画・イラスト・Web・音楽など、幅広い分野のクリエイターを養成する専門学校で、最先端のデジタル表現を修得できる学習環境の提供や、在学中から企業や行政と連携し、課題解決に取り組むプロジェクト学習などに力を入れています。

お問合せ先

資源循環局 3R推進課長 今村 貴美 Tel 045-671-2563



GREEN x EXPO 2027
YOKOHAMA JAPAN

2027年国際園芸博覧会 2027年3月～9月 横浜・上瀬谷

横浜中華街で

「トイレをきれいに！プロジェクト」が実施されます！

横浜市では、横浜中華街内の公衆トイレ2か所の維持管理について、日頃から横浜中華街発展会協同組合（以下、「中華街発展会」という）にご協力いただき、清潔できれいなトイレ環境の整備に取り組んでいます。

このたび、中華街発展会とジョンソン株式会社が主体となり、中華街にあるトイレ内の清潔保持を目的とした「トイレをきれいに！プロジェクト」がスタートします。

本市も中華街エリアのトイレの衛生・美化向上を目的としたこのプロジェクトに賛同し、本市が管理する公衆トイレを対象に取組に協力します。



1 対象の公衆トイレ

- (1) 山下町公衆トイレ（通称：洗手亭1号）
場所：横浜市中区山下町203
- (2) 中華街東門公衆トイレ（通称：洗手亭2号）
場所：横浜市中区山下町80-3



① 山下町公衆トイレ



② 中華街東門公衆トイレ

2 取組の概要

- 名称： トイレをきれいに！プロジェクト
主催： 横浜中華街発展会協同組合
協賛： ジョンソン株式会社
開始日： 令和7年3月1日（土）
対象物件： 公衆トイレ2か所 及び 中華街発展会組合員の各店舗のトイレ
実施内容：
・ 公衆トイレの外壁にプロジェクトのロゴを掲示
・ ごみ持ち帰り啓蒙パネルの掲示によるマナーアップ
・ スタンプ型洗剤や芳香剤の使用による衛生環境の向上

(参考)

1 横浜中華街発展会協同組合

理事長 ^{しんどう} 進藤 さわと

事務所所在地：横浜市中区山下町 118-2 廣東會館ビル 5F

2 ジョンソン株式会社

代表取締役社長 ^{すずき たかひら} 鈴木 崇平

所在地：横浜市西区みなとみらい 4-4-5 横浜アイマークプレイス 8階

お問合せ先
資源循環局街の美化推進課長 津島 邦宏 Tel 045-671-2536

資源循環局金沢工場ネーミングライツ契約を締結！愛称は 「JFE横浜金沢マリンエネルギーセンター」 に決定しました

資源循環局金沢工場について、JFEエンジニアリング株式会社からネーミングライツに関するご提案をいただき、契約を締結しましたので、令和7年4月から愛称の使用を開始します。

本事業の歳入は、本市廃棄物処理事業の財源として活用していきます。

1 契約内容の概要

- (1) 契約の相手方
JFEエンジニアリング株式会社
- (2) 愛称
JFE横浜金沢マリンエネルギーセンター
(英語表記：JFE Yokohama Kanazawa Marine Energy Center)
- (3) 契約金額
年間77万円(税込み)
※愛称使用期間は、令和7年4月からの5年間として公募しました。
- (4) 地域貢献等への提案
地域の児童に向けた、出前授業などを通じた持続可能な社会の実現にかかわる環境学習の機会の提供

2 契約までの経緯

本市のネーミングライツスポンサー公募に対し、本案件についてお申込みをいただきました。

お申込み時にご提案いただいた内容について、「横浜市ネーミングライツ導入に関するガイドライン」に基づき、市民の皆様からの意見募集やネーミングライツ導入検討会での検討等を経て、令和7年2月に契約を決定しました。



裏面あり

3 資源循環局金沢工場の概要

横浜市の家庭系ごみと事業系の一般廃棄物を焼却処理している工場です。ごみの焼却に伴い発生する蒸気を有効活用し、蒸気タービン発電機による発電を行うほか、工場に併設した温水プールに熱を供給しています。

- ・所在地：横浜市金沢区幸浦二丁目7番地1
- ・竣工：平成13年3月
- ・処理能力：1,200トン／日（400トン／日×3炉）



資源循環局金沢工場外観

お問合せ先		
資源循環局施設課長	荒井 昌典	Tel 045-671-2527



横浜市庁舎 1 階アトリウムと 聖マリアンナ医科大学横浜市西部病院に SDGs ロッカーを設置します！

SDGs
未来都市
横浜



横浜市及びヨコハマ SDGs デザインセンターでは、SDGs 達成に向けた取組を推進しています。
今回、SDGs の達成及び廃棄物削減等に資する取組として横浜市庁舎 1 階アトリウム（中区）及び聖マリアンナ医科大学横浜市西部病院（旭区）にて、消費期限内でありながら廃棄されてしまう専門店のパン等の食品をお得に購入できる SDGs ロッカーを新たに設置します。横浜市庁舎 1 階アトリウムでは SDGs ロッカーの稼働を、同場所で実証中の次世代型太陽電池で発電した再生可能エネルギーで行う予定です。さらに、聖マリアンナ医科大学横浜市西部病院ではパンのほか、SDGs ロッカーでは初めて市内で収穫した規格外野菜も販売いたします。

この取組により、前者では 4.6 t / 年、後者では 3.5 t / 年程度の廃棄物を削減することができます。
引き続き、市民の皆様が気軽に SDGs や脱炭素化に取り組むことができる機会の創出を図ります。

■横浜市庁舎 1 階アトリウム（市内 6 箇所目）

開始日時	令和 7 年 3 月 12 日(水) 8 時頃
場所	横浜市庁舎 1 階アトリウム南プラザ側入口横
食品販売者	REBELLBE(リベルベ) 日ノ出町店（中区日ノ出町 1-200 HINODE SAQUAS 1F）
販売日時	曜日：毎日(火曜：午後のみ、土曜：午前のみ) 時間：① 8～11 時頃、② 15 時頃（1 日 2 回搬入）
販売品目	食パン、総菜パン、菓子パン、焼き菓子等（約 40～50%OFF）
ロッカー設置者	株式会社アルファロッカーシステム（本社：金沢区福浦 1 丁目 6-8）

(注) 店舗の在庫状況等により販売がない場合や、今後、販売品等を変更する場合があります。

(注) 再エネ給電は令和 7 年 12 月迄を予定していますが、発電状況等により中止する場合があります。

実証実験の詳細：<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/koho-kocho/press/green/2024/zisedaitaiyoko.html>

■聖マリアンナ医科大学横浜市西部病院（市内 7 箇所目）

開始日時	令和 7 年 3 月 18 日(火) 19 時頃
場所	聖マリアンナ医科大学横浜市西部病院 1 階エントランスホール (旭区矢指町 1197-1)
食品販売者	① 1-7 BREAD YOKOHAMA (ワンセブンブレッド) (旭区笹野台 1-7-12) ② 株式会社 Woo-By.Style (ウビースタイル) (旭区柏町 27-1)
販売日時	① 曜日：毎日 / 時間：14 時頃、19 時頃(木曜日以外)（1 日 2 回搬入） ② 不定期
販売品目	① 食パン、食事パン、焼き菓子等（約 20～30%OFF） ② 規格外野菜、あられ
ロッカー設置者	株式会社アルファロッカーシステム（本社：金沢区福浦 1 丁目 6-8）

(注) 店舗の在庫状況等により販売がない場合や、今後、販売品等を変更する場合があります。

次頁あり

横浜市庁舎 1階アトリウム南プラザ側入口横設置場所



聖マリアンナ医科大学横浜市西部病院 1階エントランスホール



■ **REBELLBE(リベルベ) 日ノ出町店について**



2021 年創業。京浜急行本線日ノ出町の駅前に店を構えています。朝 8 時からオープンする店内には常に 100 種類ほどの焼きたてパンが並んでいます。冷凍生地を一切使用せず、店内で粉から生地を練り上げているため小麦の香りが別格に違います。毎日お客様に存分に楽しんで頂きたい為に沢山の種類のパンを作るため売れ残ってしまう事も。そんな中、今回の取組に大変共感し、参加を決めました。

HP : <https://www.rebellbe.com/>

■ **聖マリアンナ医科大学横浜市西部病院について**



聖マリアンナ医科大学横浜市西部病院は、横浜市西部地域の地域中核病院として 1987 年に開院しました。以来、地域の中心的な急性期総合病院として、大学病院ならではの高度な医療を提供し、地域に貢献してきました。近年では脱炭素に係る取組にも積極的に参画しています。

HP : <https://seibu.marianna-u.ac.jp/>

■ **1-7 BREAD YOKOHAMA について**



2023 年創業。相鉄線三ツ境駅より徒歩 6 分程の笹野台商店街にて営業中です。当店のパンは全て北海道産小麦を使用し、牛乳は神奈川県産きんたろう牛乳を使用し、全て粉から店内にて製造しております。

たくさんのパンを作ってお客様をお待ちしているため、ロスが発生することがあります。ロスを減らすことはできないものかと思案していたところロッカーのお話を伺い、参加しました。

HP : <https://1-7breadjp.shopinfo.jp/>

■ **株式会社 Woo-By.Style について**



これからも地域で心地いい暮らしを続けていくためにお勧めしたいアイテムや知っていただきたいアイデアを、地域の皆さんにご紹介する企画を展開する会社です。マルシェやイベントの運営、コミュニティや団体の事務局などを積極的に請け負い、ひとつひとつの地域課題に丁寧に向き合い事業化をすることで、継続的な対策を志しています。お得に楽しく SDGs に参加していただける方を増やしたい思いで、今回の取組に参画しました。

HP : <https://woo-by.co.jp/>

■ **株式会社アルファロッカーシステムについて**



1964 年に日本で初めてコインロッカーを製造・販売したロッカーのリーディングカンパニー。日々の暮らしの中でお荷物の一時的預かりや商品の受け渡しのストレスや困りごとを解決し、人とモノが巡りやすい世界を目指してまいります。

アルファグループは 2023 年に創業 100 周年を迎えました。

HP : <https://alpha-locker.com>

お問合せ先

■ SDGsロッカーの設置、SDGsに関すること	脱炭素・GREEN×EXPO推進局SDGs未来都市推進課長 田村 康治	TEL 045-671-3901
■ 横浜市内の食品ロス削減に関すること	資源循環局事業系廃棄物対策課担当課長	大島 貴至 TEL 045-671-2558
■ ヨコハマSDGsデザインセンターに関すること	ヨコハマSDGsデザインセンター総合コーディネーター	石塚 直樹 TEL 050-3749-7415

一般廃棄物処理業者に対する事業停止命令について

横浜市は、一般廃棄物処理業者に対して、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）に基づき、次のとおり事業停止命令を発出しましたので、お知らせします。

1 処分の対象者

名称 株式会社 ゼロ・インターナショナル
住所 横浜市都筑区中川中央二丁目5番13号

2 停止対象許可

一般廃棄物収集運搬業許可（許可番号：第1160号）

3 処分内容

事業の全部停止（令和7年3月19日から6月16日までの90日間）

4 根拠法令

法第7条の3第1号

5 処分理由

（1）事務所及び駐車場において、横浜市長の許可を受けずに事業の範囲を変更し、一般廃棄物の積み替え保管行為を行った。このことは、法第7条の2第1項に違反するため。

（2）一般廃棄物の許可を有しない業者から一般廃棄物を受け入れた。このことは、法第7条の3第1号に違反するため。

また、このことについて、法第18条第1項に基づく報告徴収を行ったところ、他者から廃棄物を受け入れた事実はないと、虚偽の報告を行った。このことは、法第18条第1項に違反するため。

<法令については裏面参照>

お問合せ先	
資源循環局事業系廃棄物対策課担当課長	田島 禎之
Tel 045-671-2526	

<参考>

◆廃棄物の処理及び清掃に関する法律 関連条文（抜粋）

第六条の二

七 事業者は、前項の規定によりその一般廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、政令で定める基準に従わなければならない。

第七条 一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域（運搬のみを業として行う場合にあつては、一般廃棄物の積卸しを行う区域に限る。）を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。ただし、事業者（自らその一般廃棄物を運搬する場合に限る。）、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。

第七条の二 一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者は、その一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業の範囲を変更しようとするときは、市町村長の許可を受けなければならない。ただし、その変更が事業の一部の廃止であるときは、この限りでない。

第七条の三 市町村長は、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、期間を定めてその事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

一 この法律若しくはこの法律に基づく処分に違反する行為（以下「違反行為」という。）をしたとき、又は他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が違反行為をすることを助けたとき。

第十八条 都道府県知事又は市町村長は、この法律の施行に必要な限度において、事業者、一般廃棄物若しくは産業廃棄物又はこれらであることの疑いのある物の収集、運搬又は処分を業とする者、一般廃棄物処理施設の設置者（市町村が第六条の二第一項の規定により一般廃棄物を処分するために設置した一般廃棄物処理施設にあつては、管理者を含む。）又は産業廃棄物処理施設の設置者、情報処理センター、第十五条の十七第一項の政令で定める土地の所有者若しくは占有者又は指定区域内において土地の形質の変更を行い、若しくは行つた者その他の関係者に対し、廃棄物若しくは廃棄物であることの疑いのある物の保管、収集、運搬若しくは処分、一般廃棄物処理施設若しくは産業廃棄物処理施設の構造若しくは維持管理又は同項の政令で定める土地の状況若しくは指定区域内における土地の形質の変更に關し、必要な報告を求めることができる。

4月からついに 全市 18 区でプラスチックの分別ルールが変更！

「プラスチックの分別変更」をPRします

プラスチックは燃やすと多くの温室効果ガスが発生し、地球温暖化の一因になっていることから、「燃やすごみに含まれるプラスチックごみの量を 2030 年までに2万トン削減」という目標達成に向け、家庭ごみ(プラスチックごみ)の分別ルールの変更を進めてきました。

令和7年4月からは、6年 10 月からの先行9区(※1)での実施に引き続き、後発 9 区(※2)も含め、全市 18 区で新しい分別ルールが開始となります(分別ルールの変更は、G30以来約 20 年ぶり)。

ついては、主に後発 9 区の皆さまに分別変更をお伝えすることを目的に、**各区で PR**を行います。是非、お越しく下さい。

※1 先行9区：旭区、泉区、磯子区、金沢区、港南区、栄区、瀬谷区、戸塚区、中区

※2 後発9区：青葉区、神奈川区、港北区、都筑区、鶴見区、西区、保土ヶ谷区、緑区、南区

PR 活動の概要

(1) 「全市 18 区開始直前 PR(後発9区)」(予定)

区名	内容	場所	開催日時
青葉区	「あおば GREEN GARDEN※」でのPR活動	青葉区美しが丘1-7-1 たまプラーザテラス	3月20日(木・祝) 11:00~15:00
神奈川区	駅頭でのPR活動	JR東神奈川駅 京急東神奈川駅	3月20日(木・祝) 9:30~11:00
港北区	無印良品プリンスペペ店でのPR活動	港北区新横浜3-4	3月20日(木・祝) 13:00~15:30
都筑区	イトーヨーカドーららぽーと横浜店でのPR活動	都筑区池辺町4035-1	3月20日(木・祝) 10:00~15:00
鶴見区	「TSURUMI GO GREEN※」でのPR活動	JR鶴見駅東口駅前広場	3月20日(木・祝) 11:00~15:00
西区	「みなとみらい 21 さくらフェスタ 2025※」でのPR活動	西区みなとみらい2丁目 さくら通り	3月22日(土) 11:00~17:00
保土ヶ谷区	①「ほどがやグリーンフェスティバル 2025※」でのPR活動 ②メガロス天王町店でのPR活動	①保土ヶ谷区川辺町3-5 イオン天王町ショッピングセンター ②保土ヶ谷区神戸町134	① 3月16日(日) 11:00~15:00 ② 3月28日(金) 10:00~13:30
緑区	イオンフードスタイル鴨居店でのPR活動	緑区鴨居1-6-1	3月20日(木・祝) 13:00~15:00
南区	「第2回みなみ桜まつり 2025※」でのPR活動	蒔田公園(南区宿町1-1)	3月22日(土) 14:00~19:00 3月23日(日) 10:00~15:00

※ GREEN×EXPO 2027 関連イベント(各イベントの詳細：<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/koho-kocho/press/shimin/2024/0310GREENEXPO2027.html>)

裏面あり



市内百貨店店頭でのPR活動の様子



駅でのPR活動の様子

(2) 市庁舎ライトアップ

市庁舎を分別変更の周知で使用している「キービジュアルカラー」のブルーにライトアップします。

【実施期間】3月26日(水)～4月1日(火)

【ライトアップ時間】17:00～22:00



キービジュアル



横浜市役所

参考:新しいプラステックごみの分別ルール概要

「プラステック製容器包装」に、新たに「プラステックのみでできている“プラステック製品”」を加えて、『プラステック資源』としてお出しいただけます。

収集された『プラステック資源』はリサイクルされ、新たな製品に生まれ変わります。収集曜日の変更はありません。



市HP

収集曜日は
変わりません!

「プラステック資源」

「プラステック製容器包装」の収集日が「**プラステック資源**」の収集日に変わります

今までと変わらずに出せるもの

プラステック製容器包装

このマークが目印です

NEW 新たに出せるもの

プラステック製品

一番長い辺が50cm未満の
プラステックのみでできたもの

ラップ・チャック付き保存袋・調理器具・台所用品

50cm未満
屋外用品

風呂、洗面用具など

文房具・おもちゃなど

その他日用品(ハンガーなど)

これらは出せません

50cm以上のもの (一番長い辺が50cm以上) (広げると50cm以上)

衣装ケース

厚みがあり、硬いもの

ビニールひも

ビニールシートなど

まな板など

発火の危険があるもの

モバイルバッテリーなど

お問い合わせ先		
資源循環局業務課プラステック分別推進担当課長	倉田 力	Tel 045-671-2308